

# 政策資料

No.321 《復刊216号》  
1993年6月1日

巻頭言 鈴木 久 ..... 1

## 〈特 集〉

### I 政治改革について

- 委員長談話 ..... 2
- 社公共同の政治改革六法案の要綱 ..... 3

### II 二つの調査会によるエネルギー 政策案

- 地球にやさしいクリーンエネルギー  
政策案 ..... 19
- わが党の総合エネルギー政策提言 ..... 37

## 〈資 料〉

- 労働基準法等改正案に係る四党共同  
要求 ..... 59
- 「林業労働者雇用改善法案」の提出  
について ..... 60
- 林業労働者の雇用安定及び雇用管理の  
改善等に関する法律案の概要 ..... 62

○ 林業労働者の雇用安定及び雇用管理の  
改善等に関する法律案要綱 ..... 64

○ 臨時行政改革推進審議会中間報告につ  
いて（談話） ..... 68

○ カンボジアでの日本人選挙監視員の殺  
害事件について（談話） ..... 69

○ 「不況対策に関する各党協議会」にお  
ける協議の経過について（中間報告） ..... 69

○ 放射性廃棄物に関する申し入れ ..... 71

○ 急騰する円相場と政府の責任について  
(談話) ..... 72

○ 「心身障害者対策基本法」改正につ  
いての基本的な考え方 ..... 73

## 政策の焦点

日本における電気通信庁=O F T E L  
「設立」の検討課題 ..... 78



私は、長い間県議会議員の立場で地方から国政を見てきた。そこで見たのは、名ばかりの地方自治の姿であった。これに不満を抱きつつ三年前に国政に参画した。時あたかもバブル全盛期でそれまで陽のあたらなかつた地方へモリゾートブームにのつたゴルフ場など

せたのは、旧炭鉱廃坑にトリクロロエチレンなどの有害物質を含む、ドラム缶で十万本にものぼる大量の産廃物の不法投棄事件の発生である。わが東北地方は、これまで首都圏へ人や食糧、水、電力などを送り続けてきた。その結果は、若者を都会に奪われ、農林水産業

にさらされた。“東京の遊び場”と“ゴミ捨て場”にされてたまる地を守ろう」と住民が起ち上がった。しかし「水源地を守ろう」と世論に支えられて反対運動は盛り上がった。しかし「水源地を守ろう」と住民が起ち上がつて開発反対を訴えても、市当局にはこれを止める権限がない。産業廃棄物の不法投棄もこれを取り締められた。

にさらされた。“東京の遊び場”と“ゴミ捨て場”にされてたまる地を守ろう」と住民が起ち上がつたのである。勿論、その視点は地方への権限委譲と住民参加の推進による分権と自治であることは言うまでもない。今、地方では乱開発からの水源地の保護に起ち上がり、条例制定が進んでいる。これも、何もしない中央に対する地方からの反発であり、自治に目覚めた一つの動きであろう。以上述べることは、この三年間国政の場から地方を考えてきた拙い経験の一端である。

今、国会では政治改革論議が行なわれているが、肝心な地方分権推進への道すじはまったく見えてこない。あとを絶たない政治腐敗の発生は、中央集権下の政・官・財癪着による利益誘導と陳情政治によるものである。そこで私はまずゴルフ場の乱開発防止には、会員権によるあぶく錢が根源であると考へて「ゴルフ等会員権法」の制定に取り組み、ついに昨年五月議員立法をかち得たのである。又、廃棄物三法の抜本改正をめざして党の法案策定にも参画して、これま

## 卷頭言



# 今こそ地方分権の 推進を

鈴木 久

政策審議会副会長

の開発ラッシュと首都圏で捨て場に困った産業廃棄物が押しよせ、これらの用地の取得に札ビラがとびかっただ。都心から二百キロ圏内にある私が住む福島県いわき市はその恰好の場所にされた。既設の八つのゴルフ場に加えて二十近い開発計画と廃棄物処分場の用地も物色された。さらに全国に名をは

などの衰退とあいまつて過疎に呻吟してきた。そして今度はゴルフ場と廃棄物の捨て場なのである。昔から大切にしてきた自然環境が次々に破壊され「日本一おいしい水」と自慢してきた水道水源地がゴルフ場の農薬に汚染される危機に直面し、鳴き砂や海鳥の生息で有名な海岸モリゾート開発の荒波

た昨年五月に大きな前進をかち取つたのである。勿論、その視点は地方分権の推進と自治であることは言うまでもない。今、地方では乱開発からの水源地の保護に起ち上がり、条例制定が進んでいる。これも、何もしない中央に対する地方からの反発であり、自治に目覚めた一つの動きであろう。以上述べることは、この三年間国政の場から地方を考えてきた拙い経験の一端である。

今、国会では政治改革論議が行なわれているが、肝心な地方分権推進への道すじはまったく見えてこない。あとを絶たない政治腐敗の発生は、中央集権下の政・官・財癪着による利益誘導と陳情政治によるものである。そこで私はまずゴルフ場の乱開発防止には、会員権によるあぶく錢が根源であると考へて「ゴルフ等会員権法」の制定に取り組み、ついに昨年五月議員立法をかち得たのである。又、廃棄物三法の抜本改正をめざして党の法案策定にも参画して、これま

(衆議院議員・すずきひさし)

# 特集

## 特集Ⅰ 政治改革について

一九九三・四・一〇（於・札幌）

### 政治改革の今国会実現に全力をあげる

日本社会党委員長  
山 花 貞 夫

1. 社会党は八日、公明党とともに政治改革

関連六法案を国会に提出した。その眼目は、

政治净化・腐敗再発防止と衆議院選挙における一票の格差是正と民意を正しく反映させる「小選挙区併用型比例代表制」の導入である。

私は、不正献金・汚職・脱税の繰り返しによる政治腐敗が、今日の景気にも極めて悪影響を与えていることを指摘し、思い切った改革を実現することが国民の切なる要求であると確信する。

2. 国民の政治不信は極に達し、腐敗防止と選挙制度改革の一刻も早い実現を求めてい

る。

国会は、いよいよ社会党・公明党六法案と自民党四法案の並行審議に入るが、政治净化・倫理の確立を放棄し腐敗の温床を温存した上で、一党支配の継続を策する自民党の独善的な「単純小選挙区制」の矛盾と危険性について、審議を通じて国民の前に明確に論証し、六法案の今国会中の成立をめざしたい。

4. 「小選挙区併用型比例代表制」は今日の政治改革の課題にも沿った理にかなつたものであり、「単純小選挙区」や「並立制」での決着はありえない。また、「政治倫理法」等の制定は国民の総意である。私は、法案の今国会中の成立に全力をあげるとともに、次の総選挙から実施するため与野党で精力的な審議を行いたい。

3. 現在の国会勢力を考えれば、自民党案が参議院を通過し成立することはあり得ない。同時に、自民党政治への批判のもとで求められている政治改革を自民党が単独で、都

合の良い案を成立させようとしている姿勢は遺憾である。

選挙制度は国民の求めるところに従い、各党・各会派の合意のもとに進めなくてはならない。選挙制度改革は党利党略ではなく、国民のための政治を回復するために推進しなくてはならない。

私は、この制度の実現に向けての提案について耳を傾けるのは勿論だが、むしろ共同提案者の公明党とも協力して各党・各会派の合意形成を積極的にリードしていく決意である。

## 社公共同の政治改革六法案の要綱

社会党は、公明党と共同で国会に提出する政治改革関連六法案を決めました。

公選法改正案を含む六法案の要綱を掲載します。

### 公職選挙法の一部を改正する法律案要綱

#### 第一 衆議院議員の選挙制度に関する事項

##### 一 選挙制度の基本

各ハロックごとの小選挙区併用型比例代表制とする

##### 二 議員の定数

衆議院議員の定数は五百人とする。ただし、この法律に基づく選挙の結果五百人を超えることを妨げないものとする。

(第四条第一項関係)

1 衆議院議員は、各ハロック及び各小選挙区において、選挙するものとする。

(第十二条第一項関係)

2 ハロックの数は十一とし、小選挙区の数は一百とする。

(第十三条第一項関係)

3 各ハロックに含まれる都道府県並びに各ハロックの定数及び各ハロックにおける都道府県ごとの小選挙区の数は、別表第一で定めるものとする。

(第十三条第一項関係)

4 小選挙区は、別に法律で定め、各小選挙区において選挙すべき議員の数は一人とする。

(第十三条第三項関係)

#### 四 衆議院議員小選挙区画定等審議会

総理府に、衆議院議員の選挙における各ハロックの定数の改定、各ハロックにおける都道府県ごとの小選挙区の数の改定及び小選挙区の改定について調査審議し、その改定案を作成するため、別に法律で定めると規定する。

(第百条第一項関係)

1 衆議院議員は、各ハロック及び各小選挙区において、選挙するものとする。

(第十八条の一関係)

2 投票は、投票用紙の第一欄に「ハ」の届出をした政党その他の政治団体（以下「名簿届出政党等」という）の名称又は略称を、投票用紙の第二欄に小選挙区の候補者一人の氏名を記載して行うものとする。

(第百条第一項関係)

3 ハロックの選挙において無投票当選による当選人が定められた場合は、当該ハロックにおける複数の候補者のある小選挙区（候補者のいずれもが名簿登載者である小選挙区を除く）においては、投票用紙の第二欄に候補者一人の氏名を記載するのみの投票を行うものとする。

(第百条第一項関係)

4 立候補

1 ハロックの選挙における候補者の届出

2 名簿の届出

と。

(第百条第一項関係)

2 小選挙区において本人届出又は推薦届出に係る候補者（以下「無所属等候補者」という。）が無投票当選による当選人と定められたときは、当該小選挙区においては、投票は行わず、小選挙区において名簿届出政

しては、投票は行わず、小選挙区において名簿届出政

次のいずれかに該当する政党その他の政治団体は、

当該選挙の期日の公示又は告示があった日(以下「当該政党その他の政治団体の名称(一の略称を含む)並びにその所属する者の氏名及びそれらの者の間における当選人となるべき順位を記載した文書(以下「名簿」という)」)を当該選挙に届け出ることにより、その名簿

に記載されてゐる者(以下「名簿登載者」という)を当該選挙における候補者とすことができるものとする。

(第八十六条第一項関係)

① 当該政党その他の政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員を三人以上有すること。

② 直近において行われた衆議院議員の総選挙における当該政党その他の政治団体に係る第一欄の獲得記載総数が各政党その他の政治団体に係る獲得記載総数の合計数の百分の一以上であること又は当該政党その他の政治団体に所属する候補者に係る第一欄の記載総数の合計数が各候補者に係る第二欄の記載総数の合計数の百分の一以上であること。

③ 直近において行われた参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙又は選挙区選出議員の選挙における当該政党その他の政治団体の得票総数が当該選挙における有効投票の総数の百分の一以上であること。

④ 名簿の届出をするじつより候補者となる名簿登載者を当該ブロックの定数の十分の一以上有すること。

2 重複立候補

① 名簿届出政党等は、名簿登載者を小選挙区の選挙における当該名簿届出政党等の届出に係る候補者とすれども立候補することができないものとする。

(第八十六条の二第八項関係)

② ①の重複立候補がある場合には、それらの者の全部又は一部につれて当選人となるべき順位を同一のものとすることができるものとする。

(第八十六条第五項関係)

3 名簿登載者の数

名簿登載者の数は、当該ブロックにおける当該選挙において選挙すべき議員の数を超えることができないものとする。

(第八十六条第四項関係)

② 小選挙区の選挙における候補者の届出

1 名簿届出政党等は、当該名簿届出政党等に所属する者を候補者としようとするときは、当該選挙の期日の公示又は告示があった日(以下「文書」といふ)を当該選挙に届け出なければならないものとする。

(第八十六条の二第一項関係)

2 1のほか、本人届出又は推薦届出による立候補もすることができるものとする。

(第八十六条の二第一項及び第三項関係)

③ 候補者の選定の手続の届出等

1 ①の①から③までのいずれかに該当する政党その他の政治団体は、当該政党その他の政治団体のブロ

ックの選挙の名簿登載者の選定及び小選挙区の選挙の候補者となるべき者の選定の手続を定めたときは、その日から七日以内に、その旨を自治大臣に届け出なければならぬものとする。

(第八十六条の二第一項関係)

2 1 ①による名簿の届出をしようとする政党その他の

政治団体又は②による届出をしようとするものは、当該名簿の名簿登載者又は候補者(当該候補者が名簿登載者であるときはその者を除く)一人につき、三百円を供託しなければならないものとする。

者又は候補者の選定の手続を告示しなければならないものとする。

(第八十六条の五第五項関係)

4 名称の届出

1 ①の①から③までのいずれかに該当する政党その他の政治団体は、衆議院議員の総選挙の期日から三十日以内に、当該期間が衆議院の解散の日にかかる場合にあつては、当該解散の日までの間に、当該政党その他の政治団体の名称及び一の略称を自治大臣に届け出るものとする。

(第八十六条の六第一項関係)

2 ①の①から③までのいずれかに該当する政党その他の政治団体は、衆議院議員の総選挙の期日後二十四日を経過する日から当該衆議院議員の任期満了の日前九十日を当たる又は衆議院の解散の日のいずれかに早い日までの間に、①の①から③までのいずれかに該当することになったときは、その該当することとなつた日から七日以内に(当該期間が衆議院の解散の日にかかる場合にあつては、当該解散の日までの間に)、当該政党その他の政治団体の名称及び一の略称を自治

大臣に届け出るものとする。

(第八十六条の六第一項関係)

3 自治大臣は、1又は2の届出があったときは、当該政党その他の政治団体の名称及び略称、本部の所在地並びに代表者の氏名を告示しなければならないものとする。

(第八十六条の六第六項関係)

④ 供託

1 ①による名簿の届出をしようとする政党その他の

政治団体又は②による届出をしようとするものは、当該名簿の名簿登載者又は候補者(当該候補者が名簿登載者であるときはその者を除く)一人につき、三百円を供託しなければならないものとする。

(第九十二条第一項関係)

(二) ブロックの選挙における当選人

2 名簿届出政党等につき、三百円に当該名簿届出政党等に係る当選人の数の三倍の数を乗じて得た金額が当該名簿届出政党等に係る一の供託物の額に達しないときは、当該供託物のうち当該供託物の額から三百万円に当該名簿届出政党等に係る当選人の数の三倍の数を乗じて得た金額に相当する額の供託物は、国庫に帰属するものとすること。

(第九十三条第一項関係)

(一) 当選人

(第九十五条第三項関係)

(五) 重複立候補者で当選となるべき順位が同一のものとされた者の間における当選人となるべき順位は、

当該小選挙区における第一欄の記載総数が最も大きい者に係る第一欄の記載総数に対する当該者に係る第一欄の記載総数の割合の最も大きい者から順次に定める。当該名簿届出政党等に係る第一欄の記載総数を減じて得た数をもつて、各名簿届出政党等に対する総配分議席数とすること。

(九)

2 各名簿届出政党等に係る第一欄の記載総数から、第一欄に無所属等当選人の氏名の記載のある投票に係る名簿届出政党等に係る第一欄の記載数を減じて得た記載数をもつて、各名簿届出政党等の獲得記載総数とすること。

(第六) 小選挙区の選挙の当選人とされた名簿登載者があるときは、当該名簿登載者は、名簿に記載されていないものとみなすものとすること。

(第七) ブロックの選挙において、当該ブロックの名簿登載者の総数と複数の候補者のある小選挙区（重複立候補のみある小選挙区を除く）の数を合算した数が、当該ブロックの定数から無投票当選により当選人（重複立候補者である場合を除く）が定められた小選挙区の数を控除した数以下である場合は、当該ブロックにおける名簿登載者は、無投票当選となるものとすること。

(八)

(第九十五条第八項関係)

(九) ブロックの選挙において、当選人となるべき順位に従い割り当てるものとすること。

(十)

(第九十六条関係)

(十一)

(第百条第一項関係)

(十二) 当選人の更正決定及び繰上補充

(十三)

(第百一条第二項関係)

(十四) 当選の効力に関する訴訟の結果、再選挙を行わないで配分議席又は当選人を定めることができる場合においては、直ちに配分議席又は当選人の更正決定をしなければならないものとすること。

(十五)

(第百二条第一項、第六項及び第七項関係)

(十六) 当選の効力に関する訴訟の結果、その当選を無効とした場合を除くにおいて、当該当選人に係る名簿登載者で当選人とならなかたものがあるときは、その者の中からその名簿における当選人となるべき順位に従い、当選人を定めるものとすること。この場合

(十七)

(第百三条第七項及び第九項関係)

(十八) 候補者がいる場合

(十九)

(第二十一条第一項)

(二十) 六分の一以上の記載総数に達した候補者がいない

- 1 ① 候補者がいる場合
- 2 ② 六分の一以上の記載総数に達した候補者がいない

(第九十五条第七項及び第九項関係)

5 重複立候補者で当選となるべき順位が同一のものとされた者の間における当選人となるべき順位は、当該小選挙区における第一欄の記載総数が最も大きい者に係る第一欄の記載総数に対する当該者に係る第一欄の記載総数の割合の最も大きい者から順次に定める。当該名簿届出政党等に係る第一欄の記載総数を減じて得た数をもつて、各名簿届出政党等に対する総配分議席数とすること。

において、当該名簿登載者数が不足するときは、欠員のままとする。

(第九十七条関係)

3 名簿届出政党等の届出に係る小選挙区の選挙に係る当選人に欠員が生じた場合（当選当選の効力に関する訴訟の結果、その当選を無効とされた場合を除く）において、当該名簿届出政党等に係る名簿登載者で当選人となるなかつたものがあるときは、その者の中から名簿における当選人となるべき順位に従い、当選人を定めるものとする。この場合において、当該名簿登載者数が不足するときは、欠員のままとし、当該名簿届出政党等が配分議席数を超える当選人を有するときは、名簿からの補充は行わないものとする。

(第九十七条関係)

八 特別選挙

(一) 再選挙

1 当該ブロックにおける当選人の不足数が、当該ブロックにおける議員の欠員の数と通じて、当該ブロックにおける議員の欠員の数と通じて、当該ブロックにおいて、拘束名簿式比例代表制による再選挙を行うものとする。 (第一百八条の二関係)

2 無所属等当選人に欠員が生じたときは、当該小選挙区において、単純小選挙区制による再選挙を行うものとする。当該再選挙に係る当選人に再び欠員が生じた場合においても、同様とする。

(第二百八条の三関係)

3 選挙の効力に関する訴訟又は当選の効力に関する訴訟の結果、当該選挙の全部若しくは一部が無効となつたときは、当選人がなくなつたときは、当該ブロック又は当該小選挙区において、再選挙を行うものとす

る。 (第二百八条の二から第二百八条の四まで関係)

4 3の場合（無効とされた選挙が単純小選挙区制により行われた選挙である場合を除く）において、一部が無効とされた選挙における配分議席数及び当選人の決定は、当該再選挙の結果に基づく新たな決定に係る告示がされるまでの間は、なおその効力を有するものとする。

(第二百五条第五項関係)

(二) 議員の欠員が生じた場合の繰上補充

1 名簿において当選人と定められた議員に欠員が生じた場合において、当該議員に係る名簿届出政党等の名簿登載者で当選人となるなかつたものがあるときは、その者の中から当該名簿における当選人となるべき順位に従い、当選人を定めるものとする。この場合において、当該議員に係る名簿登載者の数が不足するときは、欠員のままとする。

(第二百十二条第一項関係)

2 小選挙区において当選人と定められた議員で名簿届出政党等の届出に係るものに欠員が生じた場合において、当該名簿届出政党等の名簿登載者で当選人となるなかつたものがあるときは、その者の中から当該名簿における当選人となるべき順位に従い、当選人を定めるものとする。この場合において、当該名簿届出政党等の名簿登載者の数が不足するときは、欠員のままとする。

(第二百三十条関係)

① 公職の候補者（名簿登載者で重複立候補者以外のものを除く。以下同じ。）又はその推薦届出者

② 名簿届出政党等

1 選挙事務所は、次に掲げるものでなければ、設置することができないものとする。

(第二百三十一条第一項関係)

2 公職の候補者の選挙事務所は、一箇所とする。

3 名簿届出政党等の選挙事務所は、当該ブロックの有権者七十万人以上に一箇所及び当該ブロックにおける名簿登載者五人ひとり一箇所とする。

(第二百三十二条第一項関係)

(二) 自動車、船舶及び拡声機の使用

1 主として選挙運動のために使用される自動車又は船舶及び拡声機は、公職の候補者一人について、自動車一台又は船舶一隻及び拡声機一そりのほかは、使用することができないものとする。この場合において、公職の候補者は、当該小選挙区において各公職の候補者に係る第二欄の記載総数の合計数の十分の一

ロックの定数の四分の一を超えるに至つたときは、当該ブロックにおいて拘束名簿式比例代表制による補欠選挙を行ふものとする。 (第二百十二条の二関係)

2 小選挙区において無所属等当選人に係る議員に欠員が生じたときは、当該小選挙区において、単純小選挙区制による補欠選挙を行ふものとする。当該補欠選挙に係る議員に再び欠員が生じた場合においても、同様とする。

(第二百十一条の三関係)

(一) 選挙運動

選挙事務所

1 選挙事務所は、次に掲げるものでなければ、設置

することができないものとする。

(第二百三十一条第一項関係)

2 公職の候補者（名簿登載者で重複立候補者以外の

ものを除く。以下同じ。）又はその推薦届出者

① 公職の候補者（名簿登載者で重複立候補者以外の

ものを除く。以下同じ。）又はその推薦届出者

② 名簿届出政党等

1 選挙事務所は、次に掲げるものでなければ、設置

することができないものとする。

(第二百三十一条第一項関係)

2 公職の候補者の選挙事務所は、一箇所とする。

3 名簿届出政党等の選挙事務所は、当該ブロックの有権者七十万人以上に一箇所及び当該ブロックにおける名簿登載者五人ひとり一箇所とする。

(第二百三十二条第一項関係)

(二) 自動車、船舶及び拡声機の使用

1 主として選挙運動のために使用される自動車又は

船舶及び拡声機は、公職の候補者一人について、自動

車一台又は船舶一隻及び拡声機一そりのほかは、使

用することができないものとする。この場合において、公職の候補者は、当該小選挙区において各公職

の候補者に係る第二欄の記載総数の合計数の十分の一

以上の記載総数を得た場合に限り、一定額の範囲内で自動車を無料で使用することができるものとすること。

(第一百四十二条第一項及び第六項関係)

2 名簿届出政党等は、当該ブロックの有権者七十万人ごとに自動車一台又は船舶一隻及び拡声機一そろい及び当該ブロックにおける名簿登載者五人ごとに自動車一台又は船舶一隻及び拡声機一そろいを、主として当該ブロックにおける選挙運動のために使用することができるものとすること。

(第一百四十二条第一項関係)

### (三) 文書図画の頒布

1 公職の候補者一人につき三万五千枚以内の通常葉書及び二種類以内七千枚以内のビラを、選挙運動のために頒布することができるものとすること。この場合において、公職の候補者は、当該小選挙区において第二欄の記載総数の合計数の十分の一以上の記載総数を得た場合に限り、一定額の範囲内で通常葉書及びビラを無料で作成することができるものとすること。

(第四十二条第一項及び第九項関係)

2 名簿届出政党等は、十万に当該ブロックの有権者の総数を七十万で除して得た数を乗じて得た数に、一千枚に当該ブロックにおける名簿登載者の数を乗じて得た数を加えて得た数以内の選挙運動用ポスターを掲示することができるものとすること。

(第一百四十二条第一項関係)

1 個人演説会告知用ポスター及び選挙運動用ポスターは、ポスター掲示場ごとに公職の候補者一人につきそれ一枚を限り掲示するほかは、掲示することができないものとすること。この場合において、公職の候補者は、当該小選挙区において各公職の候補者に係る第二欄の記載総数の十分の一以上の記載総数を得た場合に限り、一定額の範囲内で選挙運動用ポスター等を無料で作成することができるものとすること。

(第一百四十三条第一項、第三項及び第十四項関係)

2 名簿届出政党等は、五千枚に当該ブロックの有権者の総数を七十万で除して得た数を乗じて得た数に、一千枚に当該ブロックにおける名簿登載者の数を乗じて得た数を加えて得た数以内の選挙運動用ポスターを掲示することができるものとすること。

(第一百四十三条及び第一百四十四条関係)

1 公職の候補者についてばくしわかの「新聞」に、五回を限り、無料で、選挙に関する広告をすることができるものとすること。(第一百四十九条第一項関係)

(五) 新聞広告

2 名簿届出政党等は、自治省令で定めるところにより、当該ブロックにおける名簿登載者の数(ブロックの定数の半数を超える場合には、ブロックの定数の半数とする)に応じて自治省令で定める方法で、いずれかの「新聞」に、選挙運動の期間中、自治省令で定める回数を限り、選挙に関する広告をすることができるものとすること。(第一百四十九条第一項関係)

(六) 政見放送

1 公職の候補者及び名簿届出政党等は、政令で定めることにより、選挙運動の期間中日本放送協会及び

一般放送事業者のラジオ放送又はテレビジョン放送の放送設備により、公益のため、その政見(名簿届出政党等の所属候補者の紹介を含む)を無料で放送することができるものとすること。この場合において、日本放送協会及び一般放送事業者は、その録音し又は録画した政見をそのまま放送しなければならないものとすること。

(第一百五十条第一項及び第二項関係)

2 1の放送に關しては、すべての公職の候補者及び名簿届出政党等に対して、同一放送設備を使用し、同一時間数(名簿届出政党等に対しては名簿登載者の数に応じて政令で定める時間数)を与える等同等の利便を提供しなければならないものとすること。

(第一百五十条第三項関係)

1 日本放送協会は、その定めるところにより、公職の候補者の氏名、年齢、党派別、当該公職の候補者が名簿届出政党等に所属しているときは当該名簿届出政党等の名称、主要な経歴等を関係区域の選挙人に周知させるため、放送をするものとすること。

(七) 経歴放送

1 ブロック選挙管理委が当該ブロックにおける小選挙区ごとに指定する市町村において、公職の候補者の政見を周知させるため、立会演説会を開催するものとする。この場合における立会演説会の回数は、小選挙区ひとり、当該ブロック選挙管理委が定める回数とすること。

(八) 立会演説会

1 ブロック選挙管理委が当該ブロックにおける小選挙区ごとに指定する市町村において、公職の候補者の政見を周知させるため、立会演説会を開催するものとする。この場合における立会演説会の回数は、小選挙区ひとり、当該ブロック選挙管理委が定める回数とすること。

(九) 政見放送

1 日本放送協会又は一般放送事業者は、立会演説会についてその実況を放送することができるものとすること。この場合においては、あらかじめ当該ブロック

選挙管理会と協議しなければならないものとするしとす。

(第一百五十一条の四関係)

とす。

個人演説会等及び街頭演説

公職の候補者又は名簿届出政党等は、公営施設を使用して、個人演説会又は政党等演説会を開催することができるものとする。

(第一百五十二条)

ができます。

(第一百六十二条第一項関係)

2 公営施設以外の施設使用の個人演説会等

公職の候補者又は名簿届出政党等は、公営施設以外の施設(建物その他の施設の構内を含む)を使用して、個人演説会又は政党等演説会を開催することができるものとする。

(第一百六十二条の二関係)

3 政党等演説会における演説  
名簿届出政党等が開催する政党等演説会においては、演説者は、当該ブロックにおける選挙運動のための演説をすることができるものとする。

(第一百六十二条第三項関係)

4 街頭演説

選挙運動のためにする街頭演説(屋内から街頭へ向かってする演説を含む)は、次に掲げる場合でなければ、行うことができないものとする。

(第一百六十四条の五第一項関係)

① 演説者がその場所に立ち入り、標旗を掲げて行う場合

② 名簿届出政党等が[1]による選挙運動のために使用する自動車又は船舶で停止しているものの車上又は船上及びその周囲で行う場合

(+) 選挙公報の発行

都道府県の選挙管理委員会は、公職の候補者の氏名、

党別、経歴、政見、写真等並びに名簿届出政党等の名称及び略称、政見、届出に係る候補者の氏名及び経歴、名簿登載者の当選人となるべき順位等を掲載した選挙公報を、選挙(選挙の一部無効による再選挙を除く。)ごとに、一回発行しなければならないものとする。

(第一百六十七条第一項関係)

(+) 投票記載所の氏名等の提示  
市町村の選挙管理委員会は、その選挙の当田、投票所内の投票の記載をする場所に名簿届出政党等の名称及び略称並びに公職の候補者の氏名及び党別(当該公職の候補者が名簿届出政党等に所属しているときは、当該名簿届出政党等の名称及び略称)の掲示並びに投票所内のその他の適当な箇所に名簿届出政党等の名称及び略称並びに名簿届出政党等の届出に係る候補者の氏名及び名簿登載者の当選人となるべき順位の掲示をしなければならないものとする。

(+) 交通機関の利用

小選挙区の選挙においては、公職の候補者、推薦届出者その他選挙運動に従事する者が選挙運動の期間中関係区域において鉄道、軌道、一般乗合旅客自動車運送事業等の交通機関を利用するため、公職の候補者は、運輸大臣の定めるところにより、無料で、通じて十五枚の特殊乗車券の交付を受けることができるものとする。

(第一百七十六条関係)

(+) 衆議院議員の選挙における選挙運動の態様  
衆議院議員の選挙においては、名簿届出政党等が行う選挙運動の制限に関する規定は、公職の候補者の選挙運動が、この法律において許される態様において名簿届出政党等の選挙運動にわたることを妨げないものとす。

(第一百七十七条)

3 秘書若しくはこれに類似する名称を使用する者は公職の候補者等の政治活動のために使用する常設の

とする。

(第一百七十八条の四第一項関係)

第二 戸別訪問に関する事項

選挙に関する戸別訪問を行うことができるものとすること。ただし、時間については午前八時から午後九時までに限るものとする。

(第一百三十八条関係)

第三 腐敗防止に関する事項

一 収賄罪を犯し刑に処せられた者に係る公民権の停止の強化に関する事項

「公職にある間に犯した刑法第百九十七条から第百九十七条の四までの罪(収賄罪)」による刑に処せられた者は、その執行を終わり又はその執行を受けることがなくなった日から五年間選挙権及び被選挙権を有しないものとする。

(第一百一条第一項第四号関係)

二 連座制の強化に関する事項

1 次に掲げる者が買収等の罪を犯し、禁錮以上の刑に処せられたとき(執行猶予を含む)は、連座制の適用があるものとする。

(第一百五十五条第一項関係)

① 公職の候補者等に使用される者で当該公職の候補者等の政治活動を補佐するもの(以下「秘書」という)。

② 公職の候補者等の父母、配偶者、子又は兄弟姉妹で当該公職の候補者等、総括主宰者、地域主宰者又は秘書と意思を通じて選挙運動をしたもの

2 選挙区の区域内の一の市町村の区域を含む地域の

選挙運動を主宰すべき者として公職の候補者又は総括主宰者から定められ、当該地域における選挙運動を主宰した者を新たに地域主宰者とする。

(第一百五十五条の二第一項第三号関係)

事務所に所属する者であることを示す名称を使用する者について、当該公職の候補者等がこれらの名称の使用を承諾し又は答認している場合には、秘書と推定するものとする。

#### (第二百五十一条の二第一項関係)

##### (二) 立候補制限

当選無効に加え、連座裁判の確定の時から五年間(参議院選挙区選出議員の選挙については、七年間)、当該選挙に係る選挙区(衆議院議員の小選挙区の選挙における政党その他の政治団体の届出に係る公職の候補者等であつた者については当該小選挙区に係るプロ

ク、その他の衆議院議員の小選挙区の選挙における公職の候補者等であつた者については当該小選挙区とし、選挙区がないときは選挙の行われる区域とする)において行われる当該公職に係る選挙において、公職の候補者となり、又は公職の候補者であることができないものとすること。

(第二百五十一条の二第一項及び第三項関係)  
ただし、連座制の対象となる者の違反行為が、おどり、寝返りによるものであるときは、立候補制限については免責するものとすること。

#### (第二百五十一条の二第四項関係)

#### 第四 公職の候補者等の寄附の禁止の強化に関する事項

公職の候補者等は、当該選挙区内にある者に対し、専ら政治上の主義又は施策を普及するために行う講習会その他の政治教育のための集会に關し必要やむを得ない実費の補償としてする寄附をしてはならないものとすること。

##### 第五 その他

一 罰金額の引上げを行うものとすること。  
二 政府は、選挙権に係る年齢の満十八歳以上への引下げ及び電子式投票の採用については、公職選挙法の

ブロック	人口	定数	都道府県	人口	小選挙定数	小計	比例定数
北海道	5,643,647	23	北海道	5,643,647	9	9	14
東 北	9,738,285	39	青森県	1,482,873	2		
			岩手県	1,416,928	2		
			宮城県	2,248,558	4		
			秋田県	1,227,478	2		
			山形県	1,258,390	2		
			福島県	2,104,058	3	15	24
東 関 東	18,707,563	76	茨城県	2,845,382	5		
			栃木県	1,935,168	3		
			群馬県	1,966,265	3		
			埼玉県	6,405,319	10		
			千葉県	5,555,429	9	30	46
			神奈川県	7,980,391	13		
西 関 東	12,504,197	51	山梨県	852,966	1		
			静岡県	3,670,840	6	20	31
			東京都	11,855,563	19	19	29
			新潟県	2,474,583	4		
			富山県	1,120,161	2		
			石川県	1,164,628	2		
東 海	10,549,686	43	福井県	823,585	1		
			長野県	2,156,627	4	13	18
			岐阜県	2,066,569	3		
			愛知県	6,690,603	11		
			三重県	1,702,514	3	17	26
			滋賀県	1,222,411	2		
北 近畿	9,229,911	37	京都府	2,602,460	4		
			兵庫県	5,405,040	9	15	22
			大阪府	8,734,516	14		
			奈良県	1,375,481	2		
			和歌山県	1,074,325	2	18	27
			鳥取県	615,722	1		
中 国	7,745,083	31	島根県	781,021	1		
			岡山県	1,925,877	3		
			広島県	2,849,847	5		
			山口県	1,572,616	3	13	18
			徳島県	831,598	1		
			香川県	1,023,412	2		
四 国	4,195,069	17	愛媛県	1,515,025	3		
			高知県	825,034	1	7	10
			福岡県	4,811,050	8		
			佐賀県	877,851	1		
			長崎県	1,562,959	3		
			熊本県	1,840,326	3		
九 州	14,518,257	59	大分県	1,236,942	2		
			宮崎県	1,168,907	2		
			鹿児島県	1,797,824	3		
			沖縄県	1,222,398	2	24	35
			計	123,611,167	500	123,611,167	200
						300	

施行の状況等を考慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。

(公職選挙法附則関係)

三 この法律は、衆議院議員の小選挙区に関する法律(以下「選挙区法」という。)の規定が適用される最初の総選挙から施行するものとする。ただし、第三の一、第四及び第五の一に関する事項については公布の日から起算して三月を経過した日から、第一及び第二の二にに関する事項については選挙区法の公布の日から施行するものとすること。  
(改正法附則関係)

四 改正後の公職選挙法(第一及び第三の二に係る規定に限る)の規定は、衆議院議員の選挙について(選挙区法の規定が適用される最初の総選挙から、その他選挙については選挙区法の公布の日以後その期日を公示され又は告示される選挙から適用するものとすること。  
(改正法附則関係)

五 この法律の施行に伴い必要な経過措置等を定めるものとする。  
(改正法附則関係)

六 その他所要の規定の整備を図るものとすること。

第二 所掌事務

一 小選挙区の改定等に係る勧告

審議会は、衆議院議員の小選挙区の数及び衆議院議員の選挙区の改定に關し調査審議し、必要があると認めるときは、その改定案を作成して内閣総理大臣に勧告するものとすること。  
(第二条第一項関係)

二 改定案の作成の基準

1 一による衆議院議員の選挙における各ブロックの定数の改定案の作成は、衆議院議員の定数(五百人)に相当する数を人口(直近の国勢調査「統計法」により十年ごとに行われる国勢調査をいう。)の結果による人口をもつて(同じくおいて同じ。)に比例して各ブロックに配当した数により行わなければならぬこととする。  
(第一条第二項関係)

2 一による各都道府県の衆議院議員の小選挙区の数の改定案の作成は、衆議院議員の小選挙区の数(三百)を人口に比例して各都道府県に配当した数によらなければならないこととする。  
(第二条第二項関係)

3 一による衆議院議員の小選挙区の改定案の作成は、各小選挙区の人口の均衡を図り、各小選挙区間の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が二以上となるないようとするなどを基本とし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行われなければならないこととすること。  
(第一条第四項関係)

四 勧告の期限

國勢調査が行われた場合における一による勧告は、

その結果による人口が最初に官報で公示された日から一年以内に行なうものとすること。  
(第一条第五項関係)

第一 設置

総理府(以下「審議会」という。)を置くこととする。  
(第一条関係)

衆議院議員小選挙区改定等審議会

等審議会設置法案要綱

一年以内に行なうものとすること。

(第一条第五項関係)

一 勧告の尊重

内閣総理大臣は、審議会からの第二の一による勧告を受けたときは、これを尊重しなければならないこととする。  
(第三条第一項関係)

二 国会への報告

内閣総理大臣は、審議会からの第一の一による勧告を受けたときは、これを国会に報告しなければならないものとする。  
(第三条第一項関係)

第四 組織

審議会は、委員七人をもつて組織することとする。  
(第四条関係)

第五 委員

一 委員の任命

委員は、国会議員以外の者であつて、識見が高く、かつ、衆議院議員の小選挙区の改定等に關し公正な判断をすることができるもののうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命することとする。  
(第五条第一項関係)

二 委員の任期

委員の任期は、五年とする。  
(第五条第四項関係)

三 委員の秘密を守る義務  
委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならないこととする。その職を退いた後も、同様とする。

(第五条第六項関係)

四 委員の非常勤

委員は、非常勤とすること。  
(第五条第七項関係)

第六 会長

審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定めることとする。

(附則第二条第三項関係)

(第一条関係)

るものとする。

第七 資料提出その他の協力

審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、行政機関及び地方公共団体の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができるとする。

(第六条第一項関係)

るものとする。

三 政党的定義

1 この法律において「政党」とは、政治資金規正法第三条第一項に規定する政治団体のうち、次のいずれかに該当するものとする。

ア 総選挙又は通常選挙において当該政治団体に所属する候補者であった衆議院議員又は参議院議員(以下「所属議員」という)を三人以上有するもの。

イ 所属議員を有するもので、直近において行われた総選挙における当該政治団体に係る獲得記載総数が当該選挙における各政治団体に係る獲得記載総数の合計数の百分の二以上であるもの又は当該選挙における政治団体に所属する候補者に係る記載総数の合計数が当該選挙における各候補者に係る記載総数の合計数の百分の二以上であるもの。

ウ 所属議員を有するもので、直近において行われた通常選挙における比例代表選出議員の選挙又は選挙区選出議員の選挙において当該政治団体の得票総数が当該選挙の有効投票の総数の百分の二以上であるもの。

2 政治資金規正法第六条第一項の規定により政党である旨の届出がされていない政治団体は、この法律にいう政党ではないものとする。

政黨交付金の交付に関する法律案要綱

第八 政令への委任

この法律に定めるもののほか、審議会に關し必要な事項は、政令で定めることとする。(第八条関係)

第九 施行期日

この法律は、公布の日から施行することとする。

(附則第一条関係)

第十 所掌事務の特例

一 小選挙区の画定に係る勧告

審議会は、第一の一つの事務をつかさどるほか、公職選挙法の一部を改正する法律(平成五年法律第〇〇〇号)による衆議院議員の小選挙区に関する公職選挙法の改正の内容を踏まえ、衆議院議員の小選挙区の画定に關し調査審議し、その画定案を作成して内閣総理大臣に勧告するものとする。

(附則第一条第一項関係)

二 勘告の期限

一による勘告は、委員が任命された日から六月以内に行うものとする。(附則第一条第一項関係)

三 選用

第一の二の二は一による画定案の作成について、第三は一による勘告があった場合について適用する。

第一 総則に関する事項

一 目的

この法律は、政党が議会制民主政治において重要な機能を果たすものであり、その健全な発達が国民の利益に資するものであることにかんがみ、選挙を通じて表された国民の意志を反映した政党に対する公的助成としての政党交付金の制度を創設することとし、これを実施するために必要な政党の要件、政党の届出その他政党交付金の交付に関する手続を定めるとともに、その用途の報告その他必要な措置を講じ、もって民主政治の健全な発展に寄与することを目的とする。

(第一条関係)

二 基本理念等

1 政党は、政党交付金が国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、その責任を自覚し、国民の信頼に応じることのないよろしく使用しなければならないものとする。

2 国は、政党の自由な活動が議会制民主政治の発展にとって不可欠なものであることにかんがみ、政党交付金の交付を理由に、政党の行う政治活動及び政党交

付金の使途について、いかなる制限も加えてはならない

四 政党交付金の交付

国は、この法律の定めるところにより、政党に対し政党交付金を交付するものとする。

(第四条関係)

第一 政党的届出に関する事項

1 政党交付金の交付を受けようとする政党は、総選挙又は通常選挙が行われた場合は、所定の日までに、次に掲げる事項等を自治大臣に届け出るものとする。

- と。  
 1 名称(略称を用いてる場合には、名称及び略称)  
 2 主たる事務所の所在地  
 3 代表者、会計責任者及び会計責任者に事故があり又は会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者の氏名その他の事項  
 4 所属議員の氏名、住所及び当該議員が選出された選挙に関する事項  
 5 前回の総選挙における当該政党の獲得記載総数及び当該政党に所属する候補者による記載総数の合計数並びに前回及び前々回の通常選挙における比例代表選挙及び選挙区選挙の当該政党のそれぞれの得票総数  
 6 当該政党の綱領・規約その他これに類する文書  
 二 政党は、届出事項等に異動があった場合は、当該異動に係る事項を届け出なければならないものとすること。  
 三 自治大臣は、政党交付金を受けようとする政党から届出があった場合には、これを告示しなければならないものとすること。  
 (第五条関係)  
 第三 政党交付金の算定等に関する事項  
 一 毎年分の政党交付金の総額は一月一日現在において算出するものとし、その日の直近の国勢調査人口に一百五十円を乗じて得た額を基準として予算で定めるものとすること。  
 (第六条関係)  
 二 每年分として各政党に交付すべき政党交付金の額は、政党交付金の総額に、次に掲げる数をそれぞれ乗じて得た額を合計した額とし、毎年一月一日現在において算定するものとすること。  
 1 前回の総選挙における当該政党の獲得記載総数の割合に八分の三を乗じて得た数

- 2 前回の総選挙における当該政党に所属する候補者の記載総数の割合に八分の一を乗じて得た数  
 3 前回の通常選挙の比例代表選出議員の選挙における当該政党の得票率に八分の一を乗じて得た数  
 4 前々回の通常選挙の比例代表選出議員の選挙における当該政党の得票率に八分の一を乗じて得た数  
 5 前回の通常選挙の選挙区選出議員の選挙における当該政党の得票率に八分の一を乗じて得た数  
 6 前々回の通常選挙の選挙区選出議員の選挙における当該政党の得票率に八分の一を乗じて得た数  
 7 前回の通常選挙又は通常選挙が行われた場合の交付金の額の算定に係る規定を設けること。  
 (第八条関係)  
 四 政党交付金の交付を受けようとする政党は自治大臣に対して請求書を提出するものとし、自治大臣は当該政党に係る政党交付金を四月、七月、十月、十一月にそれぞれ四分の一ずつ交付するものとすること。なお請求書を提出しない政党に対しては政党交付金を交付しないものとすること。  
 (第十条関係)  
 五 当該年分の政党交付金を計上する予算の成立が遅れた場合等の特例措置は政令で定めるものとすること。  
 (第十一条関係)  
 六 自治大臣は毎年、その年分として交付した政党交付金の総額及び各政党に交付した政党交付金の額を公示しなければならないものとすること。(第十二条関係)  
 第四 政党交付金の使途の報告に関する事項  
 一 政党の会計責任者は、政党交付金に係る収入及び支出を区分するため、会計帳簿を備え、所要の事項を記載するとともに、領收書等を徵し、当該会計帳簿及

び当該領收書等を五年間保存しなければならないものとすること。  
 (第十四条関係)  
 二 政党的支部の会計責任者は、支部政党交付金に係る収入及び支出を区分するため、一に準じて、会計帳簿に記載し、領收書等を徵し、これを保存しなければならないものとすること。  
 (第十五条関係)  
 三 政党的会計責任者は、十二月三十一日現在で、その年における一に掲げる事項を記載した報告書に付し掲げる書面又は文書を添付して、三月以内に(その間に総選挙又は通常選挙の期間がかかる場合は、四月以内)に自治大臣に提出しなければならないものとすること。  
 1 報告書に記載すべき事項は次のとおりとすること。  
 ア 政党交付金については、その総額並びにその交付を受けた金額及び年月日  
 イ 政党交付金による支出(政党基金を取り崩して充てたものを含む)については、その総額、自治省令で定める項目別に金額等  
 ウ 不動産、百万円を超える動産、有価証券、百万円を超える施設利用権等の取得に係る支出及び百万円を超える敷金の支払については、当該不動産等に係る所要の明細  
 エ 支部政党交付金の支出については、その支給を受けた支部の名称、支給の目的及び金額並びに支給の年月日等  
 オ 人件費その他の自治省令で定める経費以外の支出で、一件一万円を超えるものについては、その支出を受けた者の氏名及び住所、支出の目的及び金額並びに支出の年月日等

力 政党基金については、その名称及び目的、積み立て又は取り崩した金額等

2 報告書に添付すべき書面又は文書は次のとおりとすること。

ア 一件一円以上の支出に係る領収書等の写し（領収書等を微し難い事情があるときは、その旨を記載した書面）

イ 政党基金に係る残高証明等の写し

ウ 政党的会計監査を行うべき者による監査意見書及び公認会計士又は監査法人の監査報告書

エ 支部政党交付金を受けた支部から提出された支部報告書及び当該支部の監査を行うべき者による監査意見書

オ 報告書及び支部報告書の総括文書

（第十六条、第十八条関係）

四 支部政党交付金の支給を受けた政党の支部の会計責任者は、十二月三十一日現在で、三に準じて記載された報告書に所定の書面又は文書を添付して、一月以内に、当該支部政党交付金を支給した政党（当該支部が当該政党の他の支部から交付金を受けたものである場合は当該支部）の会計責任者に提出し、併せて当該提出の日から七日以内に当該支部の主たる事務所の所在地の都道府県の選管委員会に支部報告書を提出しなければならないものとすること。（第十七条関係）五 政党がその年において政党交付金を受けず、また政党基金を有しない場合にあっても、当該政党の支部から支部報告書等の提出を受けたときは、当該報告書等及び支部報告書の総括文書を提出しなければならないものとすること。

（第十九条関係）

## 第五 政党的解散等に係る措置に関する事項

一 政党が解散し、又は目的の変更等により政治団体になくなった場合等においては、政党の代表者であった者は、その翌日から起算して十五日以内に、その旨及び年月日並びに基因事実を届け出て、また政党の会計責任者であった者は政党交付金に係る支出の報告書を提出しなければならないものとすること。

二 政党が解散した場合等においては、その年分の政党交付金は交付しないものとすること。ただし、当該解散等の日の前に交付された政党交付金の額については、この限りでないものとすること。

（第二十条、第二十七条関係）

二 政党が解散した場合等においては、その年分の政党交付金は交付しないものとすること。ただし、当該解散等の日の前に交付された政党交付金の額については、この限りでないものとすること。

（第二十一条関係）

三 政党的合併又は分割が行われる場合にあっては、合併後存続する政党若しくは合併により新たに設立される政党又は分割により新たに設立される政党は、当該年において合併又は分割により解散した政党に交付すべき政党交付金の額から既交付額を控除した額の交付を受けるものとすること。この場合において、当該存続する政党又は新設された政党は、その合併又は設立の日から十五日以内に所要の事項を自治大臣に届け出、併せて文書等を自治大臣に提出しなければならないものとすること。（第二十二条、第二十三条関係）

四 三の届出をした政党に係る政党交付金の額の算定については、合併後存続する政党又は合併により新たに設立される政党の獲得記載数若しくは記載数又は得票総数（以下「獲得記載等」という。）は、合併により解散した政党の獲得記載数等を合わせたものとし、分割により新たに設立される政党の獲得記載数等は分割による解散した政党の獲得記載数等を分割により新たに設立される政党の所属議員の比で分配した数とすること。

に設立される政党の所属議員の比で分配した数とすること。

（第二十四条関係）

## 第六 報告書等の公表に関する事項

一 自治大臣は、政党交付金に係る報告書及び併せて提出すべき文書等を受理したときは、その要旨を公表しなければならないものとすること。（第三十条関係）

二 自治大臣等は、政党の報告書及び提出文書等を要旨の公表の日から五年間保存しなければならないものとし、何人も当該報告書及び提出文書等の閲覧を請求することができるものとすること。（第三十一条関係）

## 第七 政党交付金の返還等に関する事項

一 自治大臣は、政党がこの法律に違反して政党交付金の交付の決定を受けたことを発見したときは、未交付額の交付を停止し又は既交付額の返還を命ずることができるものとすること。この場合において、当該政党は、返還すべき政党交付金の受領の日から納期日までの間、年十四・六‰の加算金を国に納付しなければならないものとすること。

（第三十二条関係）

二 自治大臣は、政党がその年において政党交付金に未支出額を生じた場合は、当該未支出額の返還を命ずることができるものとすること。また、政党交付金から支部に支給した支部政党交付金に未支出額が生じた場合も同様とすること。

（第三十三条関係）

三 自治大臣は、政党が報告書又は併せて提出すべき文書等を提出しない場合は、当該報告書等の提出があるまでの間、政党交付金の全部又は一部の交付を停止することができるものとすること。（第三十三条関係）

## 第八 届出書類等の説明聽取等に関する事項

自治大臣等は、提出された届出書類、報告書等に形式上の不備があり、又はこれらの記載が不十分な場合

は、提出者に対し説明を求め、又は理由を示してその訂正を命ずることができるものとすること。

(第三十六条関係)  
(附則第四条関係)

#### 第九 罰則に関する事項

一 この法律に違反する行為について、所要の罰則を設けること。

(第四十一条から第四十六条まで、第四十八条関係)

二 この法律の罪を犯し刑に処せられた者は、次の基準により選挙権及び被選挙権を有しないものとすること。この場合において、裁判所は、情状により選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用せず、又は期間を短縮する旨を宣告することができるものとする。

1 禁錮以上の刑に処せられた者その裁判が確定した日から刑の執行を終るまでの間若しくは刑の時効による場合を除くほか刑の執行の免除を受けたまでの間及びその後五年間又はその裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間

2 罰金の刑に処せられた者その裁判が確定した日から五年間（刑の執行猶予の言渡しを受けた者は、その裁判が確定した日から刑の執行を受けなくなるまでの間）

(第四十七条関係)

#### 第十 その他

一 この法律は、衆議院議員の小選挙区に関する法律の公布の日の属する年の翌年の一月一日から施行すること。

(附則第一条関係)

二 この法律の施行の際、現に政党交付金を受けられる政党の届出に関する事項は、施行の日を届出基準日としてこの法律を適用するものとすること。

(附則第二条関係)

## 政治資金規正法の一部を改正する法律案要綱

三 政党交付金の総額については、この法律の施行状況等を踏まえ、五年を経過した場合に見直すものとすること。

(附則第四条関係)

#### 第一 総則に関する事項

一 目的の改正  
目的に「政治活動が法人その他の団体の資金に頼つて行われることがないよう」にするため、法人その他の団体による政治活動に関する寄附の禁止等の措置を講ずること」を追加すること。

#### 二 政党的定義の改正

1 総選挙又は通常選挙において1%以上の得票を得た政治団体を新たに政党とすること。

2 衆議院議員又は参議院議員が五人以上所属するものとする政党の定義を、三人以上所属するものに改めること。

#### 三 寄附の定義の改正

1 個人が自ら労務を無償で提供することによる利益の供与を「寄附」の定義から除外すること。

2 政治資金ペーパーティーの対価の支払いは、政治活動に関する寄附とみなすものとすること。

#### 第二 政党的名称の保護

1 政治団体は、政党又は政治資金団体と同一又はこれらに類似する名称を届け出ることができないものとすること。

#### 第四 政治活動に関する寄附等に関する公開の徹底

一 政治資金の寄附の公開基準  
同一の者からの寄附の公開基準は、一律に年間一千万円（政党及び政治資金団体以外の政治団体については、現行百万円）超とすること。

二 政治資金の支出の公開基準  
支出の公開基準は、一件当たりの金額が三万円（現行五万円）以上とすること。

#### 第五 公職の候補者に対する政治活動に関する寄附の禁止等

一 何人も、公職の候補者に対しては、政治活動に関する寄附（金銭等による政治活動に関する寄附に限るるものとし、選挙運動に関するものを除く。）をしてはならないものとすること。

#### 第六 法人その他の団体の政治活動に関する寄附の禁

止  
一 法人その他の団体（政治団体を除く）は、政治活動

#### 第三 政党交付金に係る収支の分離に関する事項

政党は、政党交付金の交付に関する法律（平成五年法律第〇〇号）の規定による政党交付金に係る収入及び支出を別の帳簿に記載しなければならないものとすること。

に関する寄附をしてはならないものとすること。

二 何人も、法人その他の団体（政治団体を除く）に対して、政治活動に関する寄附をする（ことを勧誘し）、又は要求してはならないものとすること。

三 何人も、一に違反してされる寄附を受けてはならないものとすること。

#### 第七 政治活動に関する寄附の量的制限の強化

一個人がする政党及び政治資金団体に対する政治活動に関する寄附は、各年中において千円（現行は公職の候補者に対するものと併せて二千円）を超えることができないものとすること。

二 個人がする政党及び政治資金団体以外の者に対する政治活動に関する寄附は、各年中において五百円（現行は政党及び政治資金団体以外の政治団体に対するものについては政党及び政治資金団体に対するものと併せて二千円）を超えることができないものとすること。

第八 株式等による政治活動に関する寄附の禁止

一 何人も、株式、土地その他政令で定めるものを供与し、又は交付することにより、政治活動に関する寄附をしてはならないものとすること。  
二 何人も、一に違反してされる寄附を受けてはならないものとすること。

#### 第九 罰則の強化

一 第五の一及び二、第六並びに第八について罰則を新たに設けるものとすること。  
二 罰金額の引上げを行うものとすること。

三 団体の役職員又は構成員が、政治資金規正法の違反行為をしたとき（現行は、同法に違反して寄附を受けたときに限る）は、その行為者を罰するほか、その

団体に対して当該罰金刑を科するものとすること。

#### 第十 政治資金規正法違反による公民権の停止

政治資金規正法の罪を犯し刑に処せられた者は、次の基準により選挙権及び被選挙権を有しないものとす

ること。この場合において、裁判所は、情状により、

選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用せず、又は期間を短縮する旨を宣告できるものとすること。

1 禁錮の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から刑の執行が終わるまでの間若しくは刑の時効による場合を除くほか刑の執行の免除を受けるまでの間及びその後五年間又はその裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間

2 罰金の刑に処せられた者、その裁判が確定した日から五年間（刑の執行猶予の言渡しを受けた者は、その裁判が確定した日から刑の執行を受けなくなるまでの間）

第一 施行期日等

一 この法律は、政党交付金の交付に関する法律の施行の日から施行するものとすること。  
二 その他所要の規定の整備を図ること。

#### 第二 基本理念

一 国会議員は、国民の信頼に値するより高い倫理的義務に従事し、政治腐敗の根絶と政治倫理の向上に努めなければならないものとすること。

二 国会議員は、その職務の遂行に当たっては、全体の利益の実現をめざして行動することを本旨とし、特定の利益の実現を求めて公共の利益を損なうことがあつてはならないものとすること。

#### 第三 行為規範

一 国会議員は、職務に關して廉潔を保持し、いやしくも公正を疑わせるような行為をしてはならないものとすること。

二 国会議員は、発行会社が証券取引所への上場又は証券業協会への店頭売買の登録をしておられる株式であることを知りながら、当該株式の売買又はそのあっせんをしてはならないものとすること。

三 国会議員は、議長又は副議長の職にある間は、報酬を得て会社その他の団体の役員、顧問その他の職を兼ねてはならないものとすること。

四 国会議員は、常任委員長若しくは特別委員長又は参議院の調査会長の職にある間は、報酬を得てその所管に関連する会社その他の団体の役員、顧問その他の職を兼ねてはならないものとすること。

第五 疑惑の自主的解明

国会議員は、行為規範に違反する事実があるとの疑惑

に関する基本理念を明らかにするとともに、国会議員の行為規範並びに国会議員の資産、所得及び兼業の報告及び公開の措置を定めることにより、政治倫理の確立を期し、もって議会制民主主義の健全な発展に寄与することを目的とするものとすること。

## 政治倫理法案要綱

### 第一 目的

この法律は、国会議員が国政に關し国民の厳肅な信託を受けた特別の地位にあることにかんがみ、その職務の廉潔と公正を確保するため、国会議員の政治倫理

惑を持たれた場合には、国民の信頼にこだわるため、自らその疑惑を解明し、その責任を明らかにする努力を怠なければならぬものとする。

#### 第五 資産等報告書等、所得等報告書及び関連会社等報告書の提出

##### 一 資産等報告書等の提出

1 国会議員は、選舉日において有する次の①から⑩までに掲げる資産等について、それぞれ①から⑩までに掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して百日を経過する日までに、その国会議員の属する議院の議長に提出しなければならないものとする。

④ 預金 (当座預金及び普通預金を除く。)、貯金 (普通貯金を除く。) 及び郵便貯金 (通常郵便貯金を除く。)	預金、貯金及び郵便貯金の額	① 土地 (信託している土地 (自己が帰属権利者であるものに限る。) を含む。)	所在、面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続 (被相続人からの遺贈を含む。以下同じ。) により取得した場合は、その旨	② 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	当該権利の目的となっている土地の所在及び面積並びに相続により取得した場合は、その旨	③ 建物	所在、床面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続により取得した場合は、その旨	⑨ 貸付金 (生計を一にする親族に対するものを除く。)	貸付金の額	⑩ 借入金 (生計を一にする親族からのものを除く。)	借入金の額
---	---------------	--	---	--------------------------	---	------	--	-----------------------------	-------	----------------------------	-------

2 国会議員は、選舉日後毎年新たに有することとなつた一の①から⑩までに掲げる資産等であつて十一月三十一日において有するものについて、それぞれ①から⑩までに掲げる事項を記載した資産等補充報告書

#### ⑤ 金銭信託

#### ⑥ 有価証券 (証券引法第二条第一項及び第二項に規定する有価証券に限る。)

一項及び第二項に規定する有価証券の銘柄、株数及び額面金額の総額 (株券にあっては、株式に限る。)

#### 二 所得等報告書の提出

##### 二 所得等報告書の提出

を、その翌年の四月一日から同月三十日までの間に、その国会議員の属する議院の議長に提出しなければならないものとする。

二 所得等報告書の提出

国会議員 (前年一年間を通じて国会議員であった者に限る。) は、前年分の所得に係る総所得金額及び山林所得金額に係る各種所得の金額 (当該金額が百万円を超える場合にあっては、当該金額及びその基因となる事実) 並びに同年中において贈与により取得した財産について同年分の贈与税が課される場合における当該財産に係る贈与税の課税価格を記載した所得等報告書を、毎年、四月一日から同月三十日までの間に、その国会議員の属する議院の議長に提出しなければならないものとする。

#### 三 関連会社等報告書の提出

国会議員は、毎年、四月一日において会社その他の法人 (法人でない社団又は財団で代表者は管理人の定めがあるものを含む。) の役員、顧問その他の職に就いている場合には、当該会社その他の法人の名称及び住所並びに当該職名を記載した関連会社等報告書を、同月二日から同月三十日までの間に、その国会議員の属する議院の議長に提出しなければならないものとする。

#### 第六 資産等報告書等の保存及び閲覧

一 資産等報告書及び資産等補充報告書、所得等報告書並びに関連会社等報告書は、これらを受理した各議院の議長において、これらを提出すべき期間の末日の翌日から起算して七年を経過する日まで保存しなければならないものとする。

二 何人も、各議院の議長に対し、一により保存され

## 現行制度と自民党、社会・公明両党の政治改革案の対比

	現行制度	自民党案	社公共同案
選挙制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 6人区までの中選挙区制</li> <li>○ 総定数512。「9増10減」により、次回からは511、1票の格差は最大で2・77倍に</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 総定数500の単純小選挙区制</li> <li>○ 区割りは衆院に委員会を設置して改定の必要ある時は衆院に意見を提出する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 総定数500の小選挙区併用型比例代表制（比例選挙は全国を12ブロックに分割して実施、小選挙区は全国に200設定）</li> <li>○ 区割りは総理府に審議会を設置、首相に見直しを勧告</li> </ul>
政治資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 献金を受ける政治団体に数の制限はない</li> <li>○ 政党への企業・団体献金制度額は年間1億円</li> <li>○ 政党への個人献金限度額は年間2000万円</li> <li>○ 1の政治団体への個人献金限度額は150万円</li> <li>○ 寄付の公開基準は政党が受け取る献金は1万円超、その他の政治団体又は、政治家が受け取る献金は個人、企業、団体献金のいずれも100万円超</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 政治家個人への献金は禁止</li> <li>○ 政治家の資金調達団体は2団体以内に限定</li> <li>○ 資金調達団体から政治団体への資金提供は禁止</li> <li>○ 政党への企業・団体献金限度額は年間2億円</li> <li>○ 政党への個人献金限度額は年間2000万円</li> <li>○ 1の資金調達団体への企業・団体献金限度額は年間24万円</li> <li>○ 1の資金調達団体への個人献金限度額は150万円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 政治家個人への献金は禁止</li> <li>○ 企業・団体献金を禁止</li> <li>○ 政治家の指定団体、保有金制度を廃止</li> <li>○ 政党への個人献金の限度額は年間1000万円</li> <li>○ 政党以外の政治活動への個人献金の限度額は年間500万円</li> <li>○ 寄付の公開基準は一律1万円超</li> <li>○ 政治資金の支出の公開基準は1件当たり3万円（現行5万円）</li> <li>○ 政治資金バーティーの対価の支払いは寄付とみなす</li> <li>○ 株式、土地等による寄付の禁止</li> </ul>
腐敗防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 政治資金規正法違反は最高で禁固5年、量的制限違反は1年以下の禁固刑、違反分の献金を没収</li> <li>○ 収賄で有罪となると実刑、執行猶予中は公民権停止</li> <li>○ 連座制適用は悪質な選挙犯罪のみで、秘書は対象外</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 政治資金規正法違反者は公民権停止</li> <li>○ 連座制の対象を秘書にも拡大</li> <li>○ 連座制の裁判確定日から5年間公民権停止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 政治資金規正法又は政党交付金法違反者は公民権停止（禁固刑の場合は実刑期間に加え5年間、罰金刑の場合は確定日から5年間）</li> <li>○ 連座制の対象を秘書、立候補者の親族などに拡大</li> </ul>
政党助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 助成対象は国会議員5人以上か、国会議員を有する直近の国政選挙で得票率3%以上獲得した政党</li> <li>○ 交付金の総額は人口数に250円を掛けた金額を基準として、半分を議員数、残り半分を得票率に応じて配分</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 助成対象は国会議員3人以上か、国会議員を有する得票率1%以上獲得した政党</li> <li>○ 交付金の総額は人口数に250円を掛けた金額を基準として、得票率に応じて配分</li> </ul>
政治倫理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 85年政治倫理綱領と行為規範を認決、①年間100万円以上の報酬を得ている企業名簿②所得、受贈財産の計が歳費の半額を超える場合議長に提出</li> <li>○ 国会内に政治倫理審査会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今回、政治倫理法を提出できず</li> <li>○ なお、現在再評価されている88年発表の三木「政治改革」私案とは、政治倫理法と選挙浄化特別措置法の2つ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 政治倫理法に国会議員の規範を盛る</li> <li>○ 土地、建物、預金、ゴルフ場の権利などを資産報告書を議長に提出する</li> <li>○ 所得、関連会社等報告書を毎年提出</li> <li>○ 國会法改正、政治倫理委員会を置く</li> </ul>

- 第一 政治倫理委員会の設置  
各議院に、常任委員会として、政治倫理委員会（以下「委員会」という。）を置くものとすること。
- 第二 行為規範の違反等についての審査  
国会議員は、衆議院においては四十人、参議院に

### 国会法改工案要綱

第十 地方公共団体の議会の議員及び長の政治倫理の確立  
都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）の議員及び長の政治倫理の確立については、都道府県及び市町村が、条例の定めるところにより、この法律による国会議員の政治倫理の確立のための措置に準じて必要な措置を講ずるものとすること。

第十一 施行期日（略）

第十二 その他（略）

ている資産等報告書及び資産等補充報告書、所得等報告書並びに関連会社等報告書の閲覧を請求することができるものとすること。

第七 政治倫理委員会の審査  
行行為規範の違反並びに資産等報告書等、所得等報告書及び関連会社等報告書の不提出又は虚偽の記載についての審査は、各議院の政治倫理委員会において行うものとすること。

第八 政治倫理委員会の設置〔国会法の改正〕（略）  
第九 行為規範の違反等についての審査〔国会法の改正〕  
書及び関連会社等報告書の不提出又は虚偽の記載についての審査は、各議院の政治倫理委員会において行うものとすること。

おいては二十人以上の賛成で、議院に対し、行為規範の違反並びに資産等報告書等、所得等報告書及び関連会社等報告書の不提出又は虚偽の記載並びに政治倫理の確立に資するものとして議長が定める法令の規定の違反（以下「行為規範の違反等」という。）についての審査の請求をすることができるものとすること。

2 1の審査の請求は、審査請求書にその事実を明らかにする文書を添えて、これを議長に提出して行わなければならぬものとすること。

3 1の審査の請求があつたときは、議長は、これを委員会に付託し、審査させなければならないものとするといふ。

4 委員会は、その決議により、行為規範の違反等についての審査をすることができるものとすること。

二 行為規範の違反等をした議員に対する措置

1 行為規範の違反等をした議員に対する措置は、次のとおりとするものとすること。

2 公開議場における陳謝の勧告

3 役員若しくは特別委員長又は参議院の調査会長の辞任の勧告

4 国會議員の辞職の勧告

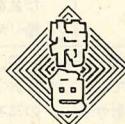
三 適正な運用

行為規範の違反等についての審査は、国會議員の政治倫理を確立することを旨とするものであり、いやしくも個人又は会派の利益を実現するために用いることがあつてはならないものとすること。

## 日本社会党政策審議会編

# 日本社会党政策資料集成

### ▼社会党の主要政策を網羅した政策資料集成



一九四五年の結党から一九九〇年  
までの、社会党が提起した主要な政策、法案を網羅した初の政策資料集成、五つの時代区分毎に整理し、解説を付した。

### ▼日本の戦後政治史への貴重な資料集

片山内閣から講和議論、安保国会、公害国会、反イノベー・国会など、社会党が政府国民党と対決した政策資料集は、そのまま戦後政治史にとっての貴重な資料集ともなる。

### ▼政策形成の実績からみた日本社会党史

「何でも反対の党」といわれた社会党だが、労働、福祉、農業、中小企業政策など、政策提起の先駆的役割をはたしてきた。本書は政策活動面からの社会党史である。

### ▼連合政権を展望する21世紀への問題提起

戦後政治の新機動を迎えた今日、消費税廃止法案、政治倫理法案、土地基本法案等の四党共同提案や、土井提言をはじめ第三回総選挙政策は、連合政権をめざし、新しい時代を切り開くための問題提起である。

休裁・B5判 上製 化粧函入1400頁  
定価・28,000円(税込・送料別)

日本社会党政策審議会  
政策資料係 TEL(03) 3581-5111 内3886

# 特集

## 特集Ⅱ 二つの調査会によるエネルギー政策案

一九九三・四・七

### 地球にやさしい クリーンエネルギー政策案

日本社会党 政策審議会  
科学技術政策調査会

#### 政策のポイント

日本社会党政策審議会  
科学技術政策調査会長 稲村稔夫

科学技術委員長 秋葉忠利

これは政審会長の諮問により、科学技術政

策調査会が中心になり、一年間かけて内外の意見を聴取し、調査・研究を重ねて作成したものである。なお詳細の検討と、コンピューターによる産業関連に基づく計量予測には環境データ㈱の協力を得た。

プルトニウムのための高速増殖炉に安全性と経済性の確立を夢見るよりも、化石燃料の無公害化利用の技術革新を推進する方はるかに現実的である。省エネや更新性エネルギーの技術革新を推進し、長期的には太陽光などの更新性エネルギーを最大の柱にするべきことは言うまでもない。技術先進国である日本はこのような分野でこそ世界に貢献すべきである。

1. 成否の不明な核融合発電の実用化を待つ

までもなく、省エネルギーの有効な具体策と、天然ガスの開発輸入・利用の政策的拡大と、分散型エネルギー等を推進すること

により、原発は寿命が来たもの、安全性に特に問題があるものから順次、休廃止してゆき、二〇一〇年までには脱原発を完遂することができる。更新の必要はまったくない。

2. CO<sub>2</sub>より放射能の方が安全だなどといふ非科学的な態度はとらない。原発の巨大な危険性をゼロにしたり、放射性廃棄物を無害化することよりも、まして欧米先進諸国がことごとく放棄せざるを得なくなつた

一政策は、電機産業政策の立場から作ることなどできないことはいうまでもない。その点から見てもわれわれの策定した政策こそは、これから社会党のとるべき総合エネルギー政策である。

## 地球にやさしい クリーンエネルギー政策案

一九七九年六月「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(省エネ法)に基づいて、

政府は民間の省エネを助成措置などによって緩やかに誘導してきたにすぎない。最近は省エネ努力が停滞し、むしろエネルギー消費は

増えている。

もつと積極的に広範な分野まで踏み込んで省エネを求めてゆかねば、「地球温暖化防止行動計画」すら達成できない。

まず、総量規制も含め、省エネの目標と具体的計画および達成状況の把握を行う。

量の多いものに対しては、ある程度の強制力を伴った有効な政策をだす。例えば、自動車の燃費についてのアメリカのCAFE(Corporate Average Fuel Economy)政策のような罰則を伴う基準を設ける。

これらは、環境問題をかえりみずにエネルギーを大量生産、大量消費してきたことに原因がある。従って、第一に、省エネ、節エネを行ふ。第二に、汚染物質をできるだけ少なくするエネルギーを優先的に採用する。第三に、分散型エネルギーを積極的に採用し、消費の実態に合わせてエネルギー生産をし、輸送ロスを避け、地域の企業・人々の活性化を生み出す。

### 一 クリーンエネルギー政策の展開

より義務化を行う。

運輸部門では、特にトラックの燃費計測および燃費改善のCAFE、乗用車のCAFE、在庫ゼロ運動に伴う貨物便のトータルな消費エネルギー増加の抑制、公共交通機関の整備拡充、特に鉄道貨物輸送の復活などを行う。

低成長時代に見合った、省エネ型産業・社会構造の構築のため、エネルギー消費システムの改革を行う。例えば、車のモデルチェンジの抑制、広告宣伝活動の制限などを定める。またエネルギー消費密度の高い都市の都市政策を省エネ・節エネの観点から見直す。都市を緑化し、透水性舗装にしてヒートアイランド現象を緩和し、クーラー需要を減らす。職住接近ができるように、都市機能の分散化を行う。

(注) CAFE(カフェ)とは、次のようなものである。

①会社ごとに、販売台数を加重した調和平均の燃費をとる。

②この値は、年型ごとに設定される燃料エネルギー税を検討する。(ただし、低所得者に過大な負担にならないよう、低所得者向け所得減税と引き合わせにする。)

③基準をクリアできないと、一台につい

てガロン当たり〇・一マイル不足するごとに、五ドルの罰金を課す。

④これとは別に、各車種が満たさなければ

ばならない燃費の最低基準も設定され、満たせないときは「ガソリンがぶ飲み税」をメーカーに課す。

## 2 天然ガス拡大

炭化水素燃料の中では、硫黄含有量が低く、窒素酸化物や二酸化炭素の排出の最も少ない天然ガスの利用を増やす。

- (1) ガスタービン、複合発電等でエネルギー利用効率を高めることができる。
- (2) コジェネや燃料電池発電を使う。排ガス規制の厳しい都心でも使用可能である。
- (3) 天然ガスを液化する必要のないパイプライン輸送や、主成分のメタンをメタノール化し液体にして輸送・利用する方法も検討する。
- (4) ガス冷房で夏場の電力需要のピーク対策を行い、電源設備の稼働率を向上させること。

天然ガスの一次エネルギーに占める割合を、現状の約一〇パーセントから徐々に国際水準の二〇%に近づける。これは日本の一次エネルギーの約一〇%を占めている原子力を、無理なく縮小していくことにも貢献する。

LNGの可採年数は五六六年と、石油の四五五年よりも埋蔵量は多く、石油よりも広く世界に分布している。しかし、LNG利用

拡大を世界各国が行つており、LNGの安定調達は厳しい。現在、年間約五千万トンの契約を得ているが、これでは不足である。

サハリン、シベリア、中東のLNG購入など政府としても安定調達に積極的に協力すべきである。

LNGの広域幹線パイプラインの構想が持ち上がっているが、やみくもに広域化することは不経済だし、必要以上に消費を拡大しかねない。エネルギー密度の高い都市部においてクリーンな（汚染の少ない）LNGをコジェネ、燃料電池発電に利用することを第一とすべきである。また、LNGの利用拡大が行き過ぎにならないようすることとは、最終エネルギー消費を減らす上でも、LNG資源不足を招かない上でも必要である。

LNG（液化天然ガス）は氣化するまでは空気より比重が重く、大量のガス漏れによる爆発事故を起こす可能性が指摘されたり、また、LNGタンカーから漏れた場合、低温であるため脆（せい）性破壊で船体が破壊する恐れを指摘するもあり、安全対策を十分にとる必要がある。

(2) 燃料電池  
発電効率が四〇～五〇%と高い（排熱も利用すれば総合効率は八〇%になる）。部分負荷での発電効率の低下も少ない。燃料は、天然ガス、メタノール、ナフサ、灯油（将来は石炭ガスも）などが利用できる。騒音、振動が少なく、ホテル、病院、オフィスビル内に

い。

## 3 分散型エネルギーの奨励

(1) コジェネレーション  
コジェネはエネルギーをまず発電に用い、その排熱を利用するというカスクード利用なので、効率は七〇～八〇%位まで上がる（発電だけだと三〇%台）。燃料は、都市ガスやLNG、灯油、重油を用いる。

熱は遠距離輸送できないので、消費地近くに施設を置くことになる。ホテルやオフィスビル、工場、スーパーなどに普及している。民生用は七二〇件、三四万kW、産業用は五八〇件、一九一万kW（一九九〇年度末）に達している。エンジンはディーゼル、ガスエンジン、ガスタービンがすぐ使える。後述の燃料電池もコジェネに利用できる。

余剰電力は系統に逆潮流して有効利用し、余剰熱量は地域エネルギーセンターを介して有効利用することができる。

(2) 燃料電池  
クリーンな（汚染の少ない）LNGといえど、大規模火力発電となれば排ガスの総量は多く、爆発の危険もある。従って、同一サイトに集中立地することは好ましくない。

### (3) 太陽光発電

更新性エネルギーで、環境を汚さない。太陽の照るところではどこでも発電できるので将来有望である。保守が容易で、自動化、無人化できる。が、エネルギー密度が低く、面積が必要である。（一〇%の変換効率で約一・一 kW/cm<sup>2</sup>の発電）発電効率は、現在、アモルファスシリコン（量産可能）で一二%、シリコン単結晶で二三%である。

現在、パネルは七〇〇円/Wであるが、量産すればコストは下がるので、普及のための助成策が必要である。とくに、設置費用に補助金を付けるのが有効であり、電力系統への逆潮流を許し、売電単価を回避コストとして保証する必要がある。回避コストとはその電力を買わずに発電するとしたらかかる経費である。

EEDO）とか、利用可能量は八〇〇億kWh／年（佐波）という試算がある。

### (4) 風力発電

風力発電も更新性エネルギーなので、風況のよい場所に設置すれば有望である。現在、二五〇kWで建設費は五五〇円/W位である。風切り音、景観という若手の公害はある。太陽光と同じく補助金助成をすると普及がのびるであろう。

### (5) その他

地熱、ごみ、小水力発電やバイオマスも小規模であるが公害対策を施した上で利用すべき資源である。

分散型エネルギーには、次のような特徴がある。

- ① 消費の実態に合わせたエネルギーの生産を行うのでロスが小さい。
- ② エネルギー自給を行うので、浪費を避ける自覚が広がる。

③ 需要に即対応するので、系統の安定性、電圧安定性および供給信頼度が向上する。

### ④ 地域の活性化に役立つ。

エネルギー施設の大規模集中化は、大量生産・大量消費の産業構造に対応した形式である。今、環境制約下で省エネ・節エネを実行せねばならない時代には、施設は分散化させ、ロスを避け、消費者の自覚を促す形式を積極的に導入する必要がある。

## 4 原発の漸次削減

原発が生み出す放射能は、深刻な地球環境問題である。

今日まで、世界の原発が生み出した放射能は四〇京（ $4 \times 10^{21}$ ）人分の毒物である。日本の原発からの核廃棄物はその一〇%ぐらいである。この捨て場のない核廃棄物は、未来世代に多大な負担をかけ、地球環境を修復不可能な汚染に至らしめる可能性が高い。

チエルノブイリに見られるように、ひとたび原発に大事故が起これば汚染は国境を越える。一〇〇兆円を超える損害が生じ、人々の生命のみならず経済も崩壊する。セキュリティは著しく乏しいと言わざるをえない。欧洲では、近年新規発注はない。ただ、フランスと日本、韓国、パキスタンのみである。ドイツでは、最近、最大手二電力会社が稼働中の原発を段階的に廃止する脱原発方針を出した。また、ドイツ社会民主党は政策を、「政権について一〇年強で脱原発を目指す」としている。

フランスの「スーパーフェニックス」が運転を止めたように、高速炉の実用化の可能性はほとんどない。アメリカもイギリスもドイツも研究開発を中止した。また、高速炉の燃料であるプロトニウムの輸送は各国に不安を与えた。再処理工場は、大きな環境汚染の危険性が憂慮されている。

加えて、日本の原子力体制は、情報を一方的に隠し、安全イデオロギーを関係者に押しつける姿勢が目立ち、自己改革のセルフコントロールは全くない。

子々孫々にわたる国民の安全の立場からも、また地球環境保全の立場からも、原発は新設することなく、漸次削減する以外選択の道はない。寿命がきたもの、安全性に問題があるもののから順次、休廃止していく。

## 5 石炭資源への対応

石炭は資源として世界中に一番多く存在する化石燃料である。固体であるため取扱いが、石油に比べ不便なため、六〇年代以前に衰微した。

六〇年代は鉄鋼業で使われる原料炭がほとんどであったが、第一次石油危機（一九七三年）後、エネルギー源の多様化と低価格のため、電源用の一般炭の輸入が増えた。窒素酸化物や硫黄酸化物を出すので公害反対運動に直面した。単位熱量当たりの炭酸ガスの発生も多く、ダーティーな資源と言われてきた。しかし、近年、脱硫・脱硝・煤塵除去などの低公害化の技術が進歩してきた。今後さらに、流動床燃焼、流体化混合燃焼、ガス化、液化、水素製造、炭酸ガス吸収・固定化などの技術開発が行われるならば、高効率燃焼、輸送の利便が得られ、複合発電、燃料電池、コジエネなどに広く使用することができ、将来性がある。海外にこの公害防止、省エネの技術供与もでき、越境酸性雨対策にもなる。

## 6 火力発電施設のエネルギー利用率向上

石炭・石油・天然ガスの火力発電施設は、一九九一年度で一億三千万kWであり、総発電施設の六四%を占めている。これらの発電効

率および設備利用率が向上すれば、エネルギーの節約になる。

### ①複合発電（コンバインドサイクル）

圧縮空気中で天然ガス等を燃焼させ、ガスタービンを回して発電し、その排気ガス中の熱を利用して蒸気を発生させ蒸気タービンを回す。四〇%以上の効率をあげている。

### ②超々臨界圧発電

蒸気条件の向上によって効率を四〇%以上に上げることができる。石炭火力が複合化するまでのつなぎになる。

### ③流動床ボイラ

石炭を効率よく燃すので、ガスチャーインと合わせると四二～四六%の発電効率が期待できる。

### ④リパワリング

既設の蒸気タービン発電に、ガスチャーインを追設して複合化を行い効率を上げる。

### ⑤排熱利用

発電した排熱を地域に熱供給すれば総合効率は上がる。このことは、消費地・分散型立地ではじめて可能であり、遠隔地立地の発電では全く期待できない。

## 7 水力は小水力を

の買電を電力会社に義務付ける必要がある。

一九六四年に、地域独占を定めた電気事業

環境破壊を避けて中小水力を開発し、分散型エネルギーとして系統に売電し、その時、単価が回避コストに設定されるなら、全国の農山村に多数作られるであろう。地方自治体の積極的な関与が期待される。

## 二、これらを可能にするために

### 1 分散型電源から回避コストによる買電義務

分散型電源の普及に足かせとなっていた、電気主任技術者の選任義務や工事計画の認可が一部解除された。分散電源からの余剰電力購入の条件等が示されるようになった。

また、分散型電源の余剰電力を系統へ逆潮流するガイドラインも近々公表されることになっている。

しかし、逆潮流の条件となっている「保護装置」は海外ではどの国にも見られない。また、従来型コジエネは別扱いになるとか、買取り価格の決定方法が不明確とかに見られるように、及び腰で、分散型電源を育てる立場に立っていない。

回避コストという明確な考え方で、系統へ

の買電を電力会社に義務付ける必要がある。

法が成立した当時は、水力から火力へ変わり、

重化学工業化、電力多消費指向という時代背

景があった。

しかし、今日、次のような状況になった。

① コジエネの普及

② 新エネルギーの開発と実用化

③ 環境問題のクローズアップ

④ 脱原発運動の拡大

⑤ 軽薄短小、省エネ指向の産業構造

⑥ 規制緩和に向かう海外の動き

⑦ 他のエネルギー業界の電気事業への参入

⑧ の動き

⑨ 日本でも規制緩和の動き

つまり、電気事業法は時代の動きにマッチしなくなつたと言える。

中でも、分散型エネルギーの積極的導入のために、発電部門での自由化は避けられない。電気事業法第一七条の規定の下ではコジエネ事業は広がらないからである。

また、系統の送配電線を使用して遠隔地に売電できる託送システムを検討する必要がある。

電気料金が総括原価方式で予め決められることは、市場原理に反することであり、この点でも電気事業法は電気事業の健全な発展に反する。

### 3 天然ガスパイプラインをコモンキャリッ

ジに

天然ガスパイプラインを社会資本として国

の財政援助の下に行うに当たって、このパイ

プラインを新規参入者に開放する競争状態を

前提とすべきである。そのことによつて、天

然ガス価格の低下や天然ガス産業の効率向上

が期待される。

### 4 電気事業・ガス事業の兼業規制の緩和

競争原理が導入された場合には、電気事業・ガス事業の兼業規制を緩和して、エネルギーのカスクエード利用ができるようにし、効率よく資源・設備・技術を使えるようにする。

### 5 分散型エネルギー促進法の制定

新しい地球環境保全の時代に当たり、分散型エネルギーを促進する法律が必要である。その内容は次のことを含む。

(1) 分散型エネルギー促進を目的とする。

(2) 地域エネルギーセンター事業を規定する。

(3) 電源三法による特別会計等の活用をはじめ、補助金、融資、優遇制度を規定する。

(4) 技術基準を示す。

(5) 技術水準・効率向上のための研究開発奨励制度を定める。

(6) その他。

### 三、補遺

#### 1 汚染物質とエネルギー消費

エネルギー消費量が年々増え続けているこ

とが、図3-1から読み取れる。エネルギー

消費量の増加は公害・環境破壊をもたらしてきた。地球規模の環境汚染物質は主にNO<sub>x</sub>、CO<sub>2</sub>、放射能である。図3-2はNO<sub>x</sub>

が全く減っていないことを示している。図3-3は総合エネルギー調査会の長期エネルギー需給見通しの変遷と実績を示しているが、総合エネルギー調査会はつねに予測を過大に見

積もりすぎて来たことを示している。  
表3-1は温暖化ガスに対する各國政府の政策目標を示している。炭酸ガス量を削減する目標をもつた国が半分いる。日本は二〇〇〇年に一九九〇年の一人当たり排出量を超えないという安定化の目標を持っている。図3-4は日本の炭酸ガス排出量および燃料別排出量を示している。

図3-5は、日本の原発で作られた放射能の量を示している。一九九一年以降は総合エネルギー調査会の需給見通しに基づいている。(I)は放射能量を、(II)ICRP(国際放射線防護委員会)の定めた各核種毎に一人当たりの身体許容負荷量で放射能量を割った値で、つまり何人分の毒物量かという値を表したもの

のである。一九九三年で五京人分 ( $5 \times 10^{12}$  吨)、二〇一〇年には二〇京人分 ( $20 \times 10^{12}$  吨) に達する。

表3. 2はIPCC（気候変動に関する政府間パネル）の報告書の概要である。大気中濃度の安定化のためには、炭酸ガスは排出量を六〇%から八〇%削減する必要があると述べている。

図3. 6は、温暖化抑制シナリオの検討の結果（松岡譲による）である。毎年1%削減ケース（二〇年間で二〇%）では不十分である。

## 2 省エネ

図3. 7は、一次エネルギー消費量を部門別に示したものである。これに総量規制をかけ、エネルギー消費量を減らして行かねばならない。

産業部門の中で最もエネルギー消費量の多い鉄鋼業のエネルギー原単位（単位生産量あたり消費するエネルギー量）を示したのが図3. 8である。一九八三年以降横ばいで省エネ努力が見られない。

図3. 9は、鉄屑のリサイクル促進によって、省エネを行える点を指摘したものである。他にも省エネを行える項目はたくさんある。図3. 10は、家電製品のエネルギー効率を示す。近年、省エネが進んでいないことを示す。

している。図3. 11は、アメリカにおけるエネルギー・ラベリングの例である。消費者に分かるように大きく表示してある。表示されているのはエネルギーコストである。このタイプの冷蔵庫の年間の使用エネルギーのコストは、最小で六二ドル、最大で一二六ドルであるが、この製品は六九ドルであるということを表示している。下の表は電力単価のことなる地域でも分かるようにしたものである。

図3. 12は、住宅の断熱化の例である。図3. 13、図3. 14は業務用ビルの省エネの可能性を示す例である。エネルギー消費量を $1/2$ 、 $1/3$ にすることもできる。

図3. 15はアメリカにおけるDSMの実行状況である。DSMは、電力会社が消費をコントロールする手法で、消費者が効率のよい電気製品を購入すると、電力会社は設備投資を避けることができる。それに見合ってお金を支払う（リベート）などが行われている。表3. 3は日本の電力会社の検討しているDSMの例である。

図3. 19は、その効率で、燃料電池は五〇%近くまでいっている。また、部分負荷運転をしても効率は下がらないので、出力調整にも向いている。

図3. 16、図3. 17は、交通機関とのエネルギー消費原単位である。旅客では特に船舶がエネルギー消費が高い。貨物では航空機、自動車が高い。輸送手段のシステム的変更を行うことをモーダルシフトと呼んでいるが、貨物輸送を船舶・鉄道に変更するとよいことが分かる。国鉄の貨物輸送を切った国鉄民宮

## 3 低公害の天然ガス

表3. 4は、エネルギー別の炭酸ガス排出量原単位である。天然ガスが最も小さい値である。硫黄分も少なく、公害が小さい。しかし、量が多くなれば汚染物質の排出量は多くなることは言うまでもないし、天然ガスを液化したLNGは海外での液化にともなう電力消費も考慮しなければならない。

図3. 18は天然ガス等を用いた燃料電池の原理である。化学エネルギーを直接、電気エネルギーを熱エネルギーに変え、それを機械エネルギーに変える（火力発電は、化学エネルギーを熱エネルギーに変え、それを機械エネルギーに変えて電気エネルギーに変え、そして電気エネルギーに変え、そして電気エネルギーに変えるという迂回路を通っている）ので、高い効率を得ることができる。

図3. 20は、天然ガスの日本への輸送のシステム図である。液化ではなく、メタノール化も検討すべきだろう。

図3. 21は、LNG需要の推移と見通しである。世界各国とも、同じようにLNG重視傾向にある。

図3. 22は、天然ガスの資源国と貿易の流

れである。資源は比較的世界中に広がっているが、遠方だと輸送コストがかかり、価格にはね返る。

図3.23は、天然ガスパイプライン化構想としてあがつてある例である。このような一元化したシステムにすることは、独占の問題、エネルギー・ロスなどがあり好ましいとは言えない。電気事業の独占の弊害をガス事業で再発させてはならない。その点に注意を払いながら、天然ガス利用を進めて行くべきだろう。

#### 4 コジエネレーションによるエネルギーの有効活用

日本のエネルギー消費構造は、図3.24のように発電用と非発電用に分けられていて、結局三五%しか活用されず、六五%は捨てられている。これは、電気事業法によって兼業が禁止されているからである。図3.25に示すように、コジエネレーション、つまり、電気と熱を両方利用するすれば、同じ電力・熱を得るのに四二%減ですむ。

熱は遠方まで運べないので、コジエネレーションは本質的に分散型である。電気事業法で電気事業の地域独占が行われているため、コジエネレーションは普及できないでいる。これは、エネルギーの巨大なロスである。

表3.5は、コジエネレーションのエンジン毎の効率を示している。

#### 図3.26は、排ガス濃度と規制値を示す。

現状でもかなりクリアできている。コジエネレーションはビルなどに置かれるケースが多く、排ガスは重要な因子である。燃料電池でもっと下がる。

表3.6は、コジエネレーションをさらに活用するために考案されている、地域エネルギー・センター構想の一例である。電力会社への売電や、電力会社の送電線を借りて遠方への売電を行うなど、エネルギーの有効利用の方策がいろいろと発想される。

図3.27は、アメリカの火力発電部門の平均費用曲線であるが、規模の不経済が発生していることが分かる。

#### 5 自然エネルギーの賦存量

表3.7、表3.8、表3.9、表3.10、表3.11、表3.12、表3.14、表3.15、表3.17、表3.18に自然エネルギーの賦存量の試算例を示す。

#### 図3.28に、太陽電池コストの例を示す。

累積生産規模が大きくなれば、量産効果、習熟効果によりコストは下がってくる。初期の導入助成を行えば、普及は進む。

#### 7 発電効率の向上

図3.30に発電機関の熱効率を示す。複合発電（コンバインドサイクル）を行うと、発電効率が上がる。

図3.31にリパワリングの一例を示す。ボイラー・蒸気タービンの既存火力発電に、ガスタービンを付け、その排熱をボイラーで利

生産している。高温・高圧で複雑なシステムは、一〇〇万KWを超える巨大なプラントとなっている。TMIやチエルノブイリに見られるように、大事故の確率は高く、一度起ると社会体制も変わるほどの大打撃を受ける。

安全保障上の危険性も高い。現在、世界各国は原子力から撤退をはじめている。表3.20は、ほとんどの国で新規発注はなしとなっている。日本と韓国のみが、従来路線を突っ走っていることがわかる。脱原発は、世界の常識となっている。

加えて、原子力発電からの放射能量は膨大で、その安全な処分方法は原子力開発が始まつて四十年を越えてもまだ決まっていない。現在までの発電量と、今後は現状が続くと仮定して廃棄物放射能量を試算した結果を図3.29に示す。世界人口の約一兆倍の身体負荷量にあたる放射能量が一二〇一二〇年に作られることになる。人類の子孫はこの毒物の管理に悩まされて生きて行かねばならない。

用し、既存施設に送り込むと出力が上がり、効率も上がる。

図3. 32もその一例である。

### 8 石炭技術の可能性

石油が液体で取扱いが便利なため、高度成長期以前に石炭火力が駆逐されてしまった。また、硫黄分などを含む排ガスが汚く、ばい塵も出るので公害源となっていた。しかし、

価格が低いため、各國とも石炭利用を行っていいる。日本では、公害対策の技術開発を行い、また、図3. 34に示すように、石炭の流動床化、ガス化、液化の技術開発を行っているので、石油に劣らない使用方法の可能性がある。

表3. 21に示すように、資源埋蔵量としては、最も多く将来性がある。

図3. 35は流動床ボイラの概要であるが、これを用いて、複合発電にすることはできる。

### 9 海外での分散型エネルギー開発の例—導入初期の助成

表3. 22は、各国の風力発電の商業化の状況である。

(1) アメリカは一九七八年にカーラー大統領が「公益事業規制法」(PURPA)を作り、非電気事業者が発電部門に参入できるよう、回避コストで系統側の買電を義務づけた。

カリフォルニア州では、さらに、 $SO_4$  (スタンダードフォード) 売電契約によって回避コストを長期一定とし、また、税制の優遇措置をとり、急速に風力発電が普及した。九年までに、約二万基、二〇〇万kWの風車が建設された。風力発電などの再生可能エネルギーは総発電量の一四%を占めている。

また、コジェネ、太陽熱、ごみ発電などもパーザー法、 $SO_4$  によって普及している。図3. 36に風車の普及、図3. 37に普及に伴う設備利用率の向上と発電コストの低下が示されている。

(2) イギリスでは一九九〇年より非化石燃料使用電力購入義務(NFFO)が法制化された。現在も風車などの建設が続いている。二〇〇〇年までに風力発電のみで一〇〇万kWを設置し、最終的には全発電量の一〇%近くにしようと考えている。

また、一九九〇年四月に制定された電気法によって、中央発電局が分割され、二つの発電会社と一つの原子力発電会社、また一つの送電会社と一二の配電会社に分割された。この体制の下で、発電各社と送電会社の間でスポット市場が形成された。競争入札による需給・価格決定を行っている。

(3) デンマークでは、一九七三年の第一次エネルギー危機後から風力発電の研究開発に国ものり出した。一九七九年、風力発電の設置者は投資額の三〇%の補助を受け、一九八九年には一〇%、一九八九年八月には廃止という経過をへた。

(4) オランダでは、風力発電の場合、kW当たりの補助率は全投資額の四〇～五〇%である。一九八九年未に約4万kW三〇〇基、その後も三～五万kWの増設が続いている。

(5) ドイツでは、風力発電の場合、(1)一〇年間、kWh当たり五六円の補助か、(2)総建設費の三〇～四〇%相当の補助のいずれかが選べる。一九九五年までに約一二五万kWが見込まれている。

日本の風力発電、太陽光発電の普及の試算例を、表3. 23、表3. 24、および、図3. 38に示す。助成措置として特に補助金負担が効くことが示されている。

### 10 エネルギーの社会的コスト

市場経済の最適配分が成立するには、生産コストの全てが市場価格に反映されていかなければならない。価格に組み込まれていない費用は、市場では考慮されないことになる。

(3) デンマークでは、一九七三年の第一次エネルギー危機後から風力発電の研究開発など助成制度、人口移動や社会心理コストなど国民経済の立場から、価格に含まれていない

部分（社会コスト）を考慮にいれて政策決定しなければならない。

例えば、国の原子力予算は約四〇四六億円（九一年度）で、原子力発電量は、一九三八億kWhである。したがって、原発は一・〇九円/kWhの国民的負担をしていることになる。

チエルノブイリのような大事故の時、一〇〇兆円を越す被害が生じるが、これは考慮されていない。

六〇〇億円以上の保険をかけないですむよう原子力損害賠償法により原発は保護されている。

化石燃料による酸性雨は森林を枯らし、文化遺産等を融解させる。これも社会コストである。

ドイツのフランホッファー研究所のO.hohmeyerはドイツにおける太陽光、風力エネルギーと在来発電の社会コストを計算して、太陽光、風力発電は在来の電力と同等であり、原発が極端に高いことを示している。

これは、ドイツの一九九〇年の計算の一例である。

見かけ上の価格にまどわされず、社会コストを考慮して政策展開が行われなければならない。

図3. 39に、ドイツ、デンマークにおける

風力発電のコスト曲線と在来火力発電のコスト曲線が示されている。在来火力の社会コストを無視すれば、A点（二〇〇〇年）で風力発電の価格は在来火力のそれと等しくなり、

市場で普及をはじめる。在来火力の社会コストを最小に見積もると、B点（一九〇〇年）で普及をはじめる。在来火力の社会コストを最大限見積もると、C点（一九八〇年）で普及をはじめる。このように、在来火力の社会コストを評価すると、風力発電のほうが在来

発電	社会コスト (1/100マルク/kWh)
1 石油、石炭、LNG火力	8. 07
2 原発	40. 03
3 在来電力の平均	15. 19
4 風力発電	15. 60
5 太陽光発電	19. 60

(1マルク=約78円)

火力より優位にたつ年度は早まることが示されている。

#### 分散エネルギー導入時の助成（補助金）、

優遇税制、低利融資、公共機関への義務化などは必要であり、行わねばならない。

### 四 地球にやさしい

#### クリーンエネルギー政策

#### ——二〇一〇年の需給見通

##### 1 想定条件

###### Aマクロ経済指標

年平均伸び率

- |             |          |
|-------------|----------|
| 1. 世界貿易（実質） | 三・四%     |
| 2. 石油価格     | 三・〇%     |
| 3. 為替レート    | マイナス三・九% |
| 4. 労働力      | 〇・三%     |

など現在の経済構造は過去のトレンドの延長上にあると仮定する。

###### B省エネの仮定

- |                     |  |
|---------------------|--|
| 産業：リサイクル（鉄屑 鋼鉄比〇・六） |  |
| 民生：住宅の断熱化           |  |

###### 家電製品の効率改善

- |                            |  |
|----------------------------|--|
| テレビ 年率一%の改善                |  |
| テレビモニター液晶化 家庭用電力の一〇%の七五%節減 |  |
| 照明蛍光灯化 年率一%の改善             |  |
| インバータ照明 家庭用電力の             |  |

## 110%の110%節減

冷蔵庫 年率1%の改善

エアコン 年率3%の改善

その他 年率1%の改善

業務用建物 10%省エネ

太陽熱温水器 住宅の40%に普及

運輸・乗用車の燃費改善（新車）

110-10年まで110%

トラックの燃費改善（新車）

110-10年まで18%

モーダルシフト 貨物のトラック

から鉄道・船舶への変更  
15%

都市緑化・透水性舗装など都市気温 $^{\circ}C$ 低下

コジェネ熱 民生600万kW、産業600

○万kW

DSM リベート・空調のサイクル運転

などで電力需要の4%抑制

C. 電源

◇新エネルギーの内訳（110-10年）

太陽光発電

.. 2250万kW × 1500hr = 340 億kWh

風力発電

.. 80万kW × 2500hr = 20 億kWh

地熱発電

.. 350万kW × 6000hr = 210 億kWh

△発電

$$\cdot 100 \text{MW} \times 4000 \text{hr} = 40 \text{億kWh}$$

燃料電池発電はJNCに含まれると  
する

◇発電効率の向上（110-10年）

リパワー、複合化などによって、

石炭火力 四一・三%

石油火力 四一・九%

LNG火力 四三・五%

燃料電池 五〇・〇%

（発電端）

さんあるが、鉄屑のリサイクルを取り上げた。  
民生部門は、国民の省エネ意識を高める運動（環境保護など）と連係する。図3-11に示すような効果あるラベリングを義務付ける。業務用ビルは、図3-13、図3-14にあるように、省エネのポテンシャルは高い。運輸部門は、CAFEを行つ。また鉄道貨物および内航海運による輸送を全貨物輸送システムの中に位置付け、拡大させる。旅客の公共交通輸送も進めるが、モデルには計上していない。その他、都市政策による省エネの例として、都市気温の低下による空調の節約を取り上げた。分散型電源としてのコジェネ発電の熱有効利用システムが都市に普通することも想定した。

需給見通しの計算方法は、図4-6に示す。

4. 1の想定条件は、比較的無理のない仮定である。マクロ経済指標は、概ね現在の経済構造を前提としている。経済成長率が年率3-1%となることなどが、表4-2の計算結果に表われている。むしろ、1991年間の不況は、経済成長率1-6%で、省エネ等はこのモデルよりも実現し易い環境にあるほどである。

DSM(Demand Side Management)は、アメリカの電力会社の大半が行つてゐる、需要管理办法である。需要家が、省エネ機器を購入すれば、電力会社はそのぶん供給拡大のための投資を節約することができるので、一定金額を電力会社が小礼金として支払う（リベート）。また、需要家の空調コントロールを電力会社が行い、ピーク時に例えば、2グループに分け、短時間にサイクル運転をすれば、ピーク出力を半減できる（サイクル運転）。

電源構成は重要なエネルギー政策である。天然ガスを増し、原子力を漸減し、分散型電源を育していく。石炭の将来性を考慮し、出た。産業部門は、石油価格の上昇が最も効果を期待できる。その他の省エネ方法も、たく

力調整は石油火力で行う。新エネの中で、風力発電はすぐにも着手できる。太陽光発電は、助成政策を一定期間とすれば、コストが下がり、二〇〇〇年以降は助成なしでも拡大していくと考えられる。住宅の二〇%に、屋根を利用して設置されるとした。

図4.1は、省エネによってエネルギー消費を減らしうることが示されている。

図4.2は、一時エネルギー供給が少なくて済むことが示されている。総合エネ調の政策は、バブル時のエネルギー消費を温存するものである。

図4.3は、電源構成を示している。クリーンエネルギー政策では、天然ガスが首位を占めている。中でも、燃料電池は二〇〇〇年以降の新設の主流となる。また、今まで述べてきたクリーンエネルギー政策によって、原子力は二〇一〇年には無理なくゼロにすることができる。

図4.4は、電力設備の推移である。クリーンエネルギー政策では、新エネルギーの大部分は住宅の屋根におかれる太陽光発電や都市近郊におかれる公害の少ない燃料電池などが多いため、電力会社は電源立地の土地確保の必要はなくなる。

図4.5は、炭酸ガス排出量である。クリーンエネルギー政策では二〇一〇年では一九九〇年よりも一四%削減できている。

表4.1

主要変数	年度				年平均伸び率(%)	
	1975	1990	2000	2010	75/90	90/10
卸売物価 (1985=100)	76.8	91.0	100.2	114.3	1.1	1.1
消費者物価(1985=100)	64.7	100.9	128.4	166.3	3.0	2.5
石油価格 (ドル/バレル)	12.1	23.3	35.0	42.7	4.5	3.1
為替レート (円/ドル)	139.3	141.5	110.0	134.1	0.1	-0.3
労働力 (万人)	5,324	6,414	6,914	6,642	1.2	0.2
世界貿易 (10億ドル80年価格)	1,453	2,957	4,211	5,659	4.9	3.3
経常収支 (億ドル)	1.3	337.2	112.1	3238.8	44.9	12.0
鉱工業生産指数(85=100)	62.4	127.2	180.2	232.1	4.9	3.1
住宅ストック (万戸)	3,022	* 3,826	4,222	4,351	1.6	0.6
住宅面積 (m <sup>2</sup> /戸)	76.9	* 88.7	96.0	101.2	1.0	0.7
業務用床面積 (100万 m <sup>2</sup> )	754	* 1,248	1,577	1,794	3.4	1.8
第三次産業活動指數(85=100)	67.8	132.3	190.1	247.7	4.6	3.2
所帯数 (万)	3,391	4,180	4,566	4,612	1.4	0.5
輸送人キロ (億人キロ)	7,107	* 10,663	15,136	17,938	2.7	2.6
輸送トンキロ (億トンキロ)	3,608	* 5,113	6,779	7,951	2.4	2.2
乗用車保有台数 (万台)	3,435	3,515	5,364	6,828	0.2	3.4
トラック保有台数 (万台)	1,017	* 2,086	3,405	4,149	4.9	3.5

\* 1989年値

表3.20 各国の原子力発電所発注実績（各年別発注基数）

(世界の原子力発電開発の動向)1991年度報告 1991年(12月)31日現在 (単位:GW)

	3449	73	54	35	36	37	38	39	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91
米 国	1	3	1	3	1	3	1	2	3	7	20	30	12	4	14	9	11	10																						
フラン西ス		2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	5	6	5	3	6	5	4	3	2	2	1	1	1	1	1	1	1					
日本	6	1	1	2	1	1	1	2	1	6	3	5	1	1	8	1	9	1	2	4	1	4	9	2	1	1	1	1	1	2	2	2	2							
ドイ ツ		1	1	1	1	1	1	1	3	1	2	3	1	4	1	4	1	2	5	2	4	5	3	4	1	2														
英 国	S	1	6	2	3	2	2	3		2	1	4	2	2					4																					
カナダ		1								2	3	2	1	4	2	2																								
チリ		1								1			2	1	3	1																								
スペイン										2			1			3	1																							
ペルー										3			1				2																							
古 巴										1			1																											
アルガルバ										2			1																											
モロッコ										3			1																											
ス イ 豆										1	1	1						2																						
ナイランダ										2			1					2																						
南アフリカ										1			1					1																						
ハンガリー										2			1					2																						
印 度										3			2					1																						
ブルガリア										1			1					1																						
ノキシコ										1			1					1																						
エストニア										2			1					2																						
ブラジル										1			1					2																						
オランダ										1			1					1																						
パキスタン										1			1					1																						
中 国																			1																					
ルーランド																			1																					
キューバ																			1																					

表4. 8は、一次エネルギー需給見通しである。総合エネルギー調査会の需給見通しと比べると、天然ガス、水力が若干大きくなっている。新エネルギーは、黒液(パルプ液)等を入れていないことによって、クリーンエネルギー政策の方が小さくなっているが、燃料電池、太陽光など新エネルギーには力点がはいっている。

表4. 1、表4. 2にマクロ経済指標を示す。表4. 3にエネルギーの最終需要、表4. 4に一次エネルギー供給、表4. 5、表4. 6に電力供給、表4. 7に炭酸ガス排出量、表4. 8に一次エネルギー需給見通し(実数)を示す。

このクリーンエネルギー政策によって、炭酸ガス、二酸化窒素、放射能の発生を抑えることができる。

△図3. 1～3. 39、表3. 1～3. 19、  
21～3. 23は略す

表4. 2 マクロ経済の予測結果(支出面) 85年価格、兆円

	年度				年平均伸び率(%)	
	1975	1990	2000	2010	75/90	90/10
民間最終消費	133.7	234.1	339.1	443.1	3.8	3.2
民間住宅投資	16.2	22.8	23.0	26.8	2.3	0.8
民間企業設備	30.4	89.0	130.3	166.9	7.4	3.2
政府最終消費	21.9	34.4	44.2	52.9	3.1	2.2
公的資本形成	19.9	26.1	36.3	43.8	1.8	2.6
在庫等	0.7	3.0	2.7	2.6	10.2	-0.7
輸出等	22.7	73.8	117.7	163.2	8.2	4.0
輸入等	29.9	74.0	113.1	150.9	6.2	3.6
国民総生産	215.6	409.2	580.2	748.4	4.4	3.1

表4. 3 2010年のエネルギー最終需要(部門別) 10^13 kcal

	1990		2000		2010		総合エネ調
	実績	クリーンエネルギー政策	実績	クリーンエネルギー政策	実績	クリーンエネルギー政策	
産業用	169.6	52.5	165.9	53.5	137.2	51.2	190.6 46.5
民生用	78.8	24.4	73.4	23.7	59.8	22.3	124.0 30.3
運輸用	74.4	23.0	70.6	22.8	70.9	26.5	95.3 23.2
合計	322.8	100.0	309.9	100	267.9	100.0	409.9 100.0

注) 非エネルギー使用は産業用に含む

表4. 4 2010年の1次エネルギー供給 10^13 kcal

	1990		2000		2010		総合エネ調
	実績	クリーンエネルギー政策	実績	クリーンエネルギー政策	実績	クリーンエネルギー政策	
石炭	81.7	17.5	85.3	18.6	78.1	19.6	95.5 15.5
石油	263.9	56.6	236.5	51.6	196.9	49.5	283.3 46.0
天然ガス	49.3	10.6	60.4	13.2	70.5	17.7	73.9 12.0
水力	20.5	4.4	24.9	5.4	28.8	7.3	22.8 3.7
原子力	45.5	9.8	38.4	8.4	0.0	0.0	102.9 16.7
新エネ等	6.1	1.3	13.3	2.9	23.1	5.8	37.6 6.1
合計	466.2	100.0	458.7	100.0	397.5	100.0	616.0 100.0

図4.1 2010年のエネルギー最終需要(部門別)  $10^{13}$  kcal

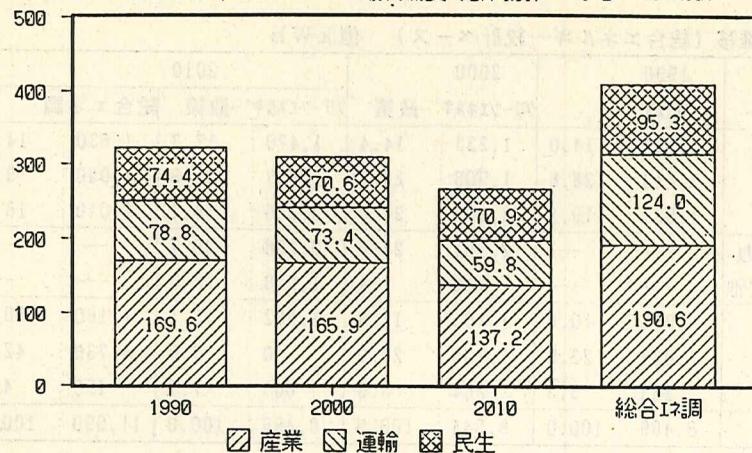


図4.2 2010年の1次エネルギー供給  $10^{13}$  kcal

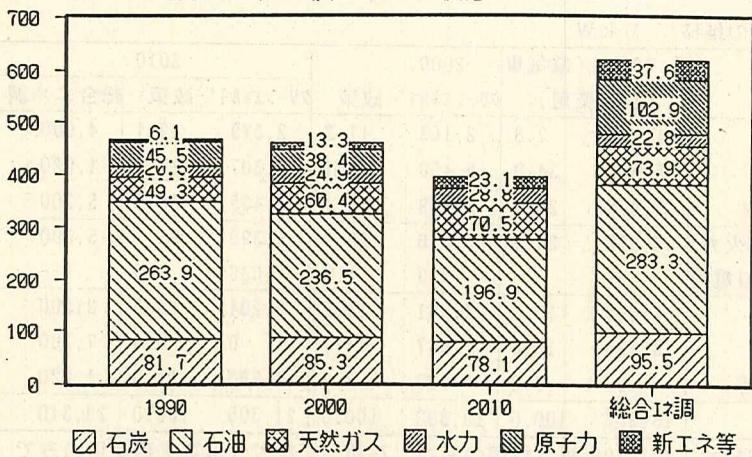


図4.3 電力供給の推移(総合エネルギー統計ベース) 億kWh

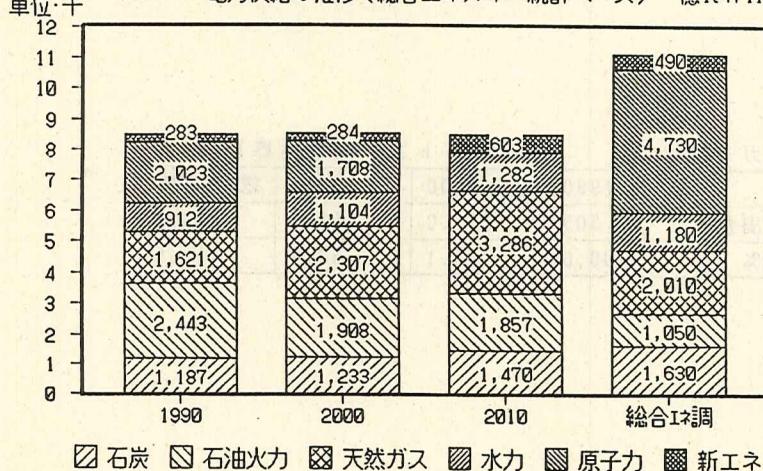


表4. 5

電力供給の推移（総合エネルギー統計ベース） 億kWh

	1990		2000		2010			
	実績		クリーンエネルギー政策		クリーンエネルギー政策	総合エネ調		
石炭	1,187	14.0	1,233	14.4	1,470	17.3	1,630	14.7
石油	2,443	28.8	1,908	22.3	1,857	21.9	1,050	9.5
天然ガス	1,621	19.1	2,307	27.0	3,286	38.7	2,010	18.1
*LNG火力	---	---	2,191	25.6	2,268	26.7	---	---
*燃料電池	---	---	116	1.4	1,018	12.0	---	---
水力	912	10.8	1,104	12.9	1,282	15.1	1,180	10.6
原子力	2,023	23.9	1,708	20.0	0	0.0	4,730	42.7
新エネ等	283	3.3	284	3.3	603	7.1	490	4.4
合計	8,469	100.0	8,544	100.0	8,498	100.0	11,090	100.0

表4. 6

電力設備の推移 万kW

	1990 (電気事業用)		2000		2010			
	実績	業用	クリーンエネルギー政策		クリーンエネルギー政策	総合エネ調		
石炭	1,242	7.8	2,163	11.2	2,579	12.1	4,000	13.6
石油	5,571	34.9	5,450	28.1	5,307	24.9	4,020	13.7
天然ガス	3,878	24.3	5,449	28.1	7,435	34.9	5,300	18.1
*LNG火力	3,878	24.3	5,216	26.9	5,399	25.3	5,300	18.1
*燃料電池	---	---	233	1.2	2,036	9.6	---	---
水力	2,083	13.0	2,761	14.2	3,204	15.0	2,500	8.5
原子力	3,165	19.8	2,847	14.7	0	0.0	7,200	24.5
新エネ等	27	0.2	720	3.7	2,780	13.0	1,020	3.5
合計	15,966	100.0	19,390	100.0	21,305	100.0	29,340	100.0

1990年実績および2010年総合エネ調の石炭、石油、天然ガスは電気事業用のみで

自家発は含まれない。（自家発火力の1990年実績は1,808万kW）

クリーンエネルギー政策は電気事業用と自家発を含む。

表4. 7

炭酸ガス排出量 (100万トン、炭素換算)

	1990	2000	2010	総合エネ調
排出量	305	287.0	252.3	343.2
%	100.0	94.1	82.7	112.5

表4.8

一次エネルギー需給見通し

	1990 実績	2000 クリーンエネルギー*	2010	
			クリーンエネルギー*	総合エネ調
石炭(万t)	11,532	12,199	11,168	14,200
石油(億k1)	3.07	2.55	2.13	3.06
天然ガス(万k1)	5,328	6,524	7,619	8,000
水力(億kWh) (万kW)	912 2,083	1,104 2,761	1,282 3,204	1,050 2,620
原子力(億kWh) (万kW)	2,023 3,165	1,708 2,847	0 0	4,740 7,250
新エネ等(万k1)	659	1,431	2,494	3,460
一次エネルギー*総供給(億k1)	5.26	4.95	4.29	6.66

単位・千

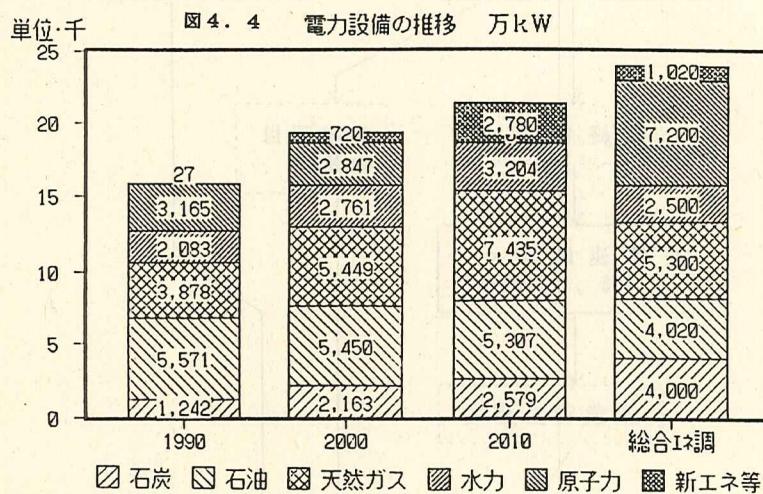


図4.5 炭酸ガス排出量 (100万トン、炭素換算)

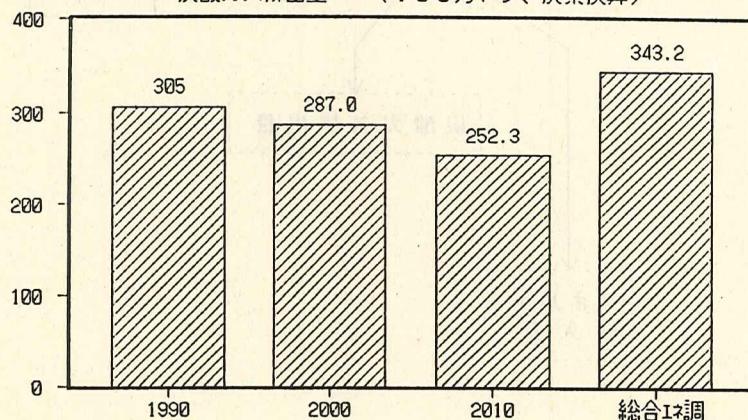
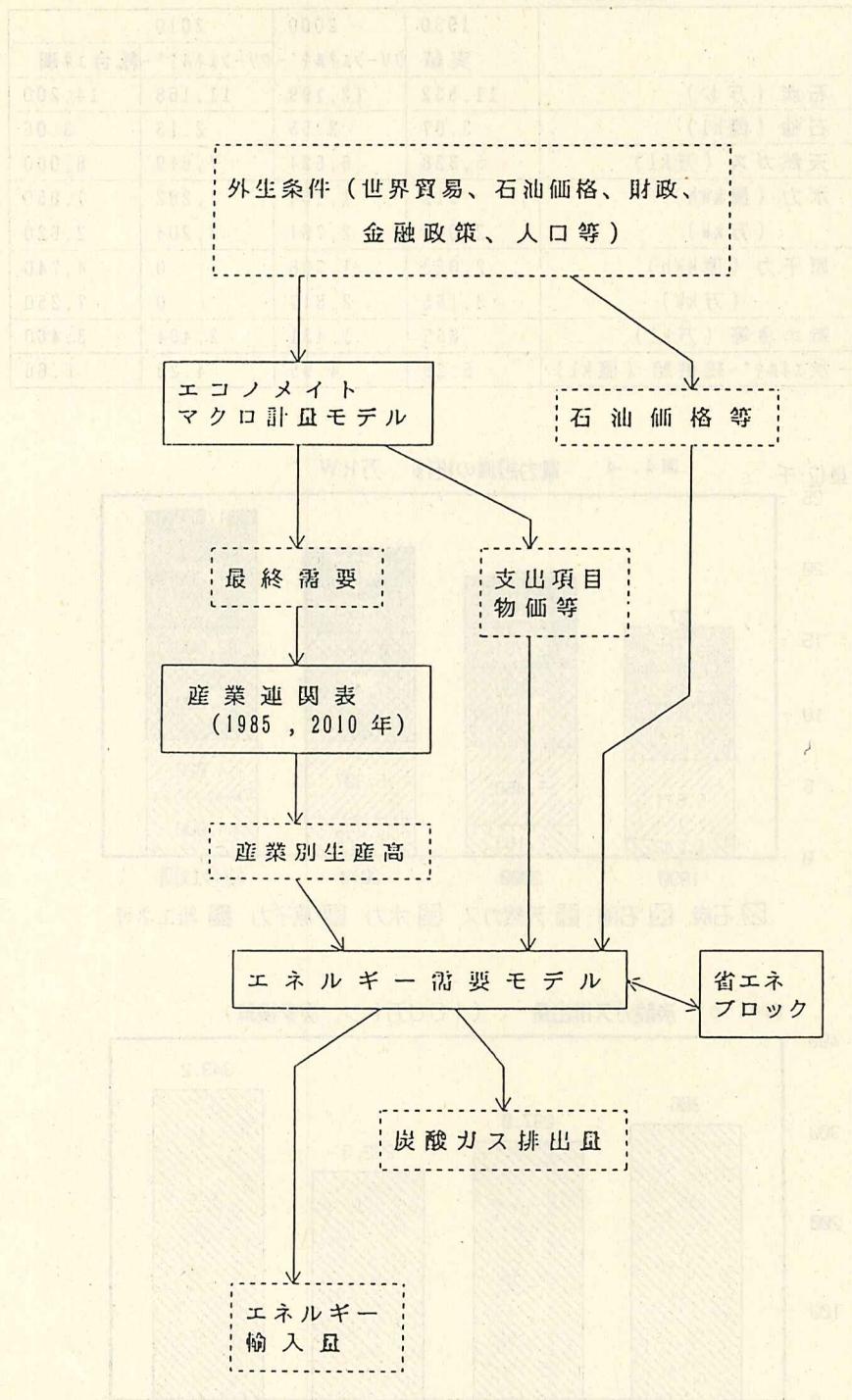


図4.6 予測システムの構成



一九九三・三・三

# わが党の総合エネルギー政策提言

(要旨)

日本社会党 産業政策調査会

会長 後藤 茂

事務局長 竹村 幸雄

資源エネルギー政策委員会

委員長 後藤 大島 章宏

事務局長 大島 章宏

## 一 まえがき

地球人口が、二〇五〇年には、現在の約二倍の一〇〇億人を突破すると予測されている

今日、人類が生きていくための食料、資源工

エネルギー、環境をどのように将来にわたり確保するかは、地球人類共通の最大の課題である。

”地球は未来の子供たちからの預かりもの”という考え方から二一世紀におけるわが国の経済・社会を展望するとき、地球人口抑制と資源エネルギー消費の抑制、さらに、これまでの資源の使い捨て型経済、化石エネルギー依存の社会から、資源エネルギーのリサイクル型経済社会への転換を図る強い決意をしなければならない。わが党は、地球環境問題

という新たな課題に対処しつつ、国際的視野に立って日本の安定的経済成長の実現を図るために、以下の総合エネルギー政策を追求する。

## 二 基本的考え方

(1) エネルギー政策の基本として、わが国と

世界の国民の生活、経済の健全な発展と地球環境の保全を第一義とし、地球環境に対する影響を考慮し、日本国民の社会慣習や生活習慣並びに経済活動全般について総見

直しを行い、省エネルギーに努めると共に、国際的にもバランスのとれた経済発展や国民生活の維持向上のため、エネルギー関連技術の開発・研究投資を強化し、必要なエネルギーの安定供給を確保する。開発途上

国等の社会安定、経済発展、国民生活向上に配慮し、日本のエネルギー政策を策定し、世界各国、とくにアジア、C I S および東欧諸国の環境対策、省エネルギーの推進および原子力発電所の安全性向上のため、脱硫技術等の環境対策並びに省エネルギー技術や原子力発電所の安全性向上技術など、国際協力に積極的に貢献する。

(2) とくに、石油依存度の一層の低減を図り、LNG および石炭火力が重要な役割を果たすものと期待されることから、これらのエネルギーの導入促進のための基盤を整え、さらに、太陽光発電、燃料電池などの新エネルギー、廃熱やコジエネなど未利用エネルギーや再生可能エネルギーの導入に努める。

(3) さらに、わが国のエネルギー安定供給の確保を図るため、基本的には非化石エネルギーを指向しつつ、多様なエネルギーの組み合わせ（ベストミックス）を求めていく。

(4) 電力供給に関する計画は、各発電技術の技術的安定性、安全性、環境適合性、経済性等総合的評価により、これを策定する。

有限である石油は、主として開発途上国での経済発展に伴う必要なエネルギー源として、さらには、化学原材料と位置付けるが、なお相当期間、石油はわが国のエネルギーの大宗を占めることにならざるを得ないので、

その安定的確保を図る。当面の石油代替エネルギーとしては、原子力、LNG、石炭が中心となる。

(5) 原子力発電については、すでに日本の主たるエネルギー源として定着しており、CO<sub>2</sub>を排出しない環境保全型エネルギーとして安全性確保に一層努力しながら、過渡的なエネルギー源として評価し、核融合炉など新発電技術の開発に全力を尽くす。その間の原子力発電所の新增設を進め、エネルギーの安定供給を図る。また、原子力の

利用は、医療用や原子力発電等の平和利用に限定し、自主・民主・公開の三原則を堅持し、関連情報の公開など、国民はもとより、アジア諸国をはじめとする世界各国の理解を得ながら進める。とくにブルトニウムについては、国際的にも疑念を持たれないよう絶対平和利用に徹する。

(6) 原子力発電の廃炉技術や核燃料再処理及び廃棄物処理・処分技術や高速増殖炉などの核燃料サイクルについては、先進諸国と協力し、技術的安全性、安定性、信頼性の確保に全力を尽くし、その実用化に努める。高レベル廃棄物については、国際的取扱い規準の設定を図る。

## 総合エネルギー政策（案）

日本社会党産業政策調査会  
資源エネルギー政策委員会

### 1 エネルギーをめぐる世界情勢

#### 1-1. 世界情勢

##### (1) 湾岸戦争と石油市場

(2) その後の原油市場の需給面では湾岸戦争によってイラク、クウェートの輸出は限られたものとなっているが、他の産油国の増産が続いている結果、当面は、急激な変化は生じないものと予想される。しかし、特にCIS（旧ソ連）の原油生産が国内的混乱から減少しつづけており、警戒要因となっている。またOPEC加盟諸国の動向をひきつづき注視していく必要がある。

主要原油のスポット価格

Month	Arab Light (\$/BBL)	Brent (\$/BBL)	W. Texas I. (\$/BBL)
11 '88	10	10	10
1 '89	18	18	18
3 '89	22	22	22
5 '89	20	20	20
7 '89	18	18	18
9 '89	18	18	18
11 '89	18	18	18
1 '90	20	20	20
3 '90	18	18	18
5 '90	18	18	18
7 '90	18	18	18
9 '90	22	22	22
11 '90	28	28	28
1 '91	32	32	32
3 '91	38	38	38
5 '91	32	32	32
7 '91	28	28	28
9 '91	25	25	25
11 '91	22	22	22
1 '92	20	20	20

(3) 中東のシェア高まる石油需要長期見通し

① 國際エネルギー機関（IEA）の見通し  
ドル程度で推移している。

(九一年)によれば一九八九年から二〇〇五年にかけて世界のエネルギー需要は年率二・二%増で推移すると見られている。ところがこの内訳を見ると、先進国は一・三%にとどまるものの開発途上国、旧共産圏は各々四・二%、二・二%と高い増加が見込まれている。

② 他方、石油需要はエネルギー需要全体の伸びを下まわると見込まれ、石油代替エネルギーの増加が大きくなると予想される。しかし、それでもエネルギー需要の三〇%以上が石油に依存するとされており、かつ

地域的にみるとO E C D諸国の石油生産は低迷、また旧共産圏も伸び悩むことにより、中東への依存度が増大し、石油供給に占める中東のシェアは二六%（一九八九年）から三八%（二〇〇五年）へと上昇するものとされている。

## 1-2 地球人口と地球環境

### (1) 地球人口と地球環境との関係について

「世界人口白書」九二年版は、国連人口部が一〇年ぶりにまとめた「世界人口の改訂長期推計」を公表した。それによると、一九九二年の世界人口五四億八千万人が、九八年には六〇億人に達し、さらに、二〇二五年には八五億人、二〇五〇年には一〇〇億人に達す

ると予測している。さらに、こうした人口増加の九五%は、南アジア、アフリカなどの開發途上国に集中し、その結果、貧困、飢餓、環境破壊の他、保健衛生、住宅問題が深刻化している現状を踏まえ、人口増加に対しても警鐘を鳴らしている。

人口増加と環境破壊の関係については、一九九二年にリオデジャネイロで開催された国連環境開発会議等でも強く指摘された。報告によると、人工衛星による観測の結果、開発途上国で破局的な自然環境破壊が深く進行しており、急激な森林の消滅、土壤の侵食、砂漠化、生態系の破壊、動植物種の減少、洪水と干ばつが頻繁に発生しているなどが報告されている。つまり、世界人口の七七%を占め

IEAの世界エネルギー需要の展望（1989→2005年）

先進国	1.2倍	（年率 1.3%）
途上国	1.9倍	（年率 4.2%）
ソ連・東欧	1.4倍	（年率 2.2%）
世界計	1.4倍	（年率 2.2%）

出所：IEA, Energy Policies and Programmes of IEA Countries (1990 Review)

IEAの世界石油供給シェアの展望

	1989年	2005年
中東	26%	→ 38%
O E C D	24%	→ 14%
ソ連・東欧	19%	→ 14%
その他	31%	→ 34%

出所：同上

る開発途上国の爆発的人口増加と貧困が、森林を伐採し耕地化したり、限度以上の放牧等により土地が荒廃し、自然の循環サイクルが乱れ、自然破壊と環境汚染が進行している。さらに、先進諸国のエネルギー超多消費型社会の進行等が加わり、オゾン層の減少、二酸化炭素の増加による地球温暖化現象が顕著な兆候として表れ始めている。

従って、世界的人口抑制策をどう進めるかは、世界共通の最大の課題である。

### (2) 地球環境対策とエネルギー確保の両立は可能か。

地球環境問題への対応とエネルギー確保の両者を同時に達成することが、今後わが国の大重要な課題である。同時にこの点での世界のリーダー役をつとめなくてはならない。これは非常に困難な課題であるが、わが国の総力をもって成し遂げなくてはならない。

地球環境問題への対応としては化石燃料の使用を大幅に減らすべく、エネルギーの効率的使用も含めた省エネを促進すると共に、クリーンな新エネルギー（非化石エネルギー）開発をより一層進めることが必要である。

また、物質的豊かさのみを追求する経済成長は望めなくなっている。地球環境保全にあわせて、エネルギー制約も強まってくる。わが国は世界第二位の経済大国になつたいま、その経済規模からしても今後の成長率は低下せざ

るを得ないことを認識すべきである。

年は急増している。

### 1-3 地球環境問題とエネルギー政策

(1) 地球環境問題は人類の生存を左右する重要課題として浮上してきた。特に地球温暖化問題が中心的な課題となっているが、温暖化の大きな要因として、CO<sub>2</sub> が挙げられており、石油、石炭等の化石エネルギーの消費が大きな問題になっている。エネルギー政策は地球環境問題への対応と密接不可分となっており、エネルギーセキュリティの確保と地球環境保全の両面からの対応が必要であり、両者を同時に達成しなければならない。

従って、エネルギーの効率的利用など省エネルギーの促進、原子力、新エネルギー、再生可能エネルギーなどCO<sub>2</sub> を排出しない非化石エネルギーを導入し、環境保全型のエネルギー需給構造への転換をはかることが世界各国の急務となっている。わが国は九一年一〇月「地球温暖化防止計画」を策定し、一人あたりCO<sub>2</sub> 排出を二〇〇〇年以降一九九〇年レベルに概ね安定化させることを決定している。

(2) しかるに世界のエネルギー消費の実績をみると、エネルギー消費は増大を続けており、またわが国内のエネルギー消費も増加している。特に世界景気の拡大が続いたここ三四四年。

世界の一次エネルギー供給

(単位：原油換算百万トン)

年 度	1973	1979	1983	1984	1985	1986	1987	1988
一次エネルギー 総 共 給	5913	6940	6943 ( 1.2)	7227 ( 4.1)	7435 ( 2.9)	7598 ( 2.2)	7811 ( 2.8)	8074 ( 3.4)
構 成 比 %	石 油	47.3	45.0	40.3	39.1	37.8	38.2	37.7
	石 炭	28.2	28.5	30.3	30.1	30.5	30.5	30.6
	天 然 ガ ス	18.0	18.3	19.1	20.0	20.1	19.6	19.9
	原 子 力	0.8	2.2	3.5	4.0	4.7	5.0	5.2
	水 力	5.6	6.0	6.8	6.8	6.9	6.7	6.7

(注) ( )内は対前年度比増▲減(%)

出典) BP統計

我国のエネルギー供給の伸び率実績 (年率 %)

年 度	1969	1973	1979	1986	1987	1988	1989	1990 暫定
	1次危機	2次危機						
一次エネルギー 総供給								
	8.6	1.1	▲0.3	5.0	5.4	3.7	5.3	
最終エネルギー消費	9.2	0.9	▲0.4	4.8	5.7	3.4	3.8	
産業部門	8.6	▲0.8	▲1.9	4.8	5.9	2.7	3.2	
民生部門	11.5	3.3	1.9	5.3	5.4	2.3	4.5	
運輸部門	9.2	4.2	1.3	4.1	5.6	6.3	4.4	
総需要電力量	10.8	3.9	1.9	6.0	5.4	6.2	7.2	

(注) 総需要電力量は電気事業者(需要端)と自家発自家消費の合計

(出所) 総合エネルギー統計(総需要電力量については、電気事業便覧)

さらには前述のように今後世界のエネルギー需要はこのまま推移すれば、近い将来一四倍に達し、二〇一〇年には一・五~一・七倍になるとの予想もなされている。特に開発途上国のウエイトが大きくなり、二〇二〇年になるとエネルギー消費増加分の六割が途上国によると想定され、CO<sub>2</sub> の増加もそれによります。エネルギー消費は増大を続けており、またわが国内のエネルギー消費も増加している。特に世界景気の拡大が続いたここ三四四年。

## 二 わが国のエネルギー情勢

世界の地域別エネルギー起源の二酸化炭素排出量（1988年）

	国または地域	固体燃料 (百万t)	液体燃料 (百万t)	気体燃料 (百万t)	合計 (百万t)	シェア	GDP当り 排出量 (kg/US\$)	一人当り 排出量 (t/人)
地域別 排出量	世界	2,422.0	2,439.8	1,027.0	5,888.8	100.0%	—	1.15
	アジア	800.2	530.9	111.1	1,442.3	24.5%	—	0.48
	ソ連	426.3	332.5	343.1	1,101.9	18.7%	—	3.86
	ヨーロッパ	535.8	564.0	186.2	1,286.1	21.8%	—	2.59
	北米	523.7	727.5	307.4	1,558.5	26.5%	—	5.72
	中南米	23.6	183.0	49.3	255.9	4.3%	—	0.60
	アフリカ	75.3	69.4	17.9	162.6	2.8%	—	0.26
	オセアニア	37.2	32.7	11.9	81.8	1.4%	—	3.14

出所「環境白書」

主要先進国におけるエネルギー供給構造比較（1989年）

	日本	米国	西独	英国
対外依存度%	84.0	17.5	51.3	1.0
石油依存度%	57.9	40.7	40.0	38.5
石油輸入依存度%	99.7	44.8	95.0	▲16.0
輸入原油のホルムズ依存度%	57.5	21.6	14.7	20.8

出所：OECD及びIEA資料

内的にも適切な措置によって比較的冷静に対応できたが、同時に再めてわが国のエネルギー確保における脆弱性を浮きぼりにした。わが国のエネルギーは対外依存度は八四%、石油依存度は五八%、輸入原油のホルムズ湾依存度は五八%である。石油ショック以降の石油政策の結果、石油依存度は一九七三年の

エネルギーにおける我が国の国際的なウエイト（1987年）

	消 費		輸 入	
	一次エネルギー	石 油	一次エネルギー	石 油
1位	米国 24%	米国 26%	米国 16%	米国 19%
2位	ソ連 17	ソ連 15	日本 14	日本 13
3位	中国 9	日本 7	西独 7	伊 6
4位	日本 5	西独 4	伊 6	西独 5

七七・四%からかなり低下し改善がなされつある。しかし全体のエネルギーセキュリティーからすれば、他の先進国と比べてまだ差がある。一方で世界のエネルギー消費と輸入においては世界で四位（二位）という地位にある。わが国の脆弱性は依然として高い。

## 2-1-2 原子力発電の動向

### (1) 概況

① 世界の原子力発電所は一九九二年六月時点で世界二八カ国、一地域（台湾）で四十九基が運転され、九一年の発電電力量は二兆〇〇九一億kWh 対前年比五・七%増となつた。総発電電力量の約一七%を占めている。これは石油にして四億九〇〇〇万トンを節約したことになる。建設中は一八カ国、八五基で五八八〇万kWである。

② わが国の原子発電は現在四二基（九三年三月時点）で九一年度の原子力発電量は総発電電力量の約二七%を占めている。原子力発電は完全にわが国エネルギー源の中心として定着している。ただ最近美浜二号炉の事故等いくつかのトラブルも発生し、設備利用率が若干の低下したりしたが一九九一年度まで九年連続して七割を達成した。

一方、核燃料サイクル事業は青森県六ヶ所村においてウラン濃縮工場低レベル放射性廃棄物埋設施設操業が開始され、また、使用済燃料再処理施設についても事業認可がなされ事業は進展しつつあり、また高速増殖炉については原型炉「もんじゅ」が臨界に向けて総合機能試験に入っている。

しかし、他方では原子力発電をめぐる安

全性論議において、依然として国民的合意の上で問題が残されている。その結果新規の電源立地はますます長期化しており、政府の「長期エネルギー需給見通し」における原子力発電所の大規模増設は大きな困難をかかえるに至っている。

### (2) 見直される原子力発電

チエルノブイリ事故以降原子力発電に対する支持は大きく低下し、その影響は依然として大きく、原子力発電への不安感は払拭されていない。しかし近年、エネルギー確保と地球温暖化問題（CO<sub>2</sub> 排出の安定化）についての関心が高まり、原子力発電に対する再評価の動きが著しい。その顕著な例がスウェーデンである。スウェーデンは運転中の原子力発電所（一二基）を九五年以降段階的に廃止することとしていたが、九一年六月廃棄の延期をふくむ新エネルギー政策を採択した。

またオランダも原子力発電所の新規凍結を行つてゐるが、次期政権交替期には解除されるとの見通しである。またフランス、フィンランドでも新規受注をみており、カナダも新たに導入の検討に移った州がある。また、ドイツにおいては原子力政策を巡つて様々な議論がなされている。しかし、イスラ、イタリア、スペイン等は原子力モラトリアムの状態が続いている。

### (3) 改善が必要な旧ソ連、東欧の原子力発電所

一方で旧ソ連、東欧においては国内的混乱もあり、原子力発電所の維持、管理に問題が生じている。旧ソ連製原子炉のいくつかについて安全性が問題になつており、国際原子力機関（IAEA）の安全評価プロジェクトチームが調査検討を行つていて。

このうちブルガリアの一基については運転継続は好ましくないとの勧告を受けており、旧東独では四基の閉鎖が決定した。更に旧ソ連は他の型の炉についてもIAEAの安全評価を求めている。しかし旧ソ連、東欧諸国は電力事情が悪化し、行政組織の混乱も加わって安全性に問題をかかえつつ運転を続けざるを得ない状況にある。この中で九二年三月レニングラード原発が放射能もれを起こすという事故が発生した。旧ソ連製原子炉の安全確保は国際的に大きな問題になつていて。

これに対しアジアにおいては原子力発電所は比較的順調に建設あるいは計画が進んでおり、韓国、中国、インドネシア等では建設、解体によつて発生してくるプルトニウム、高濃縮ウラン、核技術者の拡散が挙げられている。

### (4) 旧ソ連の核兵器解体に伴う問題

さらに今後大きな問題は旧ソ連の核兵器解体によつて発生してくるプルトニウム、高濃縮ウラン、核技術者の流出についている。旧ソ連からの核兵器技術者の流出につい

ては科学センター等の設立など種々の防止等が講じられつつあるが、核弾頭の解体に伴つて発生する核物質（アルトニウム）の管理のあり方が国際的に重要な問題となつてゐる。

#### (5) 美浜二号炉の事故

一九九一年二月、関西電力美浜二号炉（加圧水型）において蒸気発生器の細管一本が破断したことによって、ECCS（非常用炉心冷却系）が作動するという事故が発生した。この原因は製造時の振れ止め金具の取り付け不備にあつた。当事故はECCSが安全確保の上で信頼できることを示したものであつたが、長年使用した原子炉の経年劣化や機能低下があらわれたケースとして重視すべきものである。今後はこれまで建設してきた炉が次々と耐用予定年数をむかえることになる。これへの対策もふくめ、当事故は貴重な経験であり、経年対策を重視していく必要がある。

#### (6) 国民の意識動向

原子力発電に対する国民意識を総理府世論調査でみると、原子力発電を「増やした方が良い」は四八・五%、「これ以上増やさない方が良い」は三〇・一%、「減らす、止めると」は一一・五%である。原子力発電自体は否定しないものが八割近くになる。

一方、安全性については「安全だと思う」が四三・八%、「安全ではない」が四六・八%となつてゐる。これを見ると、国民は何う

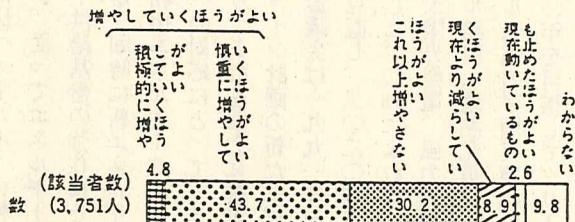
かの不安をいだきながらも原子力発電を容認していると云えよう。しかし新規立地にはかなりの抵抗感があると云える。

### 3 わが国の総合エネルギー政策

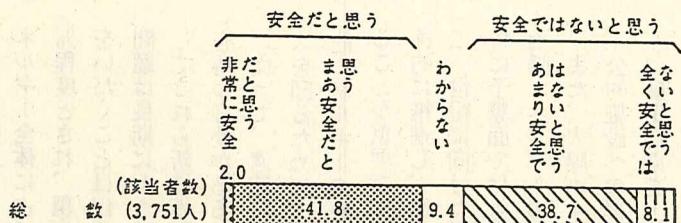
#### 3-1 基本的な考え方

総

問 わが国では、現在総発電力量の約26%が原子力によりまかなわれており、それはわが国で使用する全エネルギーの約9%に相当します。今後、わが国では原子力発電をどうしたうよいと思ひますか。



問 あなたは、現在の日本の原子力発電の安全性についてどうお考えですか。



総理府「原子力に関する世論調査」1990. 9

#### (1) 「長期エネルギー需給見通し」の見直しと強力な具体策の策定

政府が発表した「長期エネルギー需給見通し」では最近一〇で推移しているGNP弹性値を二〇一〇年まで二〇年間に平均〇・四に抑えるとしている。このことの意味するものは、二〇年間の経済成長率は平均三・五

%であるから、エネルギー消費の増加率はわずかに一・四%におさえなくてはならない。

一・四%という数字は大変な数字であり、大幅な省エネルギーを必要としている。

これはまた別の観点から云えば、「長期工

エネルギー需給見通し」はGNP一単位あたり

のエネルギー消費を二〇一〇年までに一・二%改善するとしている。これはもう一度石油危機時を通じた期間と同じ三六%程度の改善を行わなければならぬことを意味する。

ところがすでにこの二～三年のエネルギー消費量は「長期エネルギー需給見通し」の目標値を大幅に上回っている。

この「見通し」はすでに破綻しかかっており、見直しが求められている。早急な見直しと省エネを徹底するための一定の強制力をもつた具体策と、その国民的実行を推進する。

## (2) 省エネ技術開発の推進

国の施策である「ムーンライト計画」は省

エネのテンポが落ちていて現在、一層重要性

を増している。国の「地球温暖化防止行動計画」の上でも省エネルギー技術の開発は非化石燃料を中心とした新エネルギー開発と共に

「計画」の柱になっている。ムーンライト計

画は新型電池電力貯蔵システム、燃料電池発

電技術、スチームヒートポンプ・エネルギー

集積システムや超電導応用技術等を中心とし

た技術開発を行ってきていている。これらの技術

の飛躍的発展をなしとげるべき、重点的な対策強化をはかり官民一体となって開発する。

また、火力発電施設のエネルギー利用効率の向上を図るため、各種技術開発を行う。

### (3) 新エネルギーの開発促進

#### ① 新エネルギー開発の重要性

新エネルギー技術開発は、中長期的なエネルギー供給に相当量寄与し、エネルギーセキュリティに貢献できること、また再生可能なエネルギーを中心として、利用可能なエネルギー源をふやすことを目的としている。わが国は他国に比べエネルギーの輸入依存度がきわめて高い。従ってエネルギー開発は国家のエネルギー供給基盤の強化にとってきわめて重要である。同時に新エネルギー開発の中心は、再生利用エネルギーであることから地球環境問題への対応にとても大きな期待がもたれており、これを強力に推進する。

#### ② サンシャイン計画の新たな展開

産業技術審議会は一九九一年七月サンシャイン計画を見直し、二〇二〇年までの中長期計画を策定した。これによれば、二〇〇〇年を目標に、太陽光発電、風力発電、バイナリー・サイクル発電（地熱発電）、石炭ガス化複合サイクル発電の早期実用化を目指し、二〇一〇～二〇年を目指してクリーン・エネルギー輸送技術、統合型エネルギーシステムといった次世代エネルギーシステムにも取り組

むこととしている。また、二〇二〇年以遠を目標とする長期計画には、マグマ発電、宇宙発電、砂漠に太陽光発電システムを設置し、超電導ケーブルで世界に送電ネットワークを構築するといったもので含まれている。

一九七四年にサンシャイン計画がスタートして以来、新エネルギーは太陽光電池や小規模風力発電等実用化段階に達したものもあるが、しかし今後開発、実用化が進んだとしてもエネルギー全体に占める比率は二〇一〇年で五%程度とされ、現在の見通しでは過大な期待をいだくことは出来ない。とは云え地球環境問題は長期にわたる問題であり、それに対応してこれら新技術開発には真に長期的な視野を持つ必要がある。

従って、適切なエネルギーのベストミックスを図るために、従来にも増して新・再生可能エネルギーの研究開発施策の拡大強化を図ることが重要であり、サンシャイン計画を積極的に推進し、実用化の努力を行うとともに、

二一世紀に向けた基礎技術の開発を進める。特に予算面では大幅な拡充を行うとともに、太陽エネルギーの利用・開発に重点をおく。

また、太陽エネルギーの利用拡大に向けて、(1)公的施設への優先導入、(2)社会的インパクト、量産効果を上げるための、たとえば、高速道路の側壁に太陽電池の設置等の実施、(3)ソーラーシステムへの財政・税制上の援助等

誘導的な支援措置を講じる。

さらに、新・再生可能エネルギー導入促進のため、電気事業者への系統連携の指針の策定、経済面の誘導措置、支援を行うとともに安全性の確立を行う。

(4)

分散型電力他の対策（発電部門の部分的自由化推進）

一九六四年に、電気事業法が成立した当時は、水力から火力へ変わり、重化学工業化、電力多消費指向という時代背景があった。しかし、それ以降、今日まで次のような状況変化があった。

- ① 第一次、第二次オイルショック（石油危機）
- ② 石油依存社会からの脱却のための原子力政策の推進
- ③ 産業界などを中心とした社会的省エネルギー努力
- ④ 電力消費の急激な伸びと環境問題のクローズアップ
- ⑤ 新エネルギー技術の開発と太陽光発電、コジェネなど分散型エネルギーの社会普及促進

以上のように、電気事業法を取り巻く環境は、大きく変化して、今後、ガスエネルギーの効率的利用法の一貫として、コジェネなど、熱利用と発電の両方の利用が社会的に促進されるよう、下記内容を含めた電気事業法等の一部見直しなどの検討が必要である。

① 自治体ゴミ発電事業の普及促進

② 一般家庭での太陽光発電施設普及促進策と売買電力料金の基準の明確化

③ コジェネなど分散型エネルギー普及促進のための法的・社会的環境整備

④ 日本縦断天然ガスパイプラインの大規模整備

⑤ 電気事業、ガス事業の兼業規制の緩和

(5) 水力発電対策

- 非化石エネルギーの中でも、水力発電（一般水力）はCO<sub>2</sub>を排出しないクリーンな純国産エネルギーであるが、現在の開発ペースは年間七〇八万千瓦とどまっており、長期工エネギー需給見通しを達成していく上で必要な開発ペース年間平均二五万千瓦程度に比べて開発が著しく停滞している。現在、水力発電設備は一九五〇万千瓦（電気事業用）であり、先の見通しでは、二〇〇〇年度には二、五〇〇万千瓦とされている。現状のまま推移すれば、今後の開発目標約五五〇万千瓦の一／三程度しか達成できないこととなる。

- (7) 天然ガスエネルギーの利用

炭化水素燃料の中では、硫黄含有量が低く、窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）や二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の排出量の最も少ない天然ガスの利用については、一次エネルギーに占める割合を、現状の約一〇%から徐々に国際水準の二〇%に近づける。

LNGの可採年数は五六六年と、石油の四五年よりも埋蔵量は多く、石油よりも広く世界に分布している。しかし、LNG利用拡大を世界各国が行っており、安定調達は厳しい。現在、年間約五千万トンの契約を得ているが、これでは不足であり、サハリン、シベリア、中東のLNGの購入など、安定調達を図る。

(8) 原子力エネルギーの利用について

原子力発電については、すでに日本の主たるエネルギー源として定着しており、CO<sub>2</sub>を排出しない環境保全型エネルギーとして安

有する電源として有效地に運転するが、国際合意（IEA：石油専燃火力発電所の新設禁止）等に留意し、依存度の低減に努める。

全性確保に一層努力しながら、過渡的なエネルギー源として評価し、原子力発電に代わる核融合炉など新発電技術の開発に全力を尽くす。その間の原子力発電所の新增設を進め、エネルギーの安定供給を図る。

また、原子力発電の廃炉技術や再処理及び廃棄物処理・処分技術や高速増殖炉などの核燃料サイクルについては、先進諸国と協力し、技術的安全性、安定性、信頼性の確保に全力を尽くし、国民の理解を得ながらその実用化に努力する。

(9) プルトニウム利用の核燃料サイクル技術の確立

二〇二五年には、地球人口が八五億人、二〇五〇年には、一〇〇億人を突破すると予測される今日、後三〇～四〇年後には環境問題や資源エネルギーと食料確保をめぐり、深刻な国際紛争が起こることも予測される。このようない情勢の中、資源エネルギー源の無い日本として、日本の技術力を生かして、独自のエネルギー源を確保するため、プルトニウム利用の核燃料サイクル技術の確立は、日本はもとより世界にとっても大変重要な課題である。しかし、この研究は、安全性に対し不安視する傾向の強い市民や、プルトニウムがエネルギー源というよりも核兵器の原材料としての認識の強い諸外国、特にアジア諸国の理解を得ながら研究を進めなければならない。

従って、国民の理解と諸外国の理解や国際協力を得ながら研究開発を進めることができある。

(10) エネルギー教育

一九五〇年以降、エネルギー需要が、予想をはるかに越えるテンポで急激に伸びている。この急激なエネルギー需要の伸びに対してもうようにして供給体制と地球環境を維持するかが重要な課題となってきた。従って、単に利便性を追い求めてきた今日の日本経済、社会の流れを、将来の子供たちの未来も考えながら見直さなければならない時代になった。経済を自然の流れに任せておいてはこの見直しへできない。政治が、行政が決断してリーダーシップをとる必要がある。とくに私たちは、日本国がエネルギー源や資源を持たない消費国である事を強く自覚し行動しなければならない。

### 3-1-2 省エネルギー対策

(1) 省エネルギーの動向

第一次・第二次石油危機を通じて世界各国は省エネルギーに努めて来た。GDP（国内総生産）単位あたりのエネルギー消費は次のとおりである。原単位あたりでは各国とも省エネは進んでいる。

日本は最も省エネが進んでいると云える。また産業別に鉱工業生産の単位あたりエネルギー消費みると次の表のようになつておる。主要国の中でも、各産業とも日本が最も低く、優秀な値を示している。しかしこれは

の意義などを国民が主体的に理解出来るよう、小中学校でのエネルギーに関する教育の充実に努める。

また、アメリカでは、大学においてエネルギー省（DOE）予算による施設の建設と維持が可能であり、大型研究が行われている。

一方日本の大学では、通産省や科学技術庁関連の大型研究がほとんど行われていない。大学は研究活動によって教育も成り立つており、研究活動が止まれば教育も止まり、エネルギー産業界に人材を供給することも困難になる。大学の研究活動、教育活動はエネルギー産業にとっても必要であり、これらを支援する対策を講じる。

二〇二五年には、地球人口が八五億人、二〇五〇年には、一〇〇億人を突破すると予測される今日、後三〇～四〇年後には環境問題や資源エネルギーと食料確保をめぐり、深刻

な国際紛争が起こることも予測される。この

ような情勢の中、資源エネルギー源の無い国日本として、日本の技術力を生かして、独自のエネルギー源を確保するため、プルトニウム

利用の核燃料サイクル技術の確立は、日本はもとより世界にとっても大変重要な課題である。しかし、この研究は、安全性に対し不安

視する傾向の強い市民や、プルトニウムがエネルギー源というよりも核兵器の原材料としての認識の強い諸外国、特にアジア諸国の理解を得ながら研究を進めなければならない。

### エネルギー消費の対GDP原単位の各国比較

国 内 項 目	エネルギー消費原単位 (原油換算比) (GDP百万ドル) (1987年)	前 年 比 (%)	1973年~87年
			(年平均, %)
ア メ リ カ	441	0.2	▲ 2.1
日 本	262	▲ 3.6	▲ 2.8
西 ド イ ツ	419	▲ 1.5	▲ 1.6
イ ギ リ ス	431	▲ 2.5	▲ 2.0
フ ラ ン ス	379	0.6	▲ 1.2
イ タ リ ア	329	0.5	▲ 1.7
カ ナ ダ	644	▲ 1.3	▲ 1.3
O E C D	417	0.5	▲ 1.8

(出所) OECD ENERGY BALANCES.

### 主要国における産業別エネルギー消費 (IIPおよびGDP原単位)

(1973年~1986年) (単位: %)

	鉄 鋼	紙 バ	化 学	鉱工業	GDP
日 本	68.3(100)	44.5(100)	63.2(100)	54.4(100)	69.6(100)
米 国	71.5( 90)	—	82.1( 49)	60.4( 87)	74.5( 84)
イギリス	70.9( 92)	70.5( 53)	67.6( 88)	55.8( 97)	77.1( 75)
フ ラ ン ス	75.9( 76)	67.2( 59)	88.3( 38)	72.0( 61)	84.0( 53)
西 ド イ ツ	83.0( 54)	83.1( 30)	95.0( 14)	73.7( 58)	80.6( 64)
イ タ リ ア	96.4( 11)	72.0( 50)	72.0( 76)	65.5( 76)	78.5( 71)

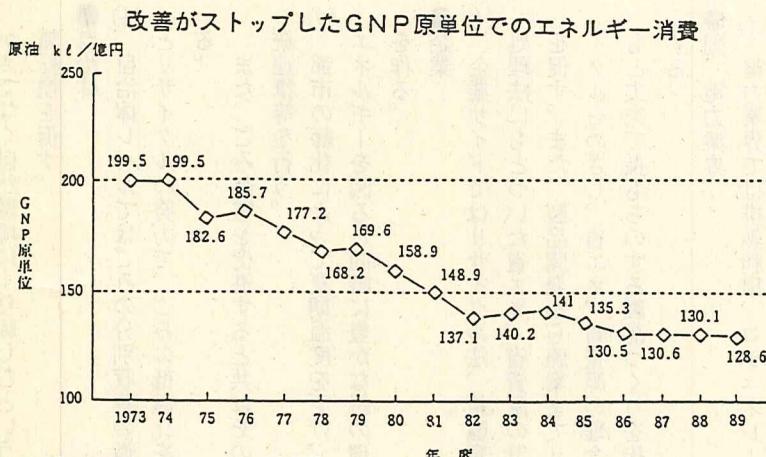
注) ( ) 内は日本の改善率を100とした場合の相対比較、IIPは鉱工業生産指数

出典) UN INDUSTRIAL STATISTICS YEARBOOK 1986  
OECD ENERGY BALANCES 1986により試算

原単位で見た場合でしかない。エネルギー総量の絶対値は先述のように増大しつづけている。

### (2) 国民的規模による省エネルギー運動の展開

政府の「長期エネルギー需給見通し」は、石油ショック以降と同じ大幅な省エネが大前提になっている。ところが、すでに計画期間を三年すぎてエネルギー消費は計画を大きく上回る伸びとなっている。これは国民の省工



出所：通産省調べ「92省エネルギー総覧」

未意識の不足によるところ大である。また、その具体的な施策が不十分だからである。G N P 原単位の推移を見ると、外国との比較では確かに低いものの、ここ数年（八六年以降）は低下傾向にストップがかかっていることを見のがすべきでない。わが党は、国民意識の喚起を図り大々的な省エネの国民的運動を開すべく、各団体の理解と協力を得て、これに積極的かつ強力な取り組みを開く。省エネルギーの促進

一九七九年六月「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（省エネ法）に基づいて、政府は民間に対する助成措置などを行い、省エネルギーを推進し始めた。しかし、最近は省エネルギーの努力が停滞し、むしろエネルギー消費が増加している。もっと積極的に広範な分野まで踏み込んだ省エネルギーを求めいかなければ、「地球温暖化防止行動計画」の達成は難しい。今後、総需要抑制対策なども含め、省エネルギーの目標と具体的行動計画および達成の把握を行うことを検討するとともに、アメリカのCAFE政策のような基準の導入等も検討対象とする。

産業部門では、エネルギー原単位の向上やリサイクル率の向上、さらには、エネルギー消費の産業別対策なども関係者の意見を聞きながら検討する。

民生部門では、建築物の断熱や空調機器、

照明、動力の省エネルギーを促進するため、住宅の省エネルギー、太陽熱温水器、太陽光発電施設等の導入を助成し、家電製品の効率向上のため、消費電力を判り易く明示するなどの対策を検討する。

運輸部門では、特にトラック等の貨物部門のトータル消費エネルギーの抑制を図るため、鉄道など公共交通機関の整備充実に努める。さらに、低成長時代に見合った、省エネルギー型産業、社会構造の構築の為、車や家電品のモデルチェンジ頻度の抑制等の対策や、都市機能の分散化など人や物の輸送の形態を根本から再検討する。

#### (4) 当面の省エネルギー対策

① 今すぐ、または短期にはじめられるもの前述のように国民的規模による省エネルギー運動を開始しなければならない。そのうち今すぐ始められるもの、ないしは比較的短期に開始できるものとして、以下の点で早急な努力を図る。

#### ●家庭

(1) まず国民一人一人の家庭での省エネである。これは照明をこまめに消すとか包装の簡素化等日常生活での取り組みであり、国民的運動として早急に開始する。さらに資源の浪費というべきであった従来の消費者のライフスタイルの転換を図らなければならぬ。そのために、国民の物質中心の豊

かさでなく自然環境により親しむという意識転換を促す。

#### ●自治体

(1) 自治体レベルではごみの分別収集の徹底とリサイクルの努力で、ごみの低減化を計る。

#### ●企業

(1) 企業サイドではリサイクル法、新廃棄物処理法にもとづいた省エネ、省資源の努力を促す。また、製品開発から廃棄までリサイクルをめざし、省エネ、省資源の理念のもと丈夫で長もちのする製品づくりを指導する。

#### ●国、電力業界

(1) 電力業界では排熱利用、コジェネレーションを進め、その普及促進を図り、国は、そのための助成策を充実する。

(2) 電力需要を平準化するため、深夜料金割引制度、蓄熱エアコン・冷蔵庫の料金割引きなど夜間電力活用を促進し、同時に夏期の電力需要抑制を図る。そのため季節的平準化に適する夏期バカンス制度の導入を検討する。

## ② 電気自動車の導入拡大

電気自動車の導入を急ぐべきである。電気自動車は深夜電力を利用することにより、電力需要の平準化に役立つ。また省エネ効果と

しても発電効率、送電ロスを考慮してもガソリン車をしのぐ。環境保全上も排ガスなし、騒音なし、振動なしという大きな長所をもつ。今後の課題として電池の改良、充電スタンダードの整備等があるものの、導入は十分可能な段階になっている。とりあえずは通常のガソリン車と全く同等の性能を要求する必要はない。スピード、走行距離等で適した用途に使用すべく、政策的誘導として国会、政府機関、あるいは自治体関係の使用を義務づけ、更には企業も用途によって使用の拡大を図る。

## 3-3 エネルギーの確保

### (1) 湾岸戦争後のエネルギー情勢はほぼ平穏に推移している。しかしわが国のエネルギー

確保における脆弱性に変化はなく、旧連(CIS)、東欧圏の混乱、中東での政治的対立、また開発途上国とのエネルギー需要の増大など、中長期的には需給逼迫の可能性は依然として大きい。また日本はますます情報化社会が進展するなど、高度に発達しているだけにエネルギーに対する脆弱性も増している。従って今後ともエネル

ギーの安定確保は、わが国の最重要課題である。

るべく、引きつづき石油供給源の分散化を図る。

### (2) ベストミックスと原子力発電の推進

エネルギー確保においては、非化石エネルギーを指向しつつ、多様なエネルギーを組み合わせたベストミックスを引き続き図っていくことを基本とする。

原子力発電については、既に日本の主たるエネルギー源として定着した。CO<sub>2</sub>を排出しない環境保全型エネルギーとして、原子力発電に代わる新発電技術の実用化が実現するまでは、長期エネルギー需給計画を策定し、新プラントを増設したり、既設プラントの改良工事や寿命のきたプラントについては、新しいプラントに建て替えするなど新增設を認めると共に、廃炉技術の開発、再処理施設等核燃料サイクル施設の建設、廃棄物処理技術や高速増殖炉の開発を促進する。

### (3) エネルギー確保における当面の対応

#### (1) 石油

##### わが国の石油輸入は中東地域への依存度

がきわめて高い。しかし中東地域は依然として政治的、軍事的に不安定な状況が続いている。エネルギー供給上多くの危険性をかかえている。

従って、特定地域への依存度を引き下げ

#### (八) 産油国との友好関係の拡大

石油の安定確保のために原油国との友好関係の維持、発展が不可欠であることはいうまでもない。産油国経済の発展、開発における経済、技術協力、更に文化交流の拡大等を通して産油国との友好関係の維持発展を図るが、湾岸戦争の中東諸国との政治は民主化の流れやイスラム原理主義の台頭など流動化しつつあり、各国の状況を十分に見極めつつ対応する。

#### (2) 石炭

石炭需要の増大に対応するため、国内炭の維持、開発輸入、長期契約輸入などをバランスのとれた安定供給の確保を図る。

今後の一層の利用拡大や地球環境問題解決のため、石炭のクリーンな液体(液

### (D) 石油備蓄体制の確立

わが国の石油供給の海外依存度は九九・七%とほぼ一〇〇%に近い。再び深刻な石油供給の制約が発生した場合わが国は他国に比べ格段に大きな影響をこうむるのは必至である。湾岸戦時、比較的冷静な対応がされたのも十分な備蓄がなされていたからである。従って価格、消費動向に対応しつつ、今後も十分な石油備蓄体制の確立を図る。

化）・氣体エネルギー（ガス化）への転換

や燃焼・ハンドリング技術、CO<sub>2</sub>排出を抑制する技術開発の着手などを実施する。

(八) 新石炭政策の実施にあたっては、「均衡点までの縮小」、「縮小先にありきから地域雇用対策が先にありき」に転換した趣旨を確実に実行する。

(③) 天然ガス

(1) 天然ガスの供給安定性を向上させ、価格面での柔軟な対応を含めた契約形態の弹性化を図る。

(2) 天然ガス資源の供給安定化を図るため、輸入国との協力関係を強化することともに、天然ガス資源を豊富に埋蔵するアジア・太平洋、シベリア、サハリン地域等において、わが国資本及び援助による天然ガスプロジェクトの推進をバックアップする。

(3) 天然ガスの利用拡大及びエネルギーインフラストラクチャー構築に向けて、遠距離輸送パイプラインを建設する。特に、サハリンの天然ガス開発の動向を見ながら、環日本海経済圏構想と連動したパイプライン構想の具体化を図る。

(二) ガソリン等への転化や天然ガス自動車の開発等、天然ガスの特性を活用する技術開発等を推進する。

(ホ) クリーンな天然ガスといえど、大規模火力発電となれば、排ガス総量は多く、安全

の確保のためにも、同一サイトに集中立地することのないよう配慮する。

(四) 電力の安定供給

(1) 電力需要の増加に対応する電源開発推進のため、電源三法交付金制度の充実・弾力化等を図り、地域振興と一体となった推進努力を行う。その際、エネルギーべストミックスの考え方を踏まえ、各電源の特性、問題点を考慮し、情勢変化に対応できる柔軟な供給体制の確立と最適電源構成を目指す。

(2) 季節間格差、昼夜間格差の解消のため設備利用率の向上や負荷変動に合わせた効率的な供給方式の検討を行う。特に、夏期のピーク時対策に万全な対応を図るため、電源の確保、省エネルギーの徹底等、官民あげた対策を実施する。

(3) 蒸気条件の向上によって効率を40%以上にあげることができ、石炭火力で複合化するまでのつなぎになる。

(4) 流動床ポイラー

(二) リパワリング

(1) リパワリング

既設の蒸気タービン発電に、ガスタービンを追設して複合化を行い効率を上げる。

(ホ) 排熱利用

発電した排熱を地域に熱供給すれば総合効率は上がる。これは消費地・分散型立地ではじめて可能であり、遠隔地立地の発電では期待できない。

一九九一年度で一億三千万kWであり、総発電施設の六四%を占めている。これらの発電効率が向上すれば、エネルギーの節約になる。

(1) 複合発電（コンバインドサイクル）

圧縮空気中で天然ガス等を燃焼させ、ガスタービンを回して発電し、その排気ガス中の熱を利用して、蒸気を発生させ蒸気タービンを回す。40%以上の効率を上げている。

(2) 超々臨界圧発電

蒸気条件の向上によって効率を40%以上にあげることができ、石炭火力で複合化するまでのつなぎになる。

(3) 石炭火力

石炭を効率よく燃すので、ガスタービンと合わせると42%～46%の発電効率が期待できる。

(4) 火力発電施設のエネルギー利用効率の向上

石油・石炭・天然ガスの火力発電施設は、

### ⑥ 1) 原子力発電の位置付け

(1) 国民生活に定着  
日本の原子力発電は、商業用で九三年三月現在において四二基三、四四二万kWの発電容量に達し、その発電量は総発電電力量の二七・一%（九一年度）を占めている。

またその設備利用率は九年連続して七〇%台を維持している。原子力発電は、いまや国民生活あるいは日本全体の経済活動に完全に定着して、不可欠の存在になっている。我々は、まず現状に対する以上の実態認識が重要であり、原子力政策については、日本のエネルギー構成比のなかにおける原子力のもつエネルギーを正確に認識するなかから、より現実的かつ責任ある対応を打ち出す必要がある。

原子力は脱石油、環境保全の役割をになう意味で多くのメリットをもつていて、その主たるものは次のようになる。

- ① 低い電力コストによる有利な経済性
- ② CO<sub>2</sub>を排出しない環境保全型
- ③ 長期安定的大量発電
- ④ 石油等に比較しての燃料供給の安定性
- ⑤ 核燃料サイクル確立による準国産エネルギーとしての性格

(2) 地球温暖化対策の柱のひとつ  
原子力発電（以下原子力と略す）はCO<sub>2</sub>を排出しないシステムであり、燃料生産過程を含めても、原子力の二酸化炭素排出量をキロワット時当たりで比較してみると、石炭火力を一〇〇とすると、石油火力七八、LNG火力六七、原子力は四となっており、地球温暖化をはじめとする地球環境問題の解決に当たって重要な役割を果たすことができる。

一九九一年のロンドン・サミット経済宣言においても、原子力は、「経済的なエネルギー源として原子力を開発する際には、廃棄物処理を含め利用可能な最高の安全基準を達成し維持することが不可欠」とした上で、「エネルギー源の多様化及び温室効果ガスの排出削減に貢献する」とされている。更に、一九九一年三月に出されたベルギー・フランス・ドイツ・英国の四カ国による原子力共同宣言においても、二酸化炭素排出抑制は原子力への依存が前提であり、原子力は安全性を第一義としつつ利用されるならば地球環境問題に対す

る適切な解決策であるとされている。原子力はこのように地球環境問題解決のための重要な手段の一つである。国内的にも、「地球温暖化防止行動計画」（一九九〇年一〇月策定）において、原子力は二酸化炭素を排出しないエネルギーとして、安全性の確保を第一として开发利用を推進すると位置付けられている。

原子力は、世界的にエネルギーの安全保障を図り、地球環境問題の解決に貢献しつつエネルギーの供給安定性、経済性、環境への影響の面で優れている。従って今後ともわが国の主要なエネルギー源の一つと位置付け、安全の確保に万全を期しつつ、中長期需給計画に従い利用を進めていくこととする。

### ⑥ 2) 美浜発電所事故をふまえた対応強化

一九九一年一月に発生した美浜発電所二号機の蒸気発生器の細管一本が破断したことによってECCS（非常用炉心冷却系）が作動するという事態となり国民に不安をいたさせることとなつた。

この事故は、重大な事故であると受け止められた。同時に多重防護システムとしてのECCSが、想定された事故に正確に対応して作動したという点は冷静に評価すべきと考える。

今回の事故を教訓にして、以下の点をふまえつつ、一層安全性の確保に努める。

① 今回の事故は、設計、製造、建設、運転及び保守の各ステップにおける品質管理、

検査体制の整備・充実を問い合わせられる結果となつた。したがつて、行政、電気事業者、

メーカーにおける機能・役割分担のありかたを含め、より一層の安全チェックの体制強化とシステム改善を図る。

② 原子力発電に関するすべての関係個所において、事故が発生したときの対応策、すなわち危機管理の体制をより強化していく。

③ 今後とも情報公開とその即応性を高めていく。

④ 二〇年余りの運転経験の蓄積を踏まえ、原子力発電の寿命を見通した、経年劣化の対策を含めたトータルライフ的な視点が重要である。多重防護を基本としつつ、故障・トラブル対策、ヒューマン・ファクターに係わる対策、安全設計の高度化や定期検査の高度化に積極的に取り組むことが必要である。また、蒸気発生器などの機器においては、材質、形状・水質管理など設計基準や運用管理に係わる新技術の研究開発を積極的に推進する。

### 〈三〉 原子力発電における課題

もがっているが、今後原子炉の廃炉解体作業などロボット導入の必要性が急速に高まるのは必至であり、積極的導入を推進する。

#### (c) 原子力機器品質保証

機器の品質向上に努力することは原子力機器メーカーと共に真剣に取り組まなければならず、このことは美浜事故によつて痛感させられたところである。部品

そこに働く人々の安全性をめぐる問題である。わが国は I C R P (国際放射線防護委員会) の勧告に従い被ばく低減対策に努力を重ねてきたが、今後以下の点を中心に、なお一層の努力をはらう。

#### ① 被ばく低減対策

原子力発電を推進する上で最大の問題は

そこに働く人々の安全性をめぐる問題である。わが国は I C R P (国際放射線防護委員会) の勧告に従い被ばく低減対策に努力を重ねてきたが、今後以下の点を中心に、なお一層の努力をはらう。

(a) 被ばく管理等安全対策の強化

放射線管理、被ばく管理について事業者等の取り組みは国の定めた基準を下まわる規制値を設定している。今後更に低くおさえる努力をしていくことを指導する。また、産業間の横断的な規制措置については、さらに検討を進める。

#### (d) 軽水炉の高度化と次世代炉の開発

現在の軽水炉は今後も原子力発電の中心として使用されると予想される。従つて時代の要請に対応した高度化を図つていくことが必要である。国においても総合エネルギー調査会の下に「軽水炉技術高度化小委員会」を設け検討を行つたが、故障、トラブル対策、安全設計の高度化、ウラン・プルトニウム混合酸化物利用等、既存軽水炉の高度化を図る必要がある。また固有安全炉（超安全炉）の開発・導入に努力すると共に高速増殖炉の開発については、欧米の開発意欲が後退してお

り、日本がリード役を果していかなくてはならない。すでに原型炉「もんじゅ」が臨界に向けて総合試験に入っており、今後とも安全性と技術の確立に向けた研究開発を推進する。

## ② 放射線の生物学・医学上の研究の強化

微量放射線の人体に対する影響についてはしきい値が存在するかどうか科学的に解明されておらず、このことが原子力発電に対する信頼に関して種々問題を生起させていることは事実である。微量放射線に対する対策の確立と不安の解消のためにさらに生物学・医学上の研究を深化、拡充させ、その解明をはかることはまさに国民的課題であり、ひきつき研究、データ蓄積等の体制を一層拡充していく。

## ② 核燃料サイクルの確立によるリサイクル社会への貢献

① 原子力エネルギーが準国産エネルギーとしてのメリットを發揮するためには核燃料サイクルの確立がその前提となる。核燃料サイクルが確立してはじめて、自主的かつ安定的なエネルギーが長期的に確保できる。

同時に環境問題への対応としても、核燃料サイクルは資源のリサイクルそのものであり、リサイクル社会の形成に欠かせないものと云える。

青森県八ヶ所村でのサイクル事業化はほ

ぼ順調に進みつつあり、今後とも地元との密接な交流をはかりつつ事業化を促進していくこととする。

## ②

ウラン資源の有効利用をはかるためには使用済燃料の再処理によって得られるプルトニウムの利用体系の確立がなされなければならない。その基本は高速増殖炉であるが、高速増殖炉の実用化はいまだ相当の期間が必要なため、軽水炉利用あるいは新型転換炉での利用を基本とする。国際社会でプルトニウムを保有していることは核兵器保有という疑惑を招くこともあり、平和利用と公開の原則を世界に示し、その消費・利用を図っていくとともに、プルトニウムはきわめて危険な物質という認識のもとに特に安全性を重視し、日本国民はもとより、世界各国とくにアジア諸国の理解を得ながら推進していく。

③ プルトニウム利用については大きな情勢の変化がある。冷戦の終了による核兵器解体による核物質（プルトニウム）の保管、利用システムをいかにつくり上げるかという重要な問題である。

この核物質は当該国の民間の原子炉で利用しながら削減させることも一つの選択である。この核物質の平和利用への転換は二世紀の全人類的課題である。もしこの核物質が世界に拡散したならば世界的な危機状

態におちいることとなる。わが国はじめ世

界の原子力発電所・核燃料サイクル施設は平和利用の目的で構築されており、直ちに軍用核物質を利用することはできない。しかし、核爆発物質の消滅に向けてわが国も原子力先進国の一員として貢献することが必要である。解体核物質の国際管理システム創設に積極的に協力すると共に、必要によつてはこれら核物質消滅の国際的分担をなうべくC I S等への協力も必要である。

## (3) 廃棄物の放射能消滅技術（オメガ計画）の開発促進

① 核燃料サイクル事業もあわせ原子力発電の推進にとって放射性廃棄物がネックになつてゐることは事実である。低レベル廃棄物は六ヶ所村での処分施設が操業を開始し基本的に問題はないと言える。問題は高レベル廃棄物であるが、これはガラス固化等により長期にわたり保管することは、技術的に可能である。

② しかし国民一般の漠然たる不安を払しょくする最善の方法は高レベル廃棄物の放射能を消滅させることである。放射能を消滅させることは原理的には可能であり、すでに国においても「オメガ計画」として研究にはいつており、電機企業等も研究開発体制を整えつてある。またO E C Dレベルでも共同開発にのり出している。放射能消滅

技術の実用化はまさに人類にとって画期的なものとなり、真の原子力時代を到来させることになる。国家的大プロジェクトとして財政的にも重点的に投入を行い開発を促進させる。

#### (4) 國際的安全部門の枠組み形成と「國際安全審査」の実施

① チェルノブイリ事故に見られるように大規模な事故は一国内にとどまらず、広く他国へ重大な影響を及ぼす。更には一国内の事故が他国の原子力の立地、開発に重大な支障を及ぼす。また、現在の旧ソ連、東欧の原子力発電所の状況は憂慮すべきものとなっている。従って原子力に関する国際的な安全管理の枠組みをつくることは緊急の課題である。これは国際原子力機関（IAEA）、OECD原子力機関、世界原子力発電事業者協会等を発展的に組み合わせ創出することを提言する。

② この国際的枠組みが機能するためには人と技術の十分な交換はもちろん、国際的な安全基準、標準設計、それをふまえた支援体制が必要である。いまや国ごとにバラバラの安全基準、許認可基準があるという状況は許されなくなっている。原子力発電を指向している途上国も多いことを考えればなおさらである。関係諸国と協調しつつ、

チエルノブイリ事故以降の経験を教訓に国際的安全基準を策定し、これに基づいた「国際安全審査」の実現をめざす。

現在の原子力発電の主流は軽水炉であり、今後とも軽水炉が中核となっていくことが予想される。これまでの運転実績や技術的改良の進展によって既存の発電所の長寿命化が一層重要になってくることは避けられない（すでにアメリカでは長寿命化に向かって動いている）。耐用年数の判断に必要なデータベースの構築・技術基準の整備を進め、経年劣化に対する対応強化を追及していく。

#### (6) 廃炉への対応

寿命延長と同時に廃炉措置への対応を万全なものとしておかなくてはならない。それにあたっては、まず被ばく防止を第一に、当該地域との協調をはかりつつ進めるべきである。すでに解体実験が進められ、技術的な見通しも立ちつづあるが、国際的情報支援を密にしながら円滑な廃炉に向かって、一層の努力を払う。

#### (7) 発電所立地への国民合意

① 原子力発電の合意形成にとって重要なこ

とはまず事故、重大トラブルを起こさないことが第一である。長年にわたり事故、重大トラブルが起こらないという経験が国民に安心感を与える最大の要因だからである。第二には共感をベースとしたリスク・コ

ミュニケーションである。これは潜在的な危険性、不安感を共有し、頭ごなしに「安全だ」という態度をとらないということである。適切な指摘や反省すべき材料があれば素直に反省し、改善を図るという謙虚な姿勢が必要であり、国民に対しプラスの情報と共にマイナスの情報も提供する姿勢が大切であり、それを通してこそ眞の合意形成が可能となる。また、リスク・コミュニケーションにとって原子力防災計画も重要であり、各地方自治体と連携しつつ整備充実を図る必要がある。

#### (2) 原子力発電所立地について

発電所の建設によって地域の雇用創出等かなりの効果があったことは事実である。しかし現在は従来の立地促進策の延長では理解が得られなくなっている。これまで周辺の社会インフラ中心で終り、その後の地域の活性化に向けたフォローが不十分だったことは否めない。したがって次の三点を中心取り組むことで合意への努力をつみ重ねることが必要である。

(a) 電源立地を一つの契機として当該地域

の持続的な発展のため「総合的な地域振興ビジョン」の作成など、国・自治体・事業者が一体となり取り組むこと。

(b) 地域振興を目的としている電源三法交付金を、総合的な地域振興策に合せ、イ

ンフラ整備・産業育成だけでなく医療・

教育関係などソフト面も考慮した使途の

弾力化を図ること。

(c) 原子力発電の信頼感を高めるために、

安全確保に万全を期し、正確でタイムリ

ーな透明度の高い情報公開に努力し、地

域との結びつきをより高め、地域との共

存共栄に努力すること。

(8) 情報公開、公開ヒアリングについて

① 事故時ににおける情報伝達はいかに正確、

迅速に身近な地域住民へ的確に伝えられる

かが重要である。

地域住民、また国民の立場に立つて情報

伝達システムを充実させていくことが肝要

である。同時に事故情報を的確に公開する

ことにより不要な誤解をなくすことが必要

である。

公開の基準と方法を従来以上に明確にし、

形式的公開ではなく透明度の高い情報公開

の実現に努力する。

② 次に重要なのは、事故・故障等の評価尺

度である。マスメディアで故障、事故の評

価が、一般人の常識的なレベルとして受け

止められることが重要である。評価尺度の

発表に当たり、迅速化を図り、タイムリー

な報道によって国民の間に評価され、定着

するよう努力する。また、国際基準との整

合性にもとりながら国民に理解されやすい、  
② 技術者、技能工人材センターの設立とネ  
づくり。  
より良い評価尺度に改善していく。

③ 公開ヒアリングについてはなお当初の目的を十分に果たしているとはいえない。公開ヒアリングは何よりも住民との対話を深めるものであるとの主旨を再確認することが必要である。この点ではセレモニー化しているとの批判がなお続いている。従って開催期間を更に延長する、陳述人を拡大するあるいは再質問の制限をゆるめる等運営方法について、対話の深化という本来の主旨から一層の改善に努力していく。

(9) 人材確保に向けた対応強化  
日本の原子力産業は世界でもトップレベルの水準にある。国民生活の基盤を支える産業である。しかし近年はいわゆる三K産業とのイメージが濃くなり、製造業離れと共に人材確保の面で憂慮すべき状況が生まれている。この状態を放置すれば日本のきわめて高度な技術水準が崩壊に追い込まれないとも限らない。そのような事態をさけるためにも以下の具体的対応を早急に推進していく。

④ 人にやさしい原子力技術の確立

平和利用に向けた一層の安全技術、廃棄物処理技術の開発に向けた人材確保と研究促進。そのための公的研究機関と民間部門の役割分担と協力体制づくり。

⑤ 原子力技術の基礎研究の充実

システムの簡素化、日常的操作の自動化・省力化、異常診断、状態監視技術の充実、経年劣化対策の充実、人工知能による運転と保守管理など新しい知見・技術の導入。

⑥ 安全性のより高い新型炉への挑戦

二一世紀に向けた、より安全性の高い新

型炉への産官学あげての研究開発、それを通じての夢とやりがいの追及。

⑦ 日本経済の底支え、成長を支える職場、

世界的にもトップ水準の評価を保っている

ことへの責任と誇りが持てる職場、日本の将来をになう職場という効果的なイメージ

## ツトワークの形成

今後は一企業一系列内での技能者確保は困難になる。それに対処すべく技能、技術の伝承や職住接近など地域と仕事への定着性をもたせること。そのための各電力、各メーカーの共同出資による技術、技能団体の形成によるネットワーク型センターづくり。

原子力発電所の見学など「見て、聞い

て」の体験学習の拡充。

⑦ 原子力における「高度専門職制度」の導入

原子力に係わる職場は特に安全性と品質保証等厳しい責任が課せられている。この点を評価すると共に、「やる気」を大いに起こさせるため、若い技術者の目標となる高度専門職制度の導入。単に企業内制度にとどまらない、社会的に認められた専門職制度。

⑧ 中高年技術者、技能者にやさしい職場

今後労働力がひっばく化するにつれ、中高年のウエイトはより高まってくる。中高年を大事にする職場づくりが特に重要。とりわけ技能、技術の伝承は重大課題となる。中高年向け職務再設計や教育訓練休暇制度、中高年用職場、事業所の創設など中高年層の能力発揮のための施策拡充。

(9) 下請け労働者対策

人材確保の上では下請け労働者への対応も重要である。下請け労働者に関しては原子力発電所の定期検査が何段階にもおよび下請け関係の利用という人海戦術にたよらざるを得ないことや、ときに末端雇用主が明確な労働契約意識をもたないこと等から問題視されてきた。しかし、近年この種の問題においては電力会社、機器メーカーの指導、更には労働組合の取り組みもあり急速に改善が進んでいる。放射線被ばく管理も放射線従事者中央登

録センターの体制整備と強化により、一元的管理が確立している。

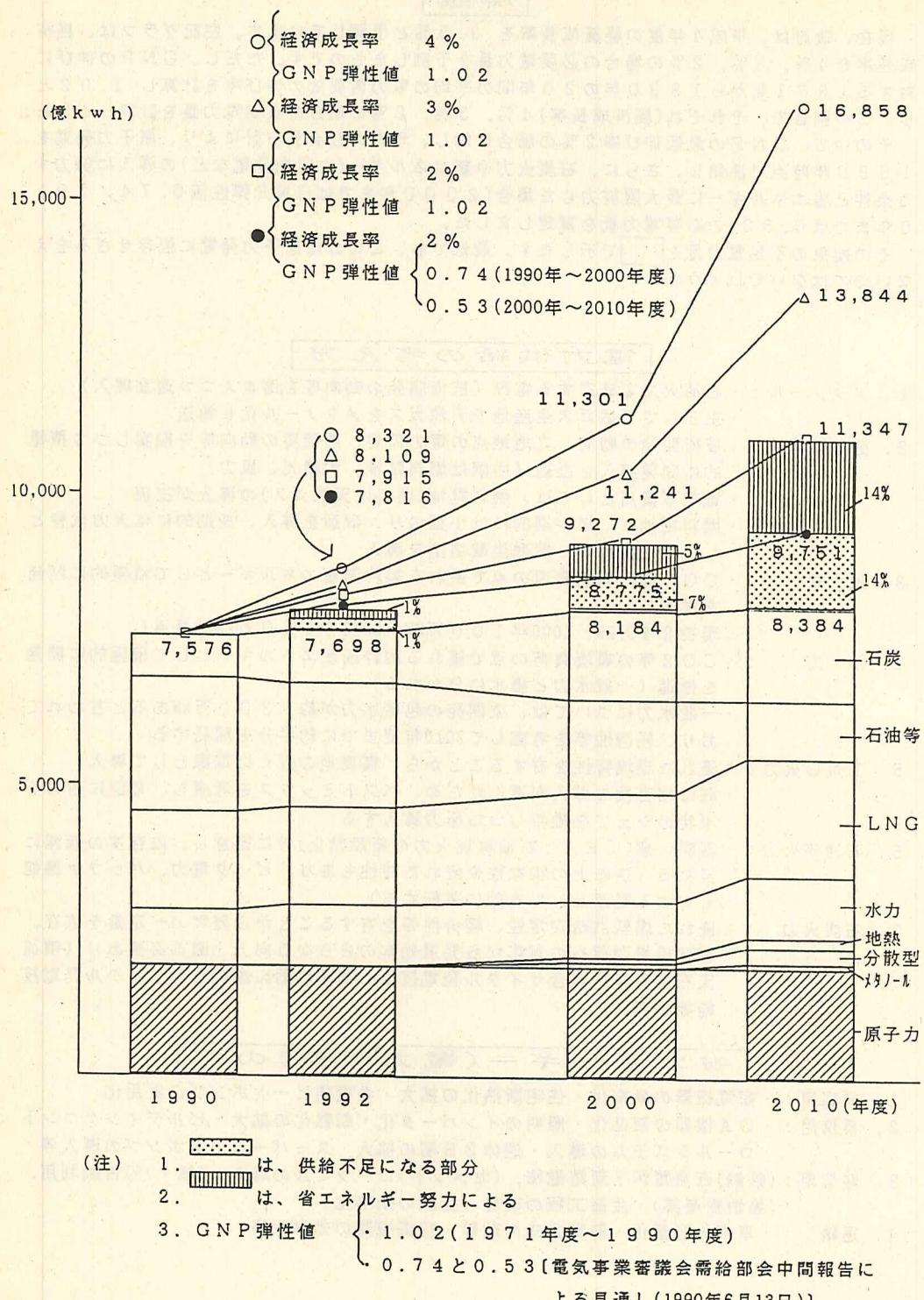
今後、更に健全な原子力産業の育成と労働条件の向上を図るべく、関係団体との連携を密にして対策にあたる必要がある。

⑩ 原子力安全委員会の機能強化

原子力安全委員会は安全規制を独自に担当し、ダブルチェック機能を果たしており、單なる諮問委員会と比較すれば強い発言を有するものと位置付けられている。しかしその性格はあくまでも諮問委員会であり権限の上で不十分といわざるを得ない。この対策として、原子力安全委員会は国家行政組織法にもとづく行政委員会とし、独自の行政責任と権限をもたせ、十分なスタッフにより一連の安全審査を一元的に行えるよう機構改革を図る。



## 電力量の需給見通し（電気事業用）



### 角谷 言児

現在、政府は、平成4年度の経済成長率を3.5%と予測しています。左記グラフは、経済成長率を4%, 3%, 2%の場合の必要電力量を予測したものです。ただし、GNPの伸びに対する1971年から1990年の20年間の平均の電力需要量の伸び率を計算し1.02とし、この割合で、それぞれ(経済成長率)4%, 3%, 2%の場合の必要電力量を計算しました。

その中で、GNPの最低伸び率2%の場合に対し、現在の社会党方針により、原子力発電を1990年時点で凍結し、さらに、石炭火力や新エネルギー(太陽光発電など)の導入に努力する条件と省エネルギーに最大限努力した場合(2000年まではGNP弹性値0.74, 2010年までは0.53)の必要電力量を算定しました。

その結果の不足電力量を[ ]で示します。最低でも、この分は原子力発電に依存せざるをえないのではないかでしょうか。

### 電力供給の考え方

1. メタノール：
  - ・石油火力を補完する電源(技術開発の動向等を踏まえつつ適宜導入)
  - ・主として天然ガス生産地で天然ガスをメタノール化し輸送
2. 分散型電源：
  - ・技術開発の動向、立地地点の電力需要、熱需要の動向等を勘案しつつ積極的に開発導入を推進(内訳は燃料電池、太陽光、風力)
  - ・電気事業用としては、燃料電池(燃料は天然ガス)の導入が主流
  - ・燃料電池は、短中期的には小型のリン酸型を導入、長期的には火力代替として固体電解質、溶融炭酸塩型を導入
3. 地熱：
  - ・CO<sub>2</sub>等の環境負荷の点で優れる純粹国産エネルギーとして積極的に開発を推進
  - ・現在24万kW、2000年100万kW、2010年350万kWの見通し
4. 水力：
  - ・CO<sub>2</sub>等の環境負荷の点で優れる純粹国産エネルギーとして積極的に開発を推進(一般水力と揚水に分かれる)
  - ・一般水力については、未開発の包蔵水力が約1300万kWあると言われており、経済性等を考慮して2010年度までに約半分を開発する
5. LNG火力：
  - ・優れた環境特性を有することから、需要地の近くの電源として導入
  - ・既に相当量の導入が進んだため、ベストミックスを考慮し、電源に占める現状のシェアを維持しつつ極力導入する
6. 石油等火力：
  - ・国際合意(IEA；石油専焼火力の新設禁止)等に留意し、依存度の低減に努める(運転上の柔軟性や優れた特性もあり、ピーク電力、バッファ機能を有する電源として有効に運転する)
7. 石炭火力：
  - ・優れた燃料供給安定性、経済性等を有することから発電の一定量を依存。
  - ・地球環境問題への対応から発電効率のさらなる向上と図る必要あり(噴流床石炭ガス化複合サイクル発電技術、加圧流動床燃焼複合サイクル発電技術等の導入)

### 省エネルギー(電力需要)の例

1. 家庭用：
  - ・家電機器の効率化・住宅断熱化の拡大・多機能ヒートポンプの実用化
2. 業務用：
  - ・OA機器の液晶化・照明のインバータ化・断熱化の拡大・ビルディングコントロールシステムの導入・週休2日制の拡大・スーパーヒートポンプの導入等
3. 産業用：
  - (鉄鋼)直流電炉・新溶融法、(セメント)ローラミルの導入、(紙・パ)古紙利用、(寡消費産業)・生産工程の改善・空調の効率化
4. 運輸：
  - ・車両の軽量化・制御方式の改善・空調機器の効率化等

# 資料



一九九三・四・一六

## 労働基準法等改正案

### に係る四党共同要求

日本社会民主党  
公明党  
社会民主連合

#### 一、法定労働時間について

- 1 週四〇時間労働制の適用を猶予する事業場については、その対象となる規模・業種を極力限定するとともに、これらの事業場に対する週四〇時間労働制の適用が一九九七年度に円滑に行なわれるよう必要な指導援助措置を講ずること。〔第二百三十二条関係〕
- 2 週法定労働時間の特例措置については、その対象範囲を極力縮少することとし、当面、週四〇時間制実施スケジュールに合わせ、一九九四年度から週四六時間制、九七年度から隔週週休一日制に相当する週四四時間制とすること。〔第四十条関係〕

#### 二、時間外・休日・深夜労働について

- 1 時間外・休日労働の上限を定めること。〔第三十六条関係〕

#### 四、年次有給休暇について〔第三十九条関係〕

- 1 年次有給休暇の最低付与日数については、ILO条約の最低限

#### 三、変形労働時間制について

- 1 一年単位の変形制については、次のようにすること。〔第三十二条の四関係〕
  - ① 一日の上限時間を八時間とすること。
  - ② 一週の上限時間を四十八時間とすること。
  - ③ 連続労働日数の上限を定めること。
  - ④ 一年単位の変形制を採用するに当たっては、三ヵ月単位の变形制の場合と同様に、育児・介護等の家族的責任を有する者、勤労学生等の特別な事情のある労働者について十分配慮することを義務づけること。
- 2 一ヵ月単位の変形制についても、三ヵ月単位の変形制と同様の規制措置を講ずること。〔第三十二条の二関係〕



2 割増賃金率については、その算定基礎に一時金を加えるとともに、時間外五〇%、休日一〇〇%とすべきであるが、当面は、時間外三五%、休日五〇%とし、これを法律に明記すること。〔第三十七条関係〕

3 深夜労働については、深夜時間帯、回数及び勤務間隔等の規制措置を講ずるとともに、割増賃金率を時間外労働と同様の取扱いとすること。〔第三十七条関係〕

の要請である三労働週（一五日）以上とすること。また、継続勤務年数一年ことに加算される有給休暇については一労働日とする

とともに、総日数の上限を二五日とすること。

2 病気休暇・看護休暇を法制化するとともに、連続休暇制度の普及を図る等、年次有給休暇の完全取得を促進するため実効ある措

置を講ずること。

3 出稼労働者にもその実態に応じて年次有給休暇が付与されるよう関係業界等を指導すること。

## 五、裁量労働について〔第三十八条の二第四項関係〕

1 裁量労働制の適用対象業務を定めるに当たっては、労働者保護の観点から十分慎重に検討すること。

## 六、中小・零細企業に対する援助について

1 親企業による短納期発注等の無理な取引をなくすため、当面、改正下請振興基準の周知徹底を図るとともに、法的措置を含む実効ある措置を検討すること。

2 中小企業労働力確保法、労働時間短縮促進法等を活用し、労働時間短縮助成金を拡充する等、中小・零細企業に対する時短支援策をより一層積極的に推進すること。

## 七、特別業種対策について

1 道路貨物運送業については、物流システムの改善を図るとともに、時間外労働適正化指針を適用し、さらに自動車運転者の労働時間等の法的規制措置を早急に検討すること。

2 建設業については、発注時期の平準化、適正工期の確保等、受注条件の改善を図るとともに、現場土曜休業等週休一日制の確立に必要な措置を講ずること。

## 八、その他

1 労使協定の締結等の当事者である労働者代表については、労働者の意見を正しく反映する民主的な手続きによって選出することを定めること。〔第三十六条ほか関係〕

2 就業規則の作成・届出の義務を課す使用者は、常時五人以上の労働者を使用している使用者に改めるとともに、常時五人未満の労働者を使用する使用者について「雇入れ通知書」同様の適切な措置を定めること。〔第八十九条関係〕

3 労働基準行政の指導・監督体制を充実強化すること。

4 小中、高等学校の完全土曜休日制をできるだけ早期に実施すること。

# 「林業労働者雇用改善法案」の提出について

日本社会党シャドーキャビネット

労働委員長 浜 本 万 三

一九九三・四・二八

同法案の骨格は、

(1) 農林水産大臣及び労働大臣は、林業労働者の福祉の増進に関する基本指針を定めることとし、都道府県知事は、この基本指針に即して、森林計画区ごとに毎年、当該森林計画区における森林施

業合理化に関する事業と調和するものとして、林業労働者の雇用安定の確保、雇用管理の改善の促進等に関する地域林業労働計画を定めるとともに、事業主、森林所有者等に対して必要な要請を行なうこととする。

(2) 国及び都道府県は、地域林業労働計画の達成に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるように努めることとする。

(3) 事業主は、林業労働者の雇用の安定及び雇用管理の改善に関する措置についての計画を作成し、都道府県知事の認定を受けることができるることとし、この認定を受けた事業主（認定事業主）に對して、必要な助成を行なうこととする。

(4) 都道府県知事は、林業労働者の福祉の増進に関する支援機関として、森林計画区ごとに林業雇用安定センターを指定し、①林業労働者の雇用及び福祉に関する調査研究、②雇用情報の収集・提供、③事業主等に対する相談援助、④林業労働者に対する研修——等の業務を行なわせることとし、国は、都道府県の林業雇用安定センターに対する補助の一部を補助することとする。  
——というものである。

2 昨年ブラジルで開催された「環境と開発に関する国連会議」では、地球環境保全にとって森林の保全・育成の重要性が決議されたことは周知のとおりである。また、四月一四日発表された平成四年度林業白書も、日本の森林も国際的な視野でとらえ森林資源の充実を図ることで国際的な責務を果たすことを提唱している。

わが国の森林がもつ公益的機能（水資源かん養、土砂流出防止、大気浄化等）の評価額は年間三九兆円に上ると言われている。しか

し、長年にわたる政府の外材依存政策などによる林業の衰退、山村集落の過疎化等から、この貴重な森林資源も荒廃が進み、その公益的機能にも著しい支障が出ることが懸念してきた。

3 こうした中で、一昨年の森林法改正により、政府の森林整備事業計画の策定、森林の流域管理システムの確立など森林・林業再建に向けた新たな方策が展開されつつあることは、われわれの長年の主張が採り入れられたものであり、前進であるが、残された大きな課題として、林業労働力確保の問題がある。

一九九〇年（平成二年）実施の国勢調査によれば、林業就業者は、同年には、一九八五年（昭和六〇年）を三万人下回る一一万人にまで落ち込み、その年齢構成も五〇歳以上の割合が六八%を占めるに至っている。このような林業就業者の減少・高齢化の進行は今後の森林の適正な管理や国産材の安定供給を図る上で深刻な影響を及ぼすことは必至であり、一日も早い林業労働力確保のための実効ある施策の確立が求められている。

4 本日わが党が提出した法案は、こうした状況に対応して、森林計画区ごとに作成される地域林業労働計画及び雇用改善計画認定制度を設けるとともに、事業主による取組みを支援する機関を設けること等により、林業に必要な労働力の確保と林業労働者の福祉の増進を図ろうというものである。

われわれは今後、この法案について政府及び各党の理解を求め、できるだけ速やかに成立させることにより、わが国森林・林業の再建を確固たるものにしていきたいと考えている。

# 林業労働者の雇用の安定 及び雇用管理の改善等 に関する法律案の概要

\*\*\*\*\*

## 1 趣旨

森林の有する諸機能を維持向上する上において林業に必要な労働力の確保が極めて重要であることにかんがみ、林業労働者について、その雇用の安定、雇用管理の改善、能力の開発及び向上等に関する措置を講ずることにより、林業労働力の確保に資するとともに、林業労働者の福祉の増進を図るために所要の立法措置を講ずる。

## 2 概要

### (1) 基本指針及び地域林業労働計画の策定等

イ 農林水産大臣及び労働大臣は、林業労働者の福祉の増進に関する基本的な指針（基本指針）を定める。

ロ 都道府県知事は、基本指針に即して、林業労働者の福祉の増進に関する地域林業労働計画を定め、事業主、森林所有者その他他の関係者に対して必要な要請を行う。

ハ 国及び都道府県は、地域林業労働計画の達成に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるように努める。

### (2) 林業労働者の雇用の安定及び雇用管理の改善並びに職業訓練の実施等

イ 事業主は、林業労働者の福祉の増進を図るために実施する雇用の安定及び雇用管理の改善に関する措置についての計画を作成し、都道府県知事の認定を受ける。

口 認定事業主に対しても農林水産省令・労働省令所定の必要な助成を行う。

### (3)

イ 都道府県知事は、林業労働者の福祉の増進に関する支援機関として林業労働者雇用安定センターを指定し、次の業務を行わせる。

#### 口 業務

① 調査研究、② 雇用に関する情報の収集・提供、③ 相談

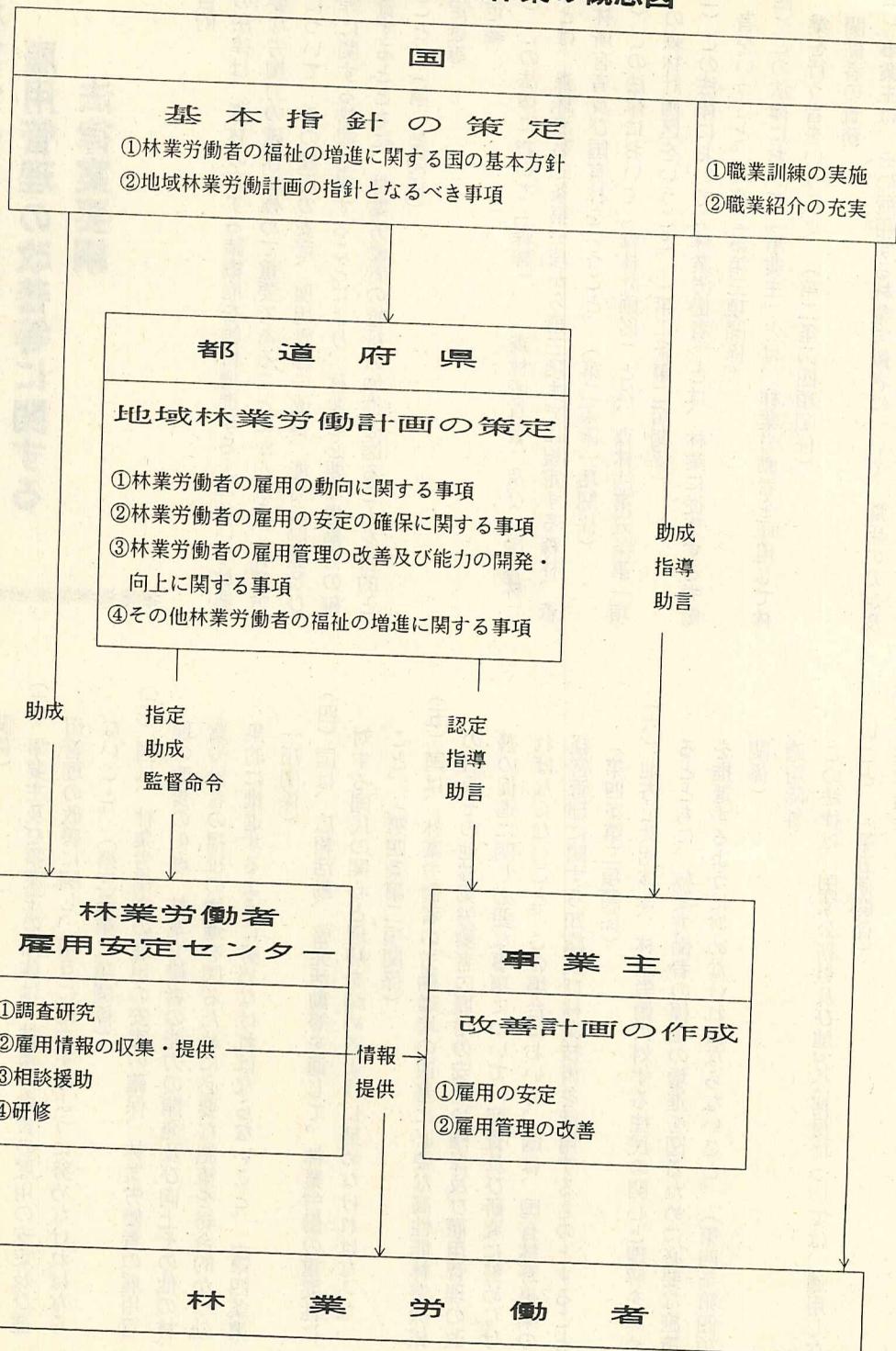
援助、④ 林業労働者に対する研修

#### 施行期日

この法律は、公布の日から六月以内で政令で定める日から施行する。



# 林業労働者の雇用の安定及び雇用管理の改善等に関する法律案の概念図



# 林業労働者の雇用の安定及び

## 雇用管理の改善等に関する法律案要綱

雇用管理の改善を図るために必要な措置を講ずることにより、  
その福祉の増進に努めなければならないこと。（第三条第一項  
関係）

(一) 事業主及び事業主の団体は、林業労働者の雇用の安定及び雇  
用管理の改善に関し、相互に協力するように努めなければならない  
ないこと。（第三条第二項関係）

この法律は、森林の有する諸機能を維持増進する上において林業  
に必要な労働力の確保が極めて重要であることにかんがみ、林業労  
働者について、その雇用の安定、雇用管理の改善、能力の開発及び  
向上等に関する措置を講ずることにより、林業に必要な労働力の確  
保に資するとともに、林業労働者の福祉の増進を図ることを目的と  
すること。（第一条関係）

### 第二 定義

(一) この法律において「森林」、「森林所有者」及び「国有林」  
とは、森林法第二条第一項から第三項までに規定する森林、森  
林所有者及び国有林をいうこと。（第一条第一項関係）

(二) この法律において「森林計画区」とは、森林法第五条第一項  
の森林計画区をいうこと。（第二条第一項関係）

(三) この法律において「林業労働者」とは、林業に従事する労働  
者をいうこと。（第二条第三項関係）

(四) この法律において「事業主」とは、林業労働者を雇用して林  
業を行う者をいうこと。（第二条第四項関係）

### 二 関係者の責務

(一) 事業主は、その雇用する林業労働者について、雇用の安定及  
び労働環境の改善、教育訓練の実施、福利厚生の充実その他の

### 第三 基本指針

この法律は、国家公務員及び地方公務員については、適用しな  
いこと。（第五条関係）

(三) 国は、林業労働者の雇用の安定の確保、林業労働者の雇用管  
理の改善の促進、林業労働者の能力の開発及び向上その他の林  
業労働者の福祉の増進を図るために必要な施策を総合的かつ効  
果的に推進するよう努めなければならないこと。（第四条第一項  
関係）

(四) 国は、広報活動、啓発活動等を通じて、林業労働の重要性に  
対する国民の関心と理解を深めるよう努めなければならない  
こと。（第四条第二項関係）

(五) 国は、林業労働者の労働環境の改善に必要な高性能林業機械  
の普及その他林業労働者の雇用の安定の確保及び雇用管理の改  
善の促進に関し必要な事項について、調査及び研究に努めなけ  
ればならないこと。この場合において、国は、国有林野事業の  
経営管理に関する知識及び林業技術を活用するものとすること。  
(第四条第三項関係)

(六) 地方公共団体は、林業労働に対する住民の関心と理解を深め  
るとともに、林業労働者の福祉の増進を図るために必要な施策  
を推進するよう努めなければならないこと。（第四条第四項  
関係）

### 三 適用除外

この法律は、国家公務員及び地方公務員については、適用しな  
いこと。（第五条関係）

### 第一 目的

この法律は、森林の有する諸機能を維持増進する上において林業  
に必要な労働力の確保が極めて重要であることにかんがみ、林業労  
働者について、その雇用の安定、雇用管理の改善、能力の開発及び  
向上等に関する措置を講ずることにより、林業に必要な労働力の確  
保に資するとともに、林業労働者の福祉の増進を図ることを目的と  
すること。（第一条関係）

(一) 事業主及び事業主の団体は、林業労働者の雇用の安定及び雇  
用管理の改善に関し、相互に協力するように努めなければならない  
こと。（第三条第一項関係）

(二) 国は、林業労働者の雇用の安定の確保、林業労働者の雇用管  
理の改善の促進、林業労働者の能力の開発及び向上その他の林  
業労働者の福祉の増進を図るために必要な施策を総合的かつ効  
果的に推進するよう努めなければならないこと。（第四条第一項  
関係）

(三) 國は、広報活動、啓発活動等を通じて、林業労働の重要性に  
対する国民の関心と理解を深めるよう努めなければならない  
こと。（第四条第二項関係）

(四) 國は、高性能林業機械の普及その他林業労働者の雇用の安  
定の確保及び雇用管理の改善の促進に関し必要な事項について、  
調査及び研究に努めなければならないこと。この場合において、國  
は、国有林野事業の経営管理に関する知識及び林業技術を活用  
するものとすること。（第四条第三項関係）

(五) 國は、林業労働に対する住民の関心と理解を深めるとともに、  
林業労働者の福祉の増進を図るために必要な施策を推進するよう  
努めなければならないこと。（第四条第四項関係）

一 農林水産大臣及び労働大臣は、林業労働者の福祉の増進に関する基本指針を定めなければならないこと。（第六条第一項関係）

二 基本指針においては、林業労働者の福祉の増進に関する国の方針その他第四の地域林業労働計画の指針となるべき事項について定めるものとすること。（第六条第二項関係）

三 農林水産大臣及び労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議し、かつ、農林水産大臣にあっては中央森林審議会の意見を、労働大臣にあっては中央職業安定審議会の意見をそれぞれ聴くほか、都道府県知事の意見を求めなければならないこと。（第六条第三項関係）

四 農林水産大臣及び労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係行政機関の長及び都道府県知事に通知しなければならないこと。（第六条第四項関係）

#### 第四 地域林業労働計画

##### 一 地域林業労働計画の策定

(一) 都道府県知事は、基本指針に即して、当該都道府県の区域内の森林計画区ごとに、毎年、地域林業労働計画を定めなければならぬこと。（第七条第一項関係）

(二) 地域林業労働計画においては、当該森林計画区について次に掲げる事項を定めること。（第七条第二項関係）

イ 林業労働者の雇用の動向に関する事項  
ロ 林業労働者の雇用の安定の確保を図るための措置に関する事項  
ハ 林業労働者の雇用管理の改善を促進し、並びにその能力の開発及び向上を図るための措置に関する事項

ニ その他林業労働者の福祉の増進を図るための措置に関する事項

#### 事項

(三) 地域林業労働計画は、当該森林計画区における森林施業の合理化に関する事業と調和するものでなければならない、かつ、林業労働者の広範囲の地域における就業の促進及び年間を通じた雇用の確保を図るとともに、林業労働者の所得を増大してその経済的社会的地位の向上に資するよう定められなければならないこと。（第七条第三項関係）

(四) 都道府県知事は、地域林業労働計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県森林審議会及び地方職業安定審議会並びに関係市町村長の意見を聴かなければならぬこととし、かつ、公聴会の開催等林業労働者、事業主、森林所有者その他の関係者の意向を十分に反映させるために必要な措置を講じなければならないこと。（第七条第四項及び第五項関係）

(五) 都道府県知事は、地域林業労働計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係市町村長に通知し、かつ、農林水産大臣及び労働大臣に報告しなければならないこと。（第七条第六項関係）

##### 二 要請等

(一) 都道府県知事は、地域林業労働計画の円滑な実施のため必要があると認めるときは、事業主、森林所有者その他の関係者に対し、林業労働者の福祉の増進に関する事項について必要な要請をすることができること。（第八条関係）

(二) 国及び都道府県は、地域林業労働計画の達成に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるように努めなければならないこと。（第九条関係）

#### 第五 林業労働者の雇用の安定及び雇用管理の改善等

##### 一 改善計画の認定等

(一) 事業主は、その雇用する林業労働者の福祉の増進を図るために実施する雇用の安定及び労働環境の改善、教育訓練の実施、福利厚生の充実その他の雇用管理の改善に関する措置についての改善計画を作成し、これをその主たる事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、その改善計画が適当である旨の認定を受けることができる。(第十一条第一項関係)

(二) 改善計画には、改善措置の目標、改善措置の内容、改善措置の実施時期を記載しなければならないこと。(第十一条第二項関係)

(三) 都道府県知事は、1の認定の申請があつた場合において、その改善計画が、当該事業主が雇用する林業労働者の雇用の安定及び雇用管理の改善を図るために有効かつ適切なものであることを他の政令で定める基準に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとすること。(第十条第三項関係)

(四) 1の認定を受けた認定事業主は、当該認定に係る改善計画を変更しようとするときは、都道府県知事の認定を受けなければならぬこと。(第十一條第一項関係)

(五) 都道府県知事は、認定事業主が認定計画に従つて改善措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができること。(第十一條第二項関係)

一 改善措置の実施を促進するための助成

(一) 国は、認定計画に係る改善措置を実施する認定事業主に対して、農林水産省令・労働省令で定めるところにより、必要な助成を行うことができる。(第十二条第一項関係)

(二) 1の助成を行うに当たっては、振動障害の症状が軽快した林業労働者の雇用の安定のための措置を講ずる認定事業主について、特別の措置を講ずるものとすること。(第十二条第二項関係)

### 三 指導及び助言

国及び都道府県は、認定事業主に対し、認定計画に係る改善措置の的確な実施に必要な指導及び助言を行ふものとすること。

### (第十三条関係)

### 四 報告の徵収

都道府県知事は、認定事業主に対し、認定計画に係る改善措置の実施状況について報告を求めることができること。(第十四条関係)

### 五 職業訓練の実施

農林水産大臣及び労働大臣は、林業労働の遂行に必要な労働者の能力の開発及び向上を図るために、必要な教育及び職業訓練の効果的な実施について特別の配慮をしなければならないこと。(第十五条関係)

### 六 職業紹介の充実等

農林水産大臣及び労働大臣は、林業労働者にならうとする者の速やかな就業を促進するため、及び林業に必要な労働力の確保を図るために、雇用情報の提供、職業指導及び職業紹介の充実等必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと。(第十六条関係)

### 第六 林業労働者雇用安定センター

#### 一 指定等

(一) 都道府県知事は、林業労働者の雇用の安定その他の林業労働者の福祉の増進を図ることを目的として設立された民法第三十四条の法人であつて、二の業務に関し次のイ及びロに適合すると認められるものを、その申請により、森林計画区ごとに一個に限つて、当該業務を行う者として指定することができること。

(二) 職員、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関

する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確實に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

口 その他業務の運営が適正かつ確実に行われ、林業労働者の雇用の安定その他の林業労働者の福祉の増進に資すると認められること。

(1) 1の指定には、条件を付け、及びこれを変更することができること。  
(第十八条関係)

## 二 業務

林業労働者雇用安定センターは、次に掲げる業務を行うものとすること。  
(第十九条関係)

(一) 林業労働者に関する調査研究を行うこと。

(1) 林業労働に係る雇用に関する情報を収集し、林業労働者、林業労働者にならうとする者、事業主、森林所有者その他の関係者に対する援助を行うこと。

(2) 林業労働者の雇用の安定その他の林業労働者の福祉の増進を図るために、事業主その他の関係者に対する相談その他の援助を行うこと。

(四) 林業労働者及び林業労働者にならうとする者に対する必要な知識及び技能を習得させるための研修を行うこと。

(五) その他林業労働者の雇用の安定その他の林業労働者の福祉の増進を図るために必要な業務を行うこと。

## 三 事業計画等

(一) 林業労働者雇用安定センターは、毎事業年度、事業計画書及び收支予算書を作成し、又は変更しようとするときは、都道府県知事に提出しなければならないこと。  
(第二十条第一項関係)

(二) 林業労働者雇用安定センターは、毎事業年度終了後、事業報告書及び收支決算書を作成し、都道府県知事に提出しなければ

ならないこと。  
(第二十条第二項関係)

(三) 国は、都道府県が、林業労働者雇用安定センターの行う事業に要する経費について補助する場合には、当該都道府県に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、当該補助に要する経費の一部を補助することができること。  
(第二十一条関係)

(四) 都道府県知事は、林業労働者雇用安定センターに対し、その業務に關し監督上必要な命令をすることができること。  
(第二十二条関係)

(五) 都道府県知事は、林業労働者雇用安定センターが次のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができること。  
(第二十三条第一項関係)

イ 業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

口 指定に関し不正の行為があつたとき。

ハ 第六の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

ニ 指定の条件に違反したとき。

(六) 都道府県知事は、(五)の処分をしようとするときは、あらかじめ、林業労働者雇用安定センターにその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えるなければならないこと。  
(第二十三条第三項関係)

## 第七 雜則

一 農林水産省令・労働省令への委任  
この法律の実施のために必要な手続その他の事項は、農林水産省令・労働省令で定めること。  
(第二十四条関係)

二 罰則  
第五の四に違反した者等に対し所要の罰則を科すこと。  
(第二

## 十五条関係)

### 第八 附則

#### 一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。（附則第一条関係）

#### 二 検討

政府は、林業労働者の雇用状態等を考慮して、労働者災害補償保険制度、雇用保険制度、健康保険制度及び厚生年金保険制度について検討を加え、その結果に基づき、速やかに、必要な措置を講ずるものとすること。（附則第二条関係）

#### 三 その他

関係法律について所要の規定の整備を行うこと。（附則第三条から第五条関係）

一九九三・四・六

## 臨時行政改革推進審議会 中間報告について（談話）

日本社会党シャドーキャビネット

予算担当委員長 細谷治通

（行政改革担当）

ある。今後の最終報告に期待したい。

特に、次の事項についてはシャドーキャビネットとしても審議会の大膽かつ前向きな取組みを要望したい。

① シャドーキャビネットではすでに予算担当委員長を配置するなど、予算による政策の総合的な調整機能の強化的重要性は十分認識している。予算編成権については、内閣へ移管するなど財政金融担当官庁との分離を図るべきである。

② 公務員制度の改革では、現行の「縦割り」型の採用を改め、一括ないし共同採用方式を導入するという考え方は賛成できる。専門職の公務員の養成策など人事運営上の問題点について十分に検討したうえで、採用方式を改革し公務員のセクショナリズムを打破すべきである。

③ 最近の公共事業にかかる建設談合について受注業者への「天下り」問題が指摘されているように、公務員の退職管理等は重要である。政府部门の役割を見直し、特殊法人等の経営の自立を図るうえでも、「天下り」防止策を具体化すべきである。

地方分権の推進という観点からは、改革の基調として「官から民へ」「国から地方へ」の考え方を示し、地方分権を重視していることは評価できる。また、首都機能移転問題を、地方分権の徹底、許認可の整理等との的確に関連づけるべきだと指摘は適切な提言である。

しかし、地方への権限委譲、補助金等の整理合理化の積極的推進を協調しながら、当然それに伴うべき税・財源の地方への委譲に言及していないのは不可解であり、疑念をぬぐえない。

1 「縦割り」行政を改め、総合的な政策展開が可能な行政システムを再構築するという基本的な考え方は評価できる。しかし、各省庁の抵抗によるのか中間報告には具体的な提言に乏しく、大変残念である。今後の最終報告に期待したい。

## カンボジアでの日本人選挙監視員の殺害事件について（談話）

日本社会党PKO問題対策プロジェクト

主査 島崎 議

一九九三・四・九

うか、日本政府が改めて自らの責任で検証するよう強く要求するものである。

一九九三年四月八日

## 「不況対策に関する各党協議会」における協議の経過について

（中間報告）

日本社会党政策審議会

1. 「不況対策に関する各党協議会」は、一九九三年度予算案に対する社会党、公明党、民社党の所得税減税を中心とする予算共同修正要求に関する、自民党的梶山幹事長の「所得税減税については前向きに検討する」との発言を受けた上で合意（資料1）に基づいて、三月二九日に発足した。「協議会」は、書記長（幹事長）、政策審議会長（政務調査会長）、国対委員長で構成されることになった。

一、今回の襲撃事件を踏まえ、政府は改めてカンボジア各派が停戦協定を遵守し、平和的で公正な選挙が実施されるよう、また選挙監視など国連のもとで働く要員、ボランティアらの安全が十分確保されるよう、UNTAC及び関係各国と緊密な協力を図るべきである。

一、社会党はこれまで繰返し、停戦協定違反に対して憂慮を表明してきた。今回のいたましい事態はその憂慮を裏付ける結果となつた。したがつて社会党は、パリ協定に基づく停戦が実質的に確保されているのかどうか、日本のPKO法の五原則が満たされているのかどうか

（資料1）

- 一、不況対策に関する与野党協議機関を設ける。
- 一、この協議機関に於いて次の項目をテーマとして協議を行い実行に移す。
  - (一) 平成成五年度の公共事業等の執行
  - (二) 不況対策としての税制上の措置

- 一、不況対策を考える上で、社・公・民三党の減税を中心とした共同修正要求は重要な指針とし、実行可能な施策を協議する。

2. 協議の開始に当たり、座長（梶山自民党幹事長）から次のような提案があった。

- ① 与野党合意に基づき不況対策について協議する。
- ② 所得税減税は前向きに検討する。
- ③ 事務局の構成。
- ④ 具体的内容については実務者で詰める。
- ⑤ 日程（引き続き検討することも念頭におく）。

実務者会議は、政審会長（政調会長）を中心に各党三名で構成されることになった。

3. 実務者会議は、四月五日、六日、八日と行われた。五日と六日はわが党をはじめとした野党三党の所得税減税を中心とした予算共同修正要求について論議した。また、六日には自民党から税制調査会の中間報告があった。

自民党は、野党三党の戻し税減税や控除の引き上げによる所得税減税等について、幹事長の「前向きに検討する」との発言を踏まえ、実務者間での協議内容を自民党税調に報告し、四月八日に検討した結果を自民党案として提示するとした。その自民党の回答は大要以下の通りである。

- ① 公共事業等の促進、不況対策としての税制上の措置について、実行可能なものを検討した。戻し税等については、景気対策としての効果に疑問がある上、赤字国債は発行しないことを前提とする立場からは、財源が赤字国債となるため現時点で実施することは困難である。

4. 「協議会」では、実務者会議の座長を務めた三塚自民党政務調査会長の報告を受け、野党各党が見解を表明した。赤字国債を発行せずに予備費の範囲内で減税を検討するといった自民党の消極的な姿勢は、自民党幹事長の「前向きに検討する」との発言に反するもの

② 一六歳以上二三歳未満の特定扶養親族に対する現行四五万円の所得控除を五万円程度引き上げたい。これには、六〇〇～七〇〇億円の財源が必要である。野党が主張する基礎控除等所得控除の見直しについては、税制全般を検討するなかで、広汎かつ中長期的観点から考えたい。

③ 中小企業の投資減税については、実施の方向で検討する。特別償却の率を引き上げるのか、税額控除するのがよいのか、知恵を出していただき決定したい。詰めないと分からぬが、三〇〇億円程度の減税になるのではないか。

④ 住宅取得促進税制については、現行の一〇〇〇万円以下の部分について税額控除率を〇・三%か〇・五%引き上げたい。これで四〇〇～五〇〇億円の減税になる。

⑤ 社員研修旅行に対する所得控除の対象を、現在の三泊四日から四泊五日まで広げたい。減税額は三〇～四〇億円。

⑥ 以上は、第一段階的回答で、幹事長の発言を踏まえれば第二段階の協議を引き続き継続することが適当と考える。財政事情や経済動向を見ながら、今会期末まで協議を継続する必要がある。消費税の税率引き上げは考えていない。

以上の自民党の回答は、野党が要求した政策減税の一部は盛り込んでいたが、三兆八千億円規模の所得税減税の実施は困難とするもので、わが党をはじめ各野党の実務者は当然不満の意を表明、「協議会」の場で協議されることになった。

であつたため、わが党をはじめ全ての野党が厳しく批判した。その

上で、第一段階としての減税措置については、不満足ながらも了承することとし、協議を継続する前提として次の事項を確認した（資料2）。

（資料2）

1. 不況対策については、与野党で今後協議を続け、早急に結論を求める。

2. 所得減税については、予備費三五〇〇億円の枠にこだわらず、広く財源の確保を図りながら、今期会期中に引き続き前向きに協議を続ける。

5. 今後、「不況対策に関する各党協議会」における協議は、幹事長発言と前述の確認を踏まえ、所得税減税を中心に公共事業等の拡充を含めて実務者間で各党が案を持ち寄り論議されることとなつた。わが党は、継続される協議において、中低所得者の税負担や景気の現状を勘案し、戻し税減税をはじめとした大規模な所得税減税等の早期の実現に向けて、引き続き全力で取り組む決意である。

一九九三・四・一四

## 放射性廃棄物に関する申し入れ

旧ソ連とロシアが放射性廃棄物を海洋に投棄し、いまも続いていることは、許しがたい暴挙である。老朽化した原潜などの原子炉一八基を海洋投棄し、その内六基は使用済み核燃料をいたしままであったなどとは言語道断である。海洋投棄規制条約（ロンドン条約）に真っ向から違反しているからだけではない。わが国民は、鮭、鰯、鰐、鰆、鰐、鮓、蟹、タラコ、イクラ、数の子、かまぼこ等に蛋白源の多くを負うてゐる。昆布やワカメも貴重な食品である。これらが放射能で汚染されるのは重大である。しかもプルトニウム（半減期二万四千年）のようないま公開されているデータでは予測することもできないが、恐るべき事態が懸念される。

こうした事態を重くみて、日本社会党は去る九日、山花委員長からエリツィン大統領宛の手紙で強く抗議するとともに、今後の対応策についての建設的提案を行つた。

日本政府・科学技術庁に対しても、①ロシア政府に対する強い抗議と、②放射性廃棄物海洋投棄の即時中止、③これまでの投棄地点や投棄物の内容と投棄方法など詳細な資料の全面公開、の三点につい



て申し入れを行つよう要請する。また早急に次のような措置を講ずることを要請する。

以上 申し入れる。

科学技術庁長官

中島 衛 殿

1 必要な調査と対策の方法を検討し決定するための国際専門家会議をすぐに開くよう呼び掛けること。そのためには我々も積極的に協力したい。

2 国際専門家会議での決定を速やかに実行するための環日本海、環北極海をはじめとした国々の政府レベルの国際会議を開くよう呼びかけること。るべき対策に要する費用の負担や技術協力を日本は惜しむべきではない。

3 上記の魚など水産資源と一定海域の海水や底泥について、キメ細かい放射能測定を長期的、系統的に実施すること。

4 日本がかつて放射性廃棄物を海洋投棄したことに関し、あらためて全容データを公開し、また韓国と朝鮮民主主義人民共和国による海洋投棄に関する資料も全てを取り寄せ公開すること。日本は低レベルといえども率先して海洋投棄の永久中止を宣言するとともに、世界の諸国に同調をよびかけること。

## 急騰する円相場と 政府の責任について（談話）

日本社会党シャドーキャビネット

官房委員長

日野 市朗

経済企画委員長

大内 秀明

通商産業委員長

和田 貞夫

社会党政策審議会

科学技術部会長

竹内 猛

農林水産政策調査会長

稻村 稔夫

科学技術政策調査会長  
社会党シャドーキャビネット

外交委員長 久保田 真苗

秋葉 忠利

科学技術委員長

利

一九九二・四・一一

5 海洋投棄であれ、地中投棄であれ、放射性廃棄物を安易に処分してしまうことは、早晚食物と水を汚染することになり危険である。日本は率先して海洋だけでなく地中処分方式も中止し、あくまでも発生者責任において、専門家や住民の監視のもと、発生者の施設内で管理保管することに改めるとともに、放射性廃棄物の国際的管理体制強化の方向へリードすること。

6 放射性廃棄物の量を極力ふやさないためにも、また四月六日に発生したトムスク7の深刻な事故をくり返さないためにも、軍事目的はもとより、平和目的であっても、プルトニウムをとりだすための使用済み核燃料の再処理は率先して中止するとともに、世界的に中止するよう転換をはかること。

1 日米首脳会談の結果、クリントン大統領の発言をきっかけに、円高が急速に進み、日本経済に重大な影響を与えてつつある。宮沢首相の結果責任は重大であり、この限りにおいて、首脳会談は失敗だったと評価せざるをえない。

こうした結果を招いたことについては、クリントン新政権の対日政策、とくに貿易不均衡の是正についての「結果重視」に対する、

日本政府の認識の甘さが露呈されたといえよう。

2 円高の日本経済への影響はいろいろあるが、この際、内外価格差の是正を視野にいれ、消費者重視の立場から円高差益の還元を図ることが最重要である。このため、輸入関連業種や流通業界に対して速やかな対応を求めるとともに、エネルギー関係についても、今後の原油価格等の動向と照らしあわせつつ料金の引き下げ等を機動的に実行すべきである。同時に、速やかに大幅所得税減税を実施し、個人消費需要の拡大を図り、円高不況が加わることを避けなければならぬ。

3 過日発表された政府の「総合経済対策」は、対外面ではもっぱら「輸入の促進等」が挙げられているにすぎない。急激な円高は、ただでさえ輸入の拡大を促すことになるが、それを政策的に促進することとは、円高による不況を加速させることにならざるを得ない。早急に「総合経済対策」の再検討を行ない、円高によって犠牲になる中小地場産業や輸出産業、また輸入ラッシュにさらされる農林水産関係の地域産業の新たな振興策を急ぐべきである。

「国連・障害者の十年」（一九八三年～一九九二年）の間のわが国における障害者運動の蓄積を背景にして、障害者グループをはじめ各界から現行の「心身障害者対策基本法」改正を求める声が高まっている。私たちは、こうした声を積極的に受けとめ同基本法改正についての基本的な考え方を別紙のようにまとめた。

改正に際しては、今日の時代にそぐわない部分を見直し、時代の発展に応じた法律にすることが大切だと考える。障害者をもっぱら保護の対象と見なしたりあるいは施設収容に重きが置かれている現行法を「完全参加と平等」とノーマライゼイションという新たな理念に基づくものに改正したいというのが私たちの意図である。

前号320号、シャドーキャビネット・アドバイザーのなかで、横田克巳氏の肩書きで生活クラブ生活共同組合理事長は、福祉クラブ生活共同組合理事長の誤りでした。訂正してお詫びします。

この「基本的な考え方」は協議のためのペーパーである。今後、「基本的な考え方」について障害者団体との意見交換を行うとともに、同じく改正作業に取り組んでいる自民党等との意見のすり合わせを連休後に精力的に行い、今国会中に議員立法として改正案が成立するよ

一九九三・四・一一〇

## 「心身障害者対策基本法」改正についての基本的な考え方

日本社会党シャドーキャビネット

委員長 山花貞夫  
福祉委員長 川俣健一郎

日本社会党・社会保障政策調査会  
「心身障害者対策基本法」検討小委員会

委員長 堀利和

う努力したい。

者の社会への完全な参加及び実質的な平等の実現の寄与に努める」、「国及び地方公共団体の施策に協力する」こととする。

## 「心身障害者対策基本法」改正についての基本的な考え方の要点

- 1 題名の変更 — 現行法名にある「心身」「対策」という用語は人権上不適切であるので、「障害者基本法」に改める。
- 2 目的規定の改正 — 現行法の目的規定は障害者施策の推進をうたっているだけであるが、それを改め、「障害者の社会への完全な参加及び実質的な平等の実現」という権利の実現を目的とするよう改める。
- 3 定義規定の改正 — 現行法は身体障害、一部の内部障害など機能形態障害が固定した場合、または精神薄弱等を障害者と規定している。この規定では狭く不適切である。障害が固定していないが長期にわたって社会的不利益を被っている「難病」を障害に加える。また、「精神障害」も障害として明文規定する。
- 4 個人の尊厳に関する規定の改正 — 「障害者の権利宣言」（一九七五国連総会決議）にうたわれている障害者の完全参加と平等の基本理念を盛り込む。
- 5 事業者の責務規定の新設 — 現行法にある国及び地方公共団体の責務、国民の責務に加え、「事業者の責務」規定をおこし、「障害
- 6 障害者週間の規定の新設 — 障害者週間（一二月三日～九日）に関する規定を設けること。
- 7 障害者施策の計画策定規定の新設 — 国および地方公共団体は障害者施策の計画を定め、公表しなければならない。政府は計画の実施状況について国会に報告しなければならない。
- 8 教育に関する規定の改正 — 障害者が可能な限りその居住する学校の通常の学級において教育が受けられるような施策に関する規定を追加すること。また、国民の障害に関する理解を促進するため、学校教育・社会教育の場においてノーマライゼーション教育を推進する施策を設けること。
- 9 「発生の予防」等の削除 — 現行法にある「障害の発生の予防に関する基本的施策」の項を削除する。また、現行法のなかの「保護」「処遇」「収容」等の規定ならびに文言を削除あるいはその他の適切な用語に変更する。



## 心身障害者対策基本法の改正

### についての基本的な考え方

- (4) 音声機能障害、言語機能障害又はそしゃく機能障害
- (5) 心臓機能障害、じん臓機能障害、肝臓機能障害、ぼうこう機能障害、直腸機能障害、小腸機能障害、呼吸器機能障害、造血機能障害等の臓器機能障害
- (6) ベーチェット病等の特定の疾患
- (7) 精神薄弱
- (8) 精神障害

#### 第一 題名の改正

法律の題名を「障害者基本法」に改めること。

#### 第二 目的規定の改正（第1条関係）

障害者に関する施策についての国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、保健・医療、訓練、福祉、教育、雇用の促進・安定、年金の支給、生活環境の整備等の障害者に関する施策の基本となる事項を定めることにより、障害者に関する施策を総合的に推進し、もって障害者の社会への完全な参加及び実質的な平等の実現を図ることを、法律の目的とすること。

#### 第三 定義規定の改正（第2条関係）

「障害者」とは、身体上又は精神上の機能又は形態の障害（長期にわたる機能の不全を含み、以下単に「障害」という。）により、健常な活動能力が欠如し、又は減退しているため、長期にわたり日常生活又は社会生活において相当な制限を受ける者をいうこととし、主たる障害を法律上例示すること。

- (1) 肢体不自由

- (2) 視覚障害

- (3) 聴覚障害又は平衡機能障害

#### 第四 個人の尊厳に関する規定の改正（第3条関係）

1 障害者の権利宣言（一九七五 国連総会決議）にうたわれている障害者の完全参加と平等の基本理念を盛り込むこと。

#### 第五 国及び地方公共団体の責務に関する規定の改正（第4条関係）

責務の内容を、障害者の社会への完全な参加及び実質的な平等が具現されるよう必要な施策を講ずることに改めること。

#### 第六 事業者の責務に関する規定の新設

事業者は、社会連帯の理念に基づき、障害者の社会への完全な参加及び実質的な平等の具現に寄与するよう努めるとともに、国及び地方公共団体の施策に協力する責務を有すること。

#### 第七 国民の責務に関する規定の改正（第5条関係）

責務の内容を、国及び地方公共団体の施策に協力することに改めること。

#### 第八 障害者週間にに関する規定の新設

障害者週間（一二月三日～九日）に関する規定を設けること。

#### 第九　自立への努力に関する規定の改正（第6条関係）

障害者は社会活動その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えるられる旨の規定を追加すること。

#### 第十　障害者に関する施策についての計画の策定等に関する規定の新設

- 1 国は、障害者に関する基本的な計画を定め、公表しなければならないこと。
- 2 政府は、毎年、計画の実施状況について国会に報告しなければならないこと。
- 3 地方公共団体も、計画を定め、公表しなければならないこと（市町村は努力義務）。

#### 第十一　障害の発生の予防に関する基本的施策の削除（第2章関係）

現行法第二章（心身障害の発生の予防に関する基本的施策）を削除し、第三章を第二章（障害者に関する基本理念の具現に関する基本的施策）とすること。

#### 第十二　医療、保護等及び訪問指導等に関する規定の改正（第10条・第13条関係）

保健・医療関係の施策と福祉関係の施策とを別々に規定すること。

#### 〔保健・医療関係〕

- 1 保健に関する施策も併せて規定すること。
- 2 在宅医療及びリハビリテーション医療の実施体制の整備を施策内容に盛り込むこと。

#### 〔福祉関係〕

1 現行法では別々に規定されている施設入所・利用の施策（第10条第2項）と居宅介護等の施策（第13条）とをまとめて規定すること。

2 福祉機器給付の目的として、障害者の自立及び社会参加の促進と介護者の労力の軽減とを掲げること。

3 「保護」を削り、「収容」を「入所」に改めること。

#### 第十三　重度心身障害者の保護等の規定の削除（第11条関係）

現行法第11条を削ること。

#### 第十四　教育に関する規定の改正（第12条関係）

障害者が可能な限りその居住する地域の学校の通常の学級において教育が受けられるような施策に関する規定を追加すること。

#### 第十五　職業指導等に関する規定の改正（第14条関係）

障害者が可能な限り一般の雇用に就けるようにするため調査研究を行うこととし、調査研究の対象に職場環境及び就労条件を加えること。

#### 第十六　雇用の促進に関する規定の改正（第15条関係）

- 1 障害者の雇用の促進に加えて、雇用の安定も目的とすること。
- 2 障害者の雇用の促進及び安定に資するため、財政上及び税制上の措置を講ずる旨の規定を追加すること。

#### 第十七　住宅の確保等に関する規定の改正（第22条関係）

- 1 ①住宅の確保、②公共的施設等の構造の改善等、③移動・交通対策の推進の三つの施策を掲げること。
- 2 移動・交通対策の推進の規定においては、交通ターミナル、交通

手段、道路等の構造・設備についての改善及び整備等の具体的な例示をすること。

#### 第十八 情報提供の充実等に関する規定の新設

障害者の情報の収集及びコミュニケーションの確保における困難性を解消・軽減するための情報提供サービスの充実、情報処理・情報通信機器の開発等の施策について規定すること。

#### 第十九 施策に対する配慮の削除（第24条関係）

第24条を削除すること。

#### 第二十 国民の理解に関する規定の改正（第26条関係）

国民が障害及び障害者に対して十分な理解をするように、啓発広報を推進し、また学校教育・社会教育の場においてノーマライゼーション教育を積極的に推進する施策について規定すること。

#### 第二十一 心身障害者対策協議会に関する規定の改正（第4章関係）

- 1 「心身障害者対策協議会」を「障害者協議会」（仮称）とすること。
- 2 中央障害者協議会の委員及び専門委員について、障害者等からも任命すること。
- 3 地方障害者協議会の事務として、当該都道府県又は市町村における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進に係る調査審議を加えること。

東北アジア  
地域協力と日本  
冷戦終焉と経済発展をめざして

蛇名保彦

A5判上製/163頁  
定価3300円

〔主な内容〕

第一部 東北アジア地域協力の意義と課題  
なぜ東北アジアか／東北アジア、地域統合の意義／東北アジア、地域統合の可能性／東北アジア地域協力の課題

第二部 世界経済の再編成と東アジア  
世界経済の再編成／国際経済システムの不安定性／東アジア経済の台頭と課題

第三部 国際分業構造の変化と日本経済  
海外直接投資の効率化と問題点

東京都文京区本郷一十三丁目三八一八六二五五一 振替東京〇一四五〇五 明石書店

## 政策の焦点

# 日本における電気通信庁「OFTEL」「設立」の検討課題

—イギリスの電気通信庁・貿易産業省を視察して—

浜 谷 悩

### 電気通信分野の競争と規制

報告は他の機会にゆずるとして、ここでは、以下、イギリスが電気通信政策として成果をあげてきた「電気通信庁（OFTEL）」についての見聞の紹介と、日本における「電気通信庁」設置の必要性について私見を述べてみることにする。

#### ECC国際会議に社会党が初参加

ECC諸国のかつてを訪問する機会に恵まれた。ECC委員会第一二総局の招きを受けてシャドー・キャビネット情報通信委員会と高度情報化社会研究懇談会は三月十五から十九日の間にドイツ・エッセンシ市で開かれた「第二回日本・ECC国際会議——グローバルコンテキストからみた産業の未来」に参加するとともに、フランス、イギリス、ドイツの情報通信事情を観察した。一行は、田中昭一（労働局長）、松前仰（情報通信政策調査会長）、山田健一（高度情報化社会研究懇談会事務局長）の各衆議員と、田中悦子（田中議員秘書）、浜谷惇（シャドー・キャビネット

務局次長、筆者）の五人であった。

ECC委員会と日本国際問題研究協会（会長：武者小路公秀・明治学院大学教授）が主催する「日本・ECC国際会議」は、これまでECC委員会、学者、産業・経営者を中心進められてきた。今回、三名の議員の参加は、ECC側から強い「歓迎の意」をもって迎えられ、また、稻葉照芳総領事が「議員の参加はこの会議の重要性を示唆している」とあいさつで述べるなど、積極的な意味をもって受け止められた。全体会議での松前議員の報告「日本における高度情報化社会と情報通信産業の未来」、分科会での山田議員の報告「高度情報化社会における国際化と地域化」は、ともに注目を集め高い評価を得ることができた。

これら「日本・ECC国際会議」についての

中で「競争と規制の在り方」を、国民経済、消費者、そこに働く労働者、そして国際関係

イギリスが電気通信分野の自由化と、BT（イギリス電気通信公社）の民営化に踏み切ったのは一九八四年のことである。その頃、日本でもNTTの民営化と、電気通信分野への競争原理の導入、自由化の議論がヤマ場を迎へつあった。当時、筆者は、BT民営化やその後の枠組みとなる「一九八四年電気通信法案」の審議の動向を調査するため社会党に派遣された。「イギリス政府のOFTELの設置を目撃して、電気通信対策特別委員会が派遣した「イギリス電気通信調査団」の一員として参加し、そこでイギリス政府のOFTELの設置を目の当たりにして以後、政策課題の一つとして関心をそそられ続けてきた。

それは、電気通信分野の自由化が進展する

など、それぞれの側面からどのように考えていいか、という政策課題に対し一つの方向を示していると考へたからにはかなりない。イギリスでも、日本でも電気通信分野の自由化は、一方でBT、NTTという巨大企業を民営化し、他方で新規事業への参入促進と魅力のある競争状態の推進という二つの課題の同時解決を迫られている。しかも、BT民営化以後、全国ネットを保有できる事業免許をBTとMCL（マーキュリー）の二者としてきた制限は、一九九一年に貿易産業省が発表した『競争の選択』一九九〇年代の電気通信政策』によって独占から複占、そして完全自由化への転換を図ることになった。一段と「エキサイティングな競争の時代」が予想されている。すでに、CATV事業に電話のサービス提供の免許が与えられていることに加え、新たに五二社から免許申請が出されている。貿易産業省は、このうち、一六社に對しても来年中に認可する考えであるといふ。事業者と消費者に共に魅力のある競争の促進と公共性（Universal Service）の確保という観点から、巨大企業であるがゆえにBTは、料金規制を中心に幾つかの規制を課せらえている。民営化の時点ほぼ一〇〇%であったBTのシェアは、いまでは九〇%台にまで低下してきている。主要企業五〇〇社の九八

%がMCLの利用に移ったのをはじめ、利益の上がるシティ（金融街）で二〇%、国際部門でも二〇%のシェアを失っている。

こうした状況について貿易産業省のレイン次官補（電気通信担当）は、次のように語ってくれた。「電気通信分野における規制がどの程度必要であるかについては、議論のあるところである。BT側から見ると、BTは過剰に規制されていると思っている。しかし、他の事業者からは、規制に賛成という態度が示されている。BTと他の競争事業者が一致している意見というのは、電気通信分野には『何らかのかたちの規制』が必要だ、といつていていることだ。規制がなければ競争 자체が不可能である、とみんな思っている。」

### OFTEL=電気通信庁の役割

BT民営化に伴ってイギリスが採用した最も賢明な選択は、「1984年電気通信法」に基づいて電気通信分野の政策決定機関と規制機関を分離したことにある。つまり、貿易産業省は、電気通信郵電部と無線通信部のもとに、電話、電報、テレックス、画像通信、放送、移動通信、衛星通信、専用線、データ通信などの政策に関わる事項と事業免許の交付などを分担し、他方、OFTELは事業者への免許条件の遵守・運営の監督、料金規制、

事業者間の問題の裁定、反競争的な活動への規制、利用者の苦情処理、など規制・監督の役割を担っている。もちろん、権限が双方にまたがるもの、あるいは運用面から双方の共同作業に任されているものも少なくない。

ここで、私たち一行との会見に快く応じてくれたビル・ウイグルスワース長官が語る「OFTELの役割」を紹介しておきたい。

一、OFTELの重要な仕事の第一は、民間になったBTに対する規制に政治的干渉がないようにすること、第二に、BTが消費者から過大な利益を収奪することのないようにすること、である。

二、産業貿易大臣から出された事業免許の施行について規制の権限、責任はすべてOFTEL長官にある。免許の解釈、それが遵守されているかどうか、モニターされているかどうか。また規制の変更、修正についても長官に権限がある。

一、第一は、電気通信分野において全国的に見て必要かつ妥当なサービスの提供がなされているかどうかを確認する。それはまさにBTに対する免許に反映されており、事業者が健全な経営のもとで全国的に適切なサービスを効率的に確保することにある。第二は、消費者の利益を料金及びサービスその他あらゆる面で確保することである。第三は、サービスの面でも、製品の分野で

も効果的な競争を維持・促進させることで  
ある。その他、電気通信事業者の研究開発  
・投資に関するバランスのチェックなどが  
ある。

— OFTELは、電気通信の自由化とい  
う観点から産業貿易大臣にアドバイスを与  
えている。大臣はアドバイスを無視しよう  
と思えばできるが、長官からのアドバイス  
の内容がいずれ公表されることを知った上  
で意思決定しなければならないことから、  
ほとんどアドバイスを聞き入れてもらつて  
いる。大臣が意思決定するまでの間は、ア  
ドバイスの内容の公表は差し控えてきた。

— 競争の促進をやりながら、それと並行  
してBTに対し直接に介入することを隨  
分やつてきた。要するにBTの業務のやり  
方が効率的になり、料金が安くなり、また  
よりよいサービスが提供できるように、そ  
のために介入してきた。これを私どもイン  
センティブレギュレーションと呼んでいる。  
介入のやり方は、料金をコントロールする  
方法をえて選んだ。料金をコントロール  
する方が、効率をあげていく上で、よりよ  
いサービスを提供していく上で、インセン  
ティブが働くと考えたからである。料金を  
インフレ率と関連付けて規制したことは、  
インセンティブレギュレーションの考え方  
によっている。

また、ウイグルスワース長官は、「OF  
TELの必要性とメリット」について次の  
ように語ってくれた。

— OFTELをつくったことで一番良か  
つたことは、意思決定のプロセスに透明性  
が確保された点にある。つまり、どんな意  
思決定がなされ、なぜ決定が必要であった  
のか、について誰もが知ることができるよ  
うになったことだと思う。例えば、料金見  
直しに対して協議用ドキュメントを用意し  
て、そういうものをすべての人が手に入  
れることができるようになったということ  
である。透明性、開放性、意思決定のオー  
プンネスを確保できたことが最大のことで  
はないかと思う。

— OFTELのモデルは、一九七三年に  
競争と消費者保護を目的として設立された  
公正取引委員会である。これは競争の促進、  
消費者保護の政策を進めていく上でうまく  
機能した。民営化した公益事業については、  
みんな同様の規制機関があるが、そのほと  
んどがうまくいっているといつてよいと思  
う。こうした分野では、政府に確固たる政  
策があれば、それが優先することになる。

— OFTELの初代長官であるカースバ  
ーク卿（現在は公正取引委員会の長官）は、  
大変有能な方で、現在のOFTELのアプ  
ローチを確立したといえる。OFTELの  
職員は、貿易産業省や大蔵省などからの出  
向で構成され、身分は国家公務員である。  
長官は公務員ではないが五年の任期で、一  
〇年間その地位が保障されている特別職で  
ある。

そこでOFTELの概要をざく簡単にみて  
おきたい。OFTELは、政府から独立した  
行政機構であり、長官の任命権は産業貿易大  
臣にある。組織・分担は、長官の下に次官、  
六つの課が置かれている。一課は公衆電気通  
信事業者に関する免許及び競争分野に関わる  
規制、二課は消費者及び国際問題に関わる分

貿易産業省と密接に連絡を取り合っている。

この他、OFTELは、貿易産業省に年一  
回電気通信に関する報告書を提出すること  
とされている。これは、貿易産業省を通じ  
て国会に提出される。貿易産業大臣は、國  
会審議でOFTELの権限に関する事を  
聞かれた場合には、答えなくてよいこと  
になっている。OFTELの長官が答える  
ことになっている。OFTELとして電気  
通信に關係の深い国會議員とは密接に連絡  
を取り合っている。

— OFTELは、その意思決定に当たり  
も効果的な競争を維持・促進させることで  
ある。その他、電気通信事業者の研究開発  
・投資に関するバランスのチェックなどが  
ある。

また、ウイグルスワース長官は、「OF  
TELの必要性とメリット」について次の  
ように語ってくれた。

— OFTELをつくったことで一番良か  
つたことは、意思決定のプロセスに透明性  
が確保された点にある。つまり、どんな意  
思決定がなされ、なぜ決定が必要であった  
のか、について誰もが知ることができるよ  
うになったことだと思う。例えば、料金見  
直しに対して協議用ドキュメントを用意し  
て、そういうものをすべての人が手に入  
れることができるようになったということ  
である。透明性、開放性、意思決定のオー  
プンネスを確保できたことが最大のことで  
はないかと思う。

— OFTELの初代長官であるカースバ  
ーク卿（現在は公正取引委員会の長官）は、  
大変有能な方で、現在のOFTELのアプ  
ローチを確立したといえる。OFTELの  
職員は、貿易産業省や大蔵省などからの出  
向で構成され、身分は国家公務員である。  
長官は公務員ではないが五年の任期で、一  
〇年間その地位が保障されている特別職で  
ある。

そこでOFTELの概要をざく簡単にみて  
おきたい。OFTELは、政府から独立した  
行政機構であり、長官の任命権は産業貿易大  
臣にある。組織・分担は、長官の下に次官、  
六つの課が置かれている。一課は公衆電気通  
信事業者に関する免許及び競争分野に関わる  
規制、二課は消費者及び国際問題に関わる分

野の規制、三課はプレス・広報・図書館・管理・委員会事務局、四課は法務・法律相談、五課は技術分野、六課は経済分析・統計・会計分野からの助言、となっている。職員数は現在一四三名でその多くは、貿易産業省や大蔵省などからの出向者であり、身分は国家公務員である。九一年度の予算は九五〇ポンドとなっている。

### 日本型電気通信庁の検討

BT民営化・自由化以降のイギリスと、NTT民営化・自由化以降の日本のこの分野での政策課題は、前述のOFTEL長官の発言からも明らかとなり、極めて類似している。それは、ともに巨大企業であるBT、NTTを抱えた中で、いかに競争促進の条件を整備し、かつ競争によって得られる利益を社会・経済、利用者にいかに還元させていくか、ということにつきるともいえる。

この場合、イギリスは、「規制がなければ競争 자체が不可能になる」との認識にたって、OFTELを創設し、そのOFTELに、規制に対する権限を大幅に委譲した。本来、市場メカニズムに任せるべき事業を支援する規制のあり方は、それがどれだけ公正・公平に行なわれ、かつ、その決定プロセスがどれだけ透明性を發揮し

てあるかによって、規制官庁である行政に対する信頼度が変わってくるようだ。

日本の規制官庁である郵政省に対する信頼度は、果たしてどの程度であろうか。結論からいえば、とても合格点を与えるような状況にあるとは思えない。信頼を欠く最大の要因は、郵政省が電気通信分野の政策官庁と規制官庁という重要な二つの役割を一緒に行なっているところにある。郵政省が、たとえば時期にかなった先見性のある規制を行ないたいとしたとき、それが郵政省の権益を強めようとするものである、と受け止められてきた事例は少なくない。また、逆に郵政省が行なう政策の提起が、規制を強める意図をもつて提起されている、といわれてきたことも少なくなかった。さらに、郵政省が郵便・貯金・簡保の三つの事業を運営する事業官庁でもあるということから、電気通信分野の政策と規制が、郵政三事業に有利にはたららくなど、疑惑をもつてみられることがあった。内外からは、市場の閉鎖性や行政と企業の癒着といった批判もある。

電気通信分野の競争は、これまで以上に激しくものとなって、「競争と規制」のあり方が厳しく問われることになる。郵政省が打ち出す政策と規制についての内容、方向が素直に受け止められるためにも、また、行政としての信頼を高めるためにも、電気通信分野の

規制機関としての権限を分離、独立させる」とを真剣に検討すべきではないかと考える。

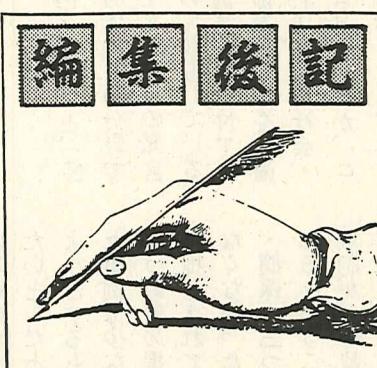
つまり、田中昭一議員も「社会新報」(93年5月11日付)でその必要性を指摘しているとおり、イギリスの経験を参考にした「日本型OFTEL」の権限、組織、規模、運営にあたって郵政省、公取委、国会等との関係など、早急に内容の検討に着手すべきだ、というのが筆者の提案である。郵政省は、かつて電波管理審議会を郵政行政から可能な限り独立したものとする運営に努力した時期があったと聞いている。政府から独立した規制機関を設けている国は、イギリスの他にも、アメリカのFCCやカナダのCRTCなどで成果をあげている点なども参考にすべきだと思つ。社会党では、一九八六年のNTTの民営化、電気通信分野の自由化を決める「電気通信事業法」や「日本電気通信株式会社法」が国会議論された際、独立した規制機関の必要性を指摘してきた。イギリスの一〇年近い経験からみて、「日本型OFTEL」の検討が、日本の電気通信事業と利用者、さらに情報インフラの整備充実にあたる郵政行政の政策と規制に対する公正・公平・透明さを高め、信頼度を強めていくことにを可能にする間違いない選択であると思う。

(はまたにあつし・

★「軍人・軍属等として動員された外国人のうち、同様の体験をした国民と比較して著しい不利益を受けている者について、道義的な見地に立って各般の方策を調査・検討すること。」これは、自民党的反対で実現しなかつた社会党の附帯決議案。五月十一日、参議院厚生委員会理事会は、政府の戦傷病者戦没者遺族等援護法改正案について協議し、満場一致が慣行であるため自民党の主張通り、法律は附帯決議なしで成立した。★先の大戦で、軍人・軍属等として動員された旧植民地・占領地の人々は、たとえ朝鮮半島出身者だけでも約二四万人とされている。恩給法や右の援護法は、公的年金などと比べて高い給付水準を保っているが、両法の国籍要件によってこれらの人々は除外されている。それは、サンフランシスコ平和条約で、これらの問題は別に日本と分離独立国との間で認められるとされたため。★しかし、北朝鮮とはまだ決着がついていないし、日韓条約等すべて解決済みと政府のいう韓国は、旧軍人・軍属等であった在日韓国人に対して何もしていない。政府は、条約等からみてそれは韓国政府の責任であって、日本に関係ない

という。★この人々は、植民地政策によって日本人にさせられ、平和条約後に日本政府の一片の通達によって国籍を喪失した。そこで、さすがに厚生省は法律論だけでは分が悪いと、両法の国籍条項によって外された旧植民地国民でも、通達によって帰化すれば対象にしてきた。しかし、それもこの五月十四日に廃止通達が出され、「杓子定規」だけ残されることとなつた。★この問題が注目されるのは、カンボジアのPKO業務を撤退させない政府の論理と同類で、生きた人間の問題にとりくむ現実政治らしい対応がないこと。現に、北朝鮮との間の困難を解決する展望のないうちに、対象者は高齢化し死亡してゆく。韓国の責任といっても、同じこの社会に定住している納税者が放置されていることは、対象となつていていた日本人からみても不合理・不公平であつて、とうてい他人事では済まされない。★法制度ばかりでなく経過や約束ごとに、平和と人権といった政治本来の理念に照らして解釈・運用されるべきである。国会は、この点で行政をリードしなければならない。党の戦後補償対策特別委員会から、その解決プログラムが提案される日も近い。

(道)



### 政策資料編集委員会

委員長 日野市朗  
編集委員 石橋大吉  
鈴木久  
松前仰  
山本正和  
藁科満治  
渡辺銳氣  
石田好数  
原野人  
小川正浩  
渡辺博  
元信堯  
河野道夫  
早川幸彦  
長谷川崇之

小野信一  
外口玉子  
元信堯

### 「政策資料」購読料のお知らせ

定価一部 三〇〇円  
五一枚

年間購読料 四二〇〇円(前納)

郵便振替 東京8-80821

又は

大和銀行 衆議院支店

普通 203888

日本社会党政策審議会



# **POLICY AND LEGISLATION**

## **SEISAKU SIRYŌ**

---

**June 1993**

**No. 321**

---

<Foreword>

SUZUKI Hisahi,  
Vice-Chairman of the Party's Policy Board

<Features>

I. Political Reform Measures

Summary of the 6 laws on political reform drafted jointly by the SDPJ and Komeito

II. Energy policy programs of the 2 policy commissions of the SDPJ

Clean and earth-friendly energy policy proposals

Comprehensive energy policy proposals

<Documents>

The four parties' joint proposals on amendments to the Labor Standard Law

Summary of the draft law on improving the employment conditions of forestry workers

Statement on the killing of a Japanese in Cambodia

Basic ideas on amendments to the Basic Law for the Physically and Mentally Handicapped Persons

<Monthly Focus>

Tele-Communication Agency in Japan---Issues to be solved for the creation of OFTEL

---

**政策資料 6 月 号**

---

編集人 政策資料編集委員会

発行人 日野市朗

発行 日本社会党政策審議会

〒100 東京都千代田区永田町2-2-1

衆議院第一議員会館

電話 03(3581) 5111 内線3886~7

FAX 03(3502) 5857

---

定価300円 (送料51円)

**PUBLISHED BY POLICY BOARD  
THE SOCIAL DEMOCRATIC PARTY OF JAPAN**

First Members Office Bldg., the House of Representatives  
2-1, Nagata-cho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan  
Phone(03)3581-5111 Ext.3886~7 Fax(03)3502-5857